

## 近代女子教育の成立をめぐる日中関係史研究

董, 秋艶

<https://doi.org/10.15017/1500480>

---

出版情報：九州大学, 2014, 博士（教育学）, 課程博士  
バージョン：  
権利関係：全文ファイル公表済

# 近代女子教育の成立をめぐる日中関係史研究

董 秋艶

## 図表等目次

### 【第1章】

|                    |    |
|--------------------|----|
| 写真 1-1 京師大学堂総教習呉汝綸 | 22 |
|--------------------|----|

### 【第2章】

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 表 2-1 中国の女性に関する記事【呉汝綸視察前】 | 29 |
| 表 2-2 中国の女性に関する記事【呉汝綸視察後】 | 37 |

### 【第3章】

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 図 3-1 呉汝綸が記した日本の女性の進学ルート | 52 |
|--------------------------|----|

### 【第4章】

|                 |    |
|-----------------|----|
| 表 4-1 東洋婦人会職制一覧 | 65 |
|-----------------|----|

### 【第5章】

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 図 5-1 欽定学堂章程                | 80 |
| 図 5-2 奏定学堂章程                | 82 |
| 表 5-3 1902-1907 年設立した女学堂一覧表 | 94 |

### 【第6章】

|  |     |
|--|-----|
| 表 6-1 蔡元培が記した男子普通教育教科目                         | 107 |
| 表 6-2 蔡元培が記した女子 3 級 4 級の普通教育教科目                | 107 |
| 表 6-3 「女子師範学校規程」(1912 年) と「師範学校規程」(1907 年) の比較 | 116 |

## 凡例

- I. 史料の引用に際しては、次のような基準にしたがった。
  1. 旧字体の漢字は、原則として通行の字体に改めた。
  2. 仮名遣いと清濁音は、原文のままとした。
  3. 中略などは「・・・(中略)・・・」で示した。
  4. 引用が短文の場合は「」を付けて文中に挿入し、長文の場合は本文より一文字下げて記載した。
  5. 不自然な文字・文章には(ママ)を付した。
  6. ルビは特に記さないかぎり、原文のものである。
  
- II. 年号表記は原則として西暦表記とし、引用部分に関して日本のものは原文の記載の通りとし、中国のものは原文にさらに西暦を加えて記載した。
  
- III. 本研究では、日清戦争後の1894年から1911年までの時期を「清末中国」、1911年から1922年までの時期を「民国初期」と表記した。
  
- IV. 本文中の敬称は略した。
  
- V. 註は各章末に一括して掲載した。

# 目次

図表等目次

凡例

## 序 章 本研究の視座と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第1節 本研究の課題 1

1-1 清末中国の教育改革に関する研究 2

1-2 清末中国教育改革と明治日本との関係に関する研究 3

第2節 本研究の方法 5

第3節 本論文の構成 7

## 第1章 清末中国政府の「日本モデル」教育改革・・・・・・・・・・14

第1節 清末新政における「救国」策の教育改革 14

第2節 管学大臣張百熙の学制案 19

第3節 京師大学堂総教習吳汝綸による新学制策定のための日本視察 21

小括 24

## 第2章 日本教育界の働きかけ—吳汝綸の日本視察を通して・・・・・・・・28

第1節 日本教育界による中国女子教育への関心 29

第2節 吳汝綸の視察に対する対応 32

2-1 女子教育制度化の説得 33

2-2 吳汝綸の女子教育観の引き出し方 35

第3節 女性雑誌に現れた「無教育」な中国人女性に関する記述 36

小括 40

## 第3章 吳汝綸による日本女子教育情報の受容・・・・・・・・・・45

第1節 日本視察中の吳汝綸の女子教育認識 46

第2節 「賢母」養成のための德智体三育教育案 48

2-1 体育への着目 48

2-2 徳育に関する主張 50

第3節 女学校における教員養成に関する情報 52

小括 54

## 第4章 日本教育界の「清国派遣女教員」養成事業・・・・・・・・・・58

第1節 東洋婦人会発足の契機 58

第2節 東洋婦人会の設立 62

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第3節 東洋婦人会による「清国派遣女教員養成」事業の開始 | 65 |
| 3-1 在日中国人への接近                | 65 |
| 3-2 中国派遣女教員の養成               | 68 |
| 小括                           | 72 |

## **第5章 「賢母」養成を目的とした女子教育制度・・・・・・・・・・79**

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 第1節 「奏定学堂章程」における女子教育の受容       | 79 |
| 1-1 「奏定学堂章程」の誕生               | 80 |
| 1-2 教育行政機関「学部」の設立             | 83 |
| 1-3 「蒙養院章程及家庭教育法章程」にみる女子教育の意義 | 86 |
| 第2節 「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」の頒布   | 90 |
| 2-1 両章程に見る女子教育の意義             | 90 |
| 2-2 両章程の制定に至る事情               | 92 |
| 小括                            | 95 |

## **第6章 中国近代学制の歴史的変容—民国初期における教育制度「壬子癸丑学制」制定に注目して—・・・・・・・・・・100**

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 第1節 「普通教育暫行弁法」における女子教育制度の策定          | 101 |
| 1-1 「普通教育暫行弁法」にみる女子教育観               | 101 |
| 1-2 学制起草委員会の女子教育学制案                  | 103 |
| 1-3 初代教育総長蔡元培の女子教育観                  | 105 |
| 第2節 「壬子癸丑学制」における女子教育規程の特質—日本との比較を通して | 111 |
| 2-1 学校令における女子教育の内容                   | 111 |
| 2-2 日本の女子教育制度との比較                    | 114 |
| 第3節 女子教育政策の揺らぎ                       | 117 |
| 3-1 教育総長范源濂の女子教育観                    | 117 |
| 3-2 袁世凱帝政期の女子教育政策                    | 120 |
| 小括                                   | 123 |

## **終章・・・・・・・・・・129**

|               |     |
|---------------|-----|
| 第1節 本論のまとめと結論 | 129 |
| 第2節 今後の課題と展望  | 132 |

|         |     |
|---------|-----|
| 史料・参考文献 | 134 |
|---------|-----|

## 序章 本研究の視座と課題

### 第1節 本研究の課題

本研究は、清末中国（以下、中国と記す）の女子教育制度の策定をめぐる日本教育界の働きかけと、これに対する中国の受容を分析することにより、清末中国における女子教育の制度化過程を明らかにする。さらに当時の日中相互の女子教育に対する認識を明らかにすることにより、近代日中関係史を解明することを目的とする。

1894年、朝鮮の権益をめぐる勃発した日清戦争で、中国は日本に敗れた。この敗戦を機に、康有為ら変法派と張之洞ら一部の地方官僚は、明治維新を手本に「変法強国」を行うべきと唱えるようになる。日本の勝利は、明治政府が「西式的」学術や制度を輸入したことによると考え、日本に留学生を送り出したほか、教育に関する調査も推進することとなった<sup>1</sup>。こうした中、1899年に義和団事件が起こり、「内憂外患」の感を募らせた清政府は、1901年に新政を行い<sup>2</sup>、具体的な政策方針として「育才」「興学」を掲げた。

「教育救国」を目的とする教育制度改革がまさに始まろうとしていたのである<sup>3</sup>。学制改革の任務を管学大臣張百熙（以下、管学大臣張と記す。管学大臣とは日本の文部大臣に当る）<sup>4</sup>に命じ、彼はこれを果たすために、1902年に京師大学堂の総教習吳汝綸（以下、吳）を日本に送り、教育制度視察を行わせた<sup>5</sup>。吳の視察後の1904年、中国初の近代教育制度である「奏定学堂章程」が定められ、この中に女子教育の意義を認める「蒙養院章程及家庭教育法章程」も含まれた。この3年後、正式に女子教育制度に関する章程が頒布されたのである。

清末日中関係史に関する研究では、日清戦争における日本の勝利によって従来の日中の国際的地位が逆転したこと、そして中国での利権獲得を狙う帝国主義列強に日本が一躍仲間入りを果たし、中国への軍事進出の出発点となったことが明らかになっている<sup>6</sup>。さらに山室信一の研究によれば、日清戦争後、中国の変法派と一部の地方官僚らが日本留学論を主張するようになったのは、日本側の働きかけによるものであり、日本との軍事的提携と利権拡張という二つの政治的効果を得るためだったとしている<sup>7</sup>。実際に日本は、中国と連携してロシアなどと対抗するための具体策として、康有為と張之洞らに対して新教育の必要性を説くとともに、日本への留学生派遣が急務だと伝えた<sup>8</sup>。さらに、鉄道敷設権などの

利権拡張を実現するための見返りとしても、留学生招聘を提案した<sup>9</sup>。また、朝鮮をはじめアジアの多くの国々はそれまで中国を模範としてきたが、この留学生招聘事業は国民国家形成で一步先を行く日本に目を向けさせる契機ともなった<sup>10</sup>。

本研究では、こうした大きな歴史的転換期において、新たにアジアの模範としてのし上がった日本が、中国に対して教育改革を通じた国民国家形成を嚮導し、中国の教育権を獲得しようとしたことを論じる。つまり、清末中国の近代教育成立史研究に本研究は位置付くのであり、また日中教育関係史の更なる解明を目指すものでもある。まず本節では、清末中国の教育改革に関する研究と清末中国教育改革と明治日本の関わりについての先行研究の動向について述べ、本研究の位置づけを考察するとともに、課題と方法を明示することとする。

## 1-1 清末中国の教育改革に関する研究

中国近代教育史研究では、主として教育制度史研究と教育思想史研究の分野で研究成果が積み重ねられてきた。

教育制度史研究として、まず中国における研究では、1930年代に発表された陳翊林による『最近三十年中国教育史』、陳青之『中国教育史』、陳東原『中国教育史』、そして周予同の『中国現代教育史』などが挙げられる。1960～70年代には、陳啓天の『近代中国教育史』、陳景磐編による『中国近代教育史』などが発表された。こうした研究の多くは、政府から出された教育法令や制度、政策の展開過程を明らかにすることに主眼を置くものであった。これらの先行研究では、「奏定学堂章程」が日本の制度をモデルとして制定されたことが指摘されるとともに、中国を植民地化する日本の思惑の下で起こった教育権の「侵略」であると論じている<sup>11</sup>。

一方、日本側の先行研究では、平塚益徳『近代支那教育文化史』、小野忍・斎藤秋男『中国の近代教育』、多賀秋五郎による『中国教育史』や『近代アジア教育史研究』などがある。中国人留学生らの活動の他、お雇い日本人教習や日本視察といった政策が推進されたことが明らかになり、やはり中国初の近代学校制度は日本を模したものだだったことが指摘された<sup>12</sup>。このように、清末の教育改革の全体像は、先行研究によって徐々に浮彫りにされてきている。

近代教育思想史研究も1930年代に黎明を迎え、舒新城の『近代中国教育思想史』、任時



先『中国教育思想史』などの研究が発表された。そして1970年代には蘇雲峯によって『張之洞與湖北教育改革』などが発表されているが、これらの研究においても、中国が日本を介して西洋の学校制度を理解し、受容しようとしたという指摘がなされている<sup>13</sup>。

1990年代は、研究史上、大きな展開が起こった時期である。その端緒となったのが、阿部洋による研究である。阿部は、従来の制度史及び思想史の研究においては「中国近代教育を当時の中国歴史的・社会的文脈のなかで実態的に解明しようとする視点が欠如していた」と鋭く批判した。その上で、「学堂の中国社会における在り方や、学堂教育の具体的状況を解明することを通して、中国教育近代過程を構造的に把握」することが必要だと述べている。その代表的な研究成果は、『中国近代学校史研究—清末における近代学校制度の成立過程』<sup>14</sup>である。清政府の施策の地方への浸透過程が詳細に分析され、当時各地で活躍した日本人教習の役割についても検討している。そして日本の学校制度をほぼ全面的に導入したのは「奏定学堂章程」成立後であったことを指摘した。

このように、戦前からすでに始められた教育制度史や教育思想史分野の先行研究においては、中国における最初の近代学校制度が日本の制度をモデルにしていたことが明らかになっている。しかしながら、その学校制度の策定過程における具体的な受容の経緯に関する究明は行われていない。そして、近代学校の具体的状況を社会史的視点から解明しようと試みた阿部洋の研究においても、「奏定学堂章程」後に地方へといかに近代教育が浸透していったかということや、地方の学校で活躍した日本人教習の役割の分析に主眼が置かれている。また、先行研究においては「奏定学堂章程」に女子教育が含まれていなかったということが通説になってしまっている。

## 1-2 清末中国教育改革と明治日本との関係に関する研究

清末中国の教育改革と明治日本の関わりについての先行研究は、中国人留学生に関する研究、お雇い日本人教習に関する研究、対日教育視察に関する研究がある。

清末中国の「日本留学ブーム」に関しては、日中両国とも早い時期から研究の対象となり、その研究成果もきわめて多い。日本では、実藤恵秀が戦時から戦後にかけて中国人留学生に関する研究を行っている。代表的なものとして『中国人日本留学史稿』<sup>15</sup>があり、戦後大幅に改訂増補を行って『中国人日本留学史』<sup>16</sup>を刊行した。また、自ら留学生教育に携わった松本亀次郎の『中華留学生教育小史』<sup>17</sup>がある。中国では、舒新城が著した『近

代中国留学生史』<sup>18</sup>がある。そして、戦後、日中両国が様々な視点からこの清末の中国人日本留学を取り上げ、研究を行ってきた。例えば、中国の近代化と留学に関する代表的研究として、黄福慶『清末留日学生』、細野浩二「中国対日留学史に関する一問題—清末における留学生派遣政策の成立過程の再検討」などがある<sup>19</sup>。さらに、留日学生と革命運動、留日学生の実態、留学生の受入校などの研究も数多く行われてきた<sup>20</sup>。

お雇い日本人教習に関する研究は、1980年代に入ってから盛んに行われ始めた。日本では1983年に阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦』が発表され、さらに1984年以降阿部をはじめ蔭山雅博、稲葉継雄らによって行われた共同研究「お雇い日本人教習の研究—アジアの教育近代化と日本人—」なども挙げられる<sup>21</sup>。中国では1988年に汪向荣によって『日本教習』が発表された<sup>22</sup>。近年になって、清末日本人教習に関する研究は、地方や各学堂の日本人教習の実態追跡にまで及ぶようになってきている<sup>23</sup>。

対日教育視察に関する研究において、先述した実籾恵秀は、戦時中から戦後にかけて『日本文化の支那への影響』、『近代日支文化論』、『明治日支文化交渉』、『近代日中交渉史話』などの論稿を発表し、最も早く明治以降日本に遊歴した中国人の紀行を紹介しながら日本文化の中国への影響を論じた。その後、阿部が『中国の近代教育と明治日本』の中で20世紀初頭に行われた「日本モデル」の教育改革を論じており、日本の教育に関する情報源の一つとして、当時中央政府から派遣された呉汝綸や地方督撫から派遣された羅振玉などの教育視察を取り上げている<sup>24</sup>。また、田正平は1992年「清末における中国知識人の日本教育視察」という論文の中で、清末中国知識人の日本での教育視察活動を視察記録や日記を通して考察し、中国における教育の近代化に果たした彼らの役割とその意味を分析した<sup>25</sup>。汪婉は1998年『清末中国対日教育視察の研究』において、清末における日本教育視察前後の過程を考察し、派遣された視察官による調査報告書が当時の教育改革の参考資料とされ、中国近代学制の策定に影響を与えたことを指摘している<sup>26</sup>。

このように、清末教育改革と明治日本との関連を考察する研究の多くは、中国人日本留学生や日本人教習、日本視察などの活動を取り上げて分析を行い、清末中国の教育近代化過程において日本が果たした具体的な役割を解明しようとしている。つまり、これまで清末中国の近代教育制度化から日中関係を見る試みは行われてこなかったといえる。

さらに言えば、先述した中国側の研究の多くは、近代教育改革への日本の関与を「圧力」「侵略」として論じてきた。これに対して、阿部を始めとする近年の多くの研究においては、明治日本が中国の教育の近代化にいかにか貢献したかという語り方がなされている。

阿部は清末中国と明治日本の文化教育交流を「日中蜜月の時代」<sup>27</sup>と表現した。しかし、なぜ日本が中国における教育の「近代化」に携わろうとしたのか、という根本的な問いが残る。日本が中国における教育の「近代化」に携わったことは事実である。しかし、その事実の奥に何があったのかについて敏感になる必要があるだろう。さらに中国側の視点から見ると、中国の近代化に日本が関係することができたということは、日本の指導を受けることを中国側も認めていたといえる。つまり、中国が日本の教育の近代化から何を学ぼうとしたかについても検証する必要があると考える。日本が中国を「侵略」したという論調、日本が中国の教育の近代化に貢献したことを強調する論調、どちらにしても清末中国の教育改革をめぐる日中交流史を語ることはできないのである。

こうした問題認識のもとで、本研究は、当時の学制の制定過程に改めて目を向け、そこに現れた日中両国の動きや双方の認識に迫りたいと思う。これまで整理してきたように、清末の学制改革は日本をモデルとしていた。学制制定の背後には、日中両国のモノや人の動きがあり、当時の日中の相互認識が紡ぎ出されていたといえよう。

## 第2節 本研究の方法

本研究は、前節で述べたように、清末の教育改革において日本が「なぜ中国の教育改革に携わろうとしたのか」、そして中国が「日本の教育に何を学ぼうとしたのか」を明らかにすることにより、日中相互の認識を明らかにするものである。本研究では、この問いに答えるために、清末女子教育制度の策定過程に着目する。

1901年の新政における教育改革では、女子教育の改革は計画されていなかった。しかし、呉の日本視察後に発布された「奏定学堂章程」には、女子教育の意義を認める「蒙養院章程及家庭教育法章程」の一章程が設けられている。さらにその3年後に女子近代教育制度として「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」が頒布された。

清末の女子教育改革に関する研究は、主として中国女子教育史研究の中で語られてきた。女子教育史に関する研究は、戦前の1936年に程謫凡が著した『中国現代女子教育史』<sup>28</sup>から始まる。以後の研究は、1996年に杜学元が著作した『中国女子教育通史』まで待たなければならなかった<sup>29</sup>。これらの研究は、両章程の内容に着目し、外国に留学した女学生が増加したことや、留学生らによって日本の近代教育が伝播したことが指摘されている。また、2007年に崔淑芬が著した『中国女子教育史—古代から一九四八年まで—』や前述の

阿部洋の研究においても、日本の学制を全面的に模して作られたのが「奏定学堂章程」であると論じている。一方で、1907年に頒布された「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」に関しては、日本の教育制度を完全に模倣したのではなく、特に留学生を通じて影響関係があったということが指摘されるにとどまっている<sup>30</sup>。もちろん留学生による間接的な影響があったことは明確であるものの、中国政府から日本に派遣された呉によって、「奏定学堂章程」制定以前にすでに直接日本から近代女子教育に関する情報がもたらされていたことを忘れてはならない。

清末の女子教育改革に関する記述は、中国女子留学史と中国女性史の研究にも見られる。これらの研究は、清末留日女学生による新思想の宣伝や教育活動などを取り上げて分析し、彼女らの活動を介して日本が中国の社会、文化、革命など様々な分野に影響を与えたと指摘している<sup>31</sup>。

さらに、清末の女子教育と日本の関わりに関しては、前述した阿部の『中国の近代教育と明治日本』がある。留日女学生の教育、留日女学生帰国の活動、さらに日本人女教習の活動を取り上げ、中国近代女子教育の発展に貢献したことが指摘されている。また、1984年から阿部洋の指導のもとに行われた「お雇い日本人教習の研究—アジアの教育近代化と日本人—」という共同研究の中に、小川嘉子による「清末の近代学堂と日本女子教習—広東女子師範学堂を中心に—」という論文がある。小川は日本人女教習の活躍と役割を分析し、日本の女子教育をモデルとして清末女子教育の普及が推進されたことを論じている<sup>32</sup>。

ここで改めて諸研究を整理すると、中国の女子教育史研究や留学史研究などにおいて、日本の女子教育から影響を受けつつ清末の女子教育制度が策定されたことはすでに指摘されている。つまり、清末の女子教育改革が日本の教育制度に影響を受けて行われたこと、そして実際に中国女子教育の現場に日本が携わっていたことは先行研究でも明白になっている。しかしながら、その直接的な関係を究明するまでには至っていない。

本研究で問うべき課題は、清末の女子教育制度が日本からいかなる影響を受け策定され、中国がなぜ女子教育の制度化が必要と考えるようになったのかという点である。これらの課題を明らかにしていくと、日本人教習がなぜ中国の女子教育の近代化過程に参加できたのかも自然と明らかとなる。

本研究は、学制策定のために日本に派遣された呉に注目する。清末の教育改革や中国近代学制などについて、日中両国の先行研究はともに呉の日本視察に着目してきた。これらの研究では、彼の視察日記などに見られる教育案が近代学校章程に多く反映されて

いることや、彼の日本視察と教育改革案の持つ歴史的意義について指摘されている<sup>33</sup>。しかし、女子教育改革に関する言及は無い。先述のように、清末新政において女子教育改革は計画されていなかった。したがって「奏定学堂章程」には女子教育が含まれなかったというのがこれまでの通説である。しかしこの章程には、女子教育の意義を認めた「蒙養院章程及家庭教育法章程」が設けられている。これこそ、本研究で着目する呉が、日本視察を通してもたらした変化なのである。呉の視察報告書『東遊叢録』<sup>34</sup>と「書簡」<sup>35</sup>、そして日本で発行された新聞記事<sup>36</sup>を見てみると、日本の女子教育制度も含めた視察が行われていたことが分かる。そして、日本の教育界は、清末政府の学制制定の直接的な担い手である京師大学堂総教習の呉による日本の視察に対して、「十分の便宜を與へて」臨むべきと呼びかけていた<sup>37</sup>。

本研究で明らかにするように、「奏定学堂章程」にある「蒙養院章程及家庭教育法章程」は、家庭教育のための女子教育の必要を認めた上で策定された一章程であった。そして、3年後に出された女子教育の両章程でも家庭教育を担う女子に対する教育の必要性が唱えられている。これは、呉によってもたらされた日本の教育情報の影響を受け、女子教育の意義が当時の清政府でも認識されたことを示している。本研究では、近代教育制度の策定過程で行われた日本視察に着目し、その視察をめぐる日本と中国の動きを追う。近代女子教育制度の導入をめぐる日中のやりとりを読み解くことで、当時の日中関係を明らかにすることを目指したい。

### 第3節 本論文の構成

本論文は6章構成である。

第1章では、1901年清政府の新政で「日本モデル」の教育改革が採用された経緯と、これを契機として日本視察が計画実行されたことを検証する。具体的には、まず新政に上奏された地方官員の改革案の多くが1898年各省に頒布された湖広総督張之洞の『勸学篇』の内容を採用し、日本をモデルとした教育改革を推進したこと、そして管学大臣は学制制定のために欧米各国と日本視察を計画したものの、京師大学堂総教習に選ばれた呉は欧米ではなく日本視察を行ったこと、さらにその新政には女子教育の制度改革が含まれていなかったことを明らかにする。

第2章では、主に日本の女子教育界雑誌、呉の視察日記などを用いて、この時期の日本

が中国の女子教育普及に対していかに働きかけようとしていたかを明らかにする。そのために、まず呉が来日する前に日本の女子教育界雑誌に掲載された中国女子教育関連記事を分析し、その特徴を示す。その上で、呉の視察に対する日本の教育界の働きかけとその後女性雑誌に起きた変化について分析し、教育界が呉に女子教育に関心を持たせるよう日本の女子教育情報を提供するとともに、呉に中国の女子教育について語らせ、これを材料として本格的に日本の女性に中国の女子教育への関心を持たせようと啓蒙し始めたことを論じる。

第3章は、呉の視察報告書『東遊叢録』、「日記」、日本の女性教育界雑誌、さらに日本の新聞記事と呉の書簡を加えて、呉が中国に持ち帰った日本の女子教育情報を明らかにする。呉が日本を手本としながらも、儒学女教訓書に基づく道德教育の充実を図るなど、中国独自の德智体三育の女子教育改革を目指そうとしたことも明らかにする。

第4章は、呉の視察後における女子教育界の動きを考察する。東洋婦人会の設立は、呉の視察前に下田歌子、清藤秋子、在日中国人潘雪箴によって提案された。この東洋婦人会の設立経緯や事業概要などを本章では取り上げる。呉の視察後に設立された東洋婦人会は多くの教育者や有力者の賛同を得て設立され、事業対象も中国だけでなく「東洋」の婦人を含んでいたことを論じる。その上で、東洋婦人会の教育事業活動は「東洋」諸国の女性を「裨補」の対象としていたものの、実際に行われた「裨補」事業は、清末中国へ派遣する女子教習の養成であったことを論じる。

第5章は、日本視察日記に記した「賢母」養成に関する女子教育情報の内容、呉が説いた「賢母養成」の教育案、そして1904年の「奏定学堂章程」との関連を探る。「奏定学堂章程」は女学堂の設立を行うことまでは定めなかったものの、家庭教育を行うための女子教育の必要を認めていた。それは「蒙養院章程及び家庭教育法章程」の一章程を制定したということから分かる。具体的な方法としては、各家庭に教科書を送り、母親が子どもに家庭教育を行うこと、そして各家庭が幼稚園のような場所になるようにすべきであると記されている。一方で、育嬰堂と敬節堂に蒙養院を設け、育嬰堂の乳母と敬節堂の女性を蒙養院の保母になるように教育したり、家庭教育の補助を行うように計画したのであった。さらに、1907年に公布された「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」の制定やその内容にも、呉が日本から持ち帰った女子教育の情報が参考とされていること、制定に3年を要した経緯を明らかにする。

第6章では、民国初期に女子教育制度が議論され策定されたことを検証し、民国初期の

「壬子癸丑学制」が清末の「奏定学堂章程」をいかに受容したのかを明らかにする。まず、臨時民国（南京）成立直後に教育部が公布した「普通教育暫行弁法」に着目し、初等小学校の「男女同校」を認めたことを、初代教育総長や草案起草委員らの女子教育観を分析することにより明らかにする。次に「壬子癸丑学制」の女子教育制度に着目する。後任の第2代教育総長范源濂が、小学校の男女共学と女子の中等教育などを制度化しながらも「男女別学」の方針で教育を行おうとしたことについて論じる。これは蔡元培の考えた「男女共学」を通じて「社会」にも貢献する「良妻賢母」を養成する教育とは異なっていた。さらに、袁世凱帝政期の教育政策では、専ら「家政」に専心する「良妻賢母」を養成する女子教育を進めようとしていたことを論じる。

## 【註】

- 1 1898年、康有為ら日本の教育モデルを推進する維新変法派は、主に新聞を通して日本の教育改革を伝えようと試みた。また日本の教育に関する書物や新聞記事を翻訳して出版することにも努めた。たとえば1877年駐日公使の書記官として来日した黄遵憲が書いた『日本国志』を再出版するなどした（阿部洋著『中国の近代教育と明治日本』（異文化接触と日本の教育⑥）福村出版、1990年）、黄明同・呉熙釗『康有為早期遺稿述評』（附：「傑士上書彙録」中山大学出版社、1988年、297頁）、康有為『日本書目志』、蔣貴麟主編『康南海先生遺著彙刊（十一）』、「日本遊学派遣上論」（（光緒24（1898）年7月）、湯志鈞・陳祖恩編『中国近代教育史史料匯編・戊戌時期教育』上海教育出版社、1993年、57頁など参照）。開明派にも賛同の意が見られる。1897年、湖広総督張之洞の『勸学篇』も日本への留学や調査を勧めており、その翌年に姚錫光を日本視察に派遣した。（『東瀛学校舉概』）、また1900年には両江総督劉伸一が潘学祖を派遣した（『考察東瀛農工記』）。
- 2 『大清景光緒皇帝德宗実録』（巻476 光緒26年十二月丁未）華聯出版社、1964年、8～10頁
- 3 同上、2頁
- 4 1902年1月10日、張を管学大臣に任命し、学堂の整備と学堂章程制定を任せた。同上『大清景光緒皇帝德宗実録』巻491、1頁、光緒二十七年辛丑十二月癸巳
- 5 実際には張が強制的に呉を大学堂総教習に推薦するよう上奏したという。『桐城呉先生（汝綸）年譜』（以下「年譜」と略記）（呉汝綸撰、嚴一萍編『桐城呉先生全書』10所収、藝文印書館、1964年）巻2、30～33頁及び同書所収「諭児書」20～21頁より引用。詳しくは容應萸「呉汝綸と『東遊叢録』—ある「洋務派」の教育改革案—」（平野健一郎編『国際関係論のフロンティア2 近代日本とアジア：文化の交流と摩擦—』東京大学出版、1984年）を参照のこと。
- 6 菅野正『清末日中関係史の研究』（汲古書院、2002年）、信一清三郎編『日本の外交』毎日新聞社、1961年）などがある。
- 7 山室信一『思想課題としてのアジア—基軸・連鎖・投企—』岩波書店、2001年
- 8 同上、張之洞「総理衙門宛電奏」（光緒23（1897）年12月10日）『張文襄公全集』3、巻79、電奏七、文海出版社版、1928年
- 9 矢野文雄「清国留学生ノ引受ノ義ニ関シ啓文往復ノ件」（1898年5月）（前掲、山室信



---

一、 319 頁)

10 同上、山室信一

11 陳翊林『最近三十年中国教育史』(上海太平洋書店印行、1930年)、周予同『中国現代教育史』(良友圖書印刷公司印行、1934年)、陳青之『中国教育史』(商務印書館、1936年)、陳啓天『近代中国教育史』(中華書局、1969年)、陳景磐『中国近代教育史』(人民教育出版社、1982年)。

12 平塚益徳『近代支那教育文化史』(目黒書店、1942年)、小野忍・斎藤秋男『中国の近代教育』(河出書房、1948年)、多賀秋五郎『中国教育史』(岩崎書店、1955年)、『近代アジア教育史研究』(上・下巻、岩崎学術出版社、1969年)。

13 舒新城『近代中国教育思想史』(中華書局、1930年)、任時先『中国教育思想史』(商務印書館、1937年)、蘇雲峯『張之洞與湖北教育改革』(台北、中央研究院近代史研究所、1976年)。

14 阿部洋『中国近代学校史研究—清末における近代学校制度の成立過程』福村出版、1993年

15 実藤恵秀『中国人日本留学史稿』日華学会、1939年

16 実藤恵秀『中国人日本留学史』くろしお出版、1960年

17 松本亀次郎『中華留学生教育小史』東亜書房、1931年

18 舒新城『近代中国留学生史』(中華書局、1931年)

19 黄福慶『清末留日学生』(中央研究院近代史研究所、1975年)、細野浩二「中国対日留学史に関する一問題—清末における留学生派遣政策の成立過程の再検討」(早稲田大学史学会『史観』第86・87冊、1973年)。

20 巖安生『日本留学精神史：近代中国知識人の軌跡』岩波書店、1991年。王柯編『辛亥革命と日本』藤原書店、2011年。王嵐『戦前日本の高等商業学校における中国人留学生に関する研究』学文社、2004年。大里浩秋・孫安石編『中国人日本留学史研究の現段階』御茶の水書房、2002年など。

21 阿部洋編「お雇い日本人教習の研究—アジアの教育近代化と日本人」『日本比較教育学会紀要』第8集、1984年。他に、蔭山雅博「清末江蘇省の教育改革と日本人教習」『日本の教育史学』第31集、1988年がある。

22 汪向荣『日本教習』生活、読書、新知三聯書店、1988年

23 銭春蘭「中国近代教育史上の日本人教習」(『教育研究月報』12号、1993年)、崔淑芬

---

「中国の近代師範教育と日本教習」（『国際文化研究所論叢』第 11 号、2000 年）などが挙げられる。

24 阿部洋『日中教育文化交流と摩擦』第一書房、1983 年

25 田正平「清末における中国知識人の日本教育視察」『国立教育研究所研究集録』第 25 号、1992 年

26 汪婉『清末中国対日教育視察の研究』汲古書店、1998 年

27 前掲、阿部洋『中国の近代教育と明治日本』、1 頁

28 程謫凡『中国現代女子教育史』上海中華書局、1936 年

29 杜学元『中国女子教育通史』貴州教育出版社、1996 年

30 崔淑芬『中国女子教育史—古代から一九四八年まで—』中国書店、2007 年

31 周一川「清末留日学生中的女性」（『歴史研究』第 6 期、中国社会科学院、1989 年）、下田歌子与清末女性教育」（『日本学』4、中国北京大学日本研究中心、1995 年）、謝長法「清末的留学生」（『近代史研究』2 期、中国社会科学院、1995 年）、「清末的留日女学生及其活動与影響」（『近代中国婦女史研究』第 4 期、1996 年）などがある。

32 前掲、阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦』、「お雇い日本人教習の研究—アジアの教育近代化と日本人—」。

33 前掲、阿部洋『中国の近代教育と明治日本』、容應萸「吳汝綸と『東遊叢録』—ある「洋務派」の教育改革案—」（平野健一郎編『国際関係論のフロンティア 2 近代日本とアジア：文化の交流と摩擦—』東京大学出版、1984 年）、汪婉「京師大学堂総教習吳汝綸の日本視察」（『季刊中国研究』中国研究所、1993 年）、前掲汪婉『清末中国対日教育視察の研究』、許海華「1902 年の吳汝綸日本考察について」（『千里文学論集』82 号、2009 年）、趙建民「吳汝綸赴日考察与中国学制近代化」（『档案与史学』、1995 年）、翁飛「吳汝綸与京師大学堂」（『安徽大学学报』第 24 卷第 2 期、2003 年）などがある。

34 『東遊叢録』は日本視察の報告をまとめた著書である。視察の全体を記したもので、1902 年 10 月に東京三省堂から出版された。内容は「文部所講第一」、「摘鈔日記第二」、「学校図表第三」、「函札筆談第四」の四部から構成されている。女子教育に関する記述について言うと、「第一」の文部省で受けた講義をまとめた文章の中には、女子教育に関する制度や意義、教授法や管理法などの内容が含まれている。「第二」の日記は、女子教育に関して見聞きしたこと、そして自らの意見に関しても記している。「第三」の学校図表には、

---

東京府女子師範学校の経費表や私立女子職業学校概則が収録されている。「第四」の書信や筆談の中には、望月興三郎との女子教育についての筆談や手紙が記録されている。この大作の前書きに、自分は上海に寄り実家に帰るため、代わりに弟子がこの本を張に呈上して学制に採用されるように望むと書かれていることから、これは呉の「復命書」(報告書)であったといえる。

<sup>35</sup> 「書簡」(呉汝綸撰 施培毅・徐寿凱校正『呉汝綸全集』所収)は、呉が日本視察中に聞きしたこと自分の主張を加え、管学大臣に報告として送ったものである。筆者が確認した限り、計7通が存在する。

<sup>36</sup> 日本の各新聞社が報道した呉の記事は、1903年4月に上海の華北訳書局で編纂され、『東遊日報訳編』というタイトルで中国において出版された。

<sup>37</sup> 「呉汝綸氏来朝」(清国の教育視察特命使)(『教育時論』620、明治35年7月5日)。  
『教育界』も「邦人の北清に入るもの多くは同士の周旋に与らざるものなしといふ、我等宜しく同氏を歓待すべきなり」と呼びかけている。

## 第1章 清末中国政府の「日本モデル」教育改革

本章では、新政に「日本モデル」の教育改革が採用された経緯と、その教育改革のために日本視察が計画実行されたことについて論じる。

序章において指摘したように、1894年、朝鮮の権益をめぐる勃発した日清戦争で、中国は日本に敗れた。この敗戦を機に、康有為ら変法派と張之洞ら一部の地方官僚は、明治維新を手本にした「変法強国」を行うよう求めるようになる。こうした動きのなかで、1899年に義和団事件が起こり、「内憂外患」の感を募らせた清政府は、1901年に新政を行い、具体的な政策方針として「育才」「興学」を掲げた。「教育救国」という目的を持った教育制度改革が、まさに開始されようとしていた。従来、この教育改革は日本をモデルとして進められたことが指摘されてきた。また、この「日本モデル」を推薦したのは地方官員であり、中でも影響を与えたのは湖広総督である張之洞と両江総督の劉坤一が3回にわたって共同提案した「会奏変法自強三疏」とされてきた。先行研究を踏まえた上で、本章では、なぜ地方官員、特に湖広総督張之洞が「教育救国」のために「日本モデル」を必要としたのか、そして新政に「日本モデル」を採用しようとしたことをきっかけとして、学制制定のための日本視察が計画実行されたことを論じる。

第1節では、1898年に張之洞が著した『勸学篇』で論じられた学堂設立の内容や、日本への「留学」と日本書の「広訳」が、1901年清政府の新政に上奏された地方官員の改革案に多く採用されたことを明らかにする。第2節では、管学大臣が学制制定のために、欧米だけでなく、日本への視察を計画したことについて論じる。第3節では、京師大学堂総教習に選ばれた呉汝綸がその視察任務を受け、欧米ではなく、日本視察を申請したことを明らかにする。同時に、この新政改革案には女子教育の制度改革が含まれていなかったことについても明らかにする。

### 第1節 清末新政における「救国」策の教育改革

日清戦争後の1896年3月に13名の留学生を日本に送り出したことで、中国の日本留学は幕を開けた。山室信一によれば、この留学生派遣は、日本がロシアなどと対抗するための軍事提携と鉄道敷設権の利権拡張という二つの政治的効果を得るため、日本側の

働きによって企図されたものだった<sup>1</sup>。本章の結論を先に述べると、この二つの政治的効果を得るために日本留学が推進されたことによって、中国の教育改革において日本モデルを採用しようという動きが現れた。そしてこれは、日本の教育界が中国における教育権を獲得する契機となった。本章では、まず清政府の新政が「日本モデル」の教育改革を採用し、これを推進していった経緯を述べる。

1840年に起きたアヘン戦争により中国は開国を余儀なくされた。その後、相次ぎ起こった西欧諸国に対する敗戦<sup>2</sup>により、西欧文明を取り入れなくてはならないという認識が高まり、中国は新式学校の設立に乗り出した。外交通訳を養成するための学校、外国の軍隊に対抗できる新式軍隊を育成するための軍関係の学校、近代化を進めるための工科系の学校を設立した<sup>3</sup>。

しかし、1894年、朝鮮における権益をめぐる勃発した日清戦争で、中国は日本に敗れた。この敗戦を機に、康有為（以下、康）をはじめとする変法派は、「西欧諸国の富強の理由は、単に機械や兵器が優れているからではなく、学問研究や教育の普及が盛んであるからだ」<sup>4</sup>と認識するようになった。康は光緒帝に対して「泰西は変法を行い三百年で強くなり、日本は変法を行い三十年で強くなった。我が中国は土地が広く民が多いため、大きく変法を行えば三年で強くなるだろう」<sup>5</sup>と論断した。そして「中国が変法を行い、日本の変革の経験を鑑にすれば、(中略)たちどころに効果が現れるだろう」<sup>6</sup>と提言したのである。このように、他の東洋諸国に先駆けて近代化に乗り出した日本をモデルにした方が「速成」効果があると考えたのである。具体的な改革案として、新学制の導入のために日本への留学を推奨し<sup>7</sup>、さらに日本語の書物を翻訳することを提言した<sup>8</sup>。

1898年6月11日、光緒帝は康の教育改革案を採用し、一連の学校教育に関する諭旨を下した。これが、いわゆる「戊戌維新」である。具体的には、同年7月3日京師大学堂を創設し<sup>9</sup>、7月10日各省、府、州、県の大小書院に対して、「中学」だけでなく「西学」も教える学校に改めるよう命じた<sup>10</sup>。さらに、8月2日には日本留学を勧める諭旨も下された<sup>11</sup>。しかし康の改革案は一年も経たずに西太后のクーデターにより頓挫し、翌年の9月26日、「戊戌維新」により示された諸項の廃止が下された。

しかし一方で、学堂導入による近代教育の普及や、海外、特に日本への留学生派遣、日本書籍の翻訳を盛んに行うべきとの主張が、湖広総督張之洞（以下、張）によって説かれた。1898年に上諭された張の『勸学篇』に「日本は小国にすぎないのに、なぜこれほど速く勃興することができたのか。伊藤博文・山県有朋・榎本武揚・陸奥宗光といった人物

は、みな二十年前の洋行の学生であった。そして自国が西洋に脅かされるのを憤り、百余人を率いてドイツ・フランス・イギリスなどの諸国に赴き、政治、工商、陸海軍事を学んだ。学業を終えて帰り、大臣や官僚となって政治を一変させたことによって東洋の中で雄視されるようになった<sup>12</sup>と述べ、日本が「洋学」により「強国」になったと考え、日本留学を奨励したのである。

遊学（留学：筆者註、以下同）の国については、西洋諸国は東洋（日本）には及ばない。その理由としては、まず距離が近く旅費がかからず、多くの人物を派遣できるからである。中国と近く比較考察がしやすいという点も挙げられる。さらに、東文（日文）は中文に似ているため理解しやすい。また、西学書は非常に繁雑であるが、西学の中で必要でない部分は日本人がすでに削除し改編しており、日中の情勢や風俗が似ているために模倣しやすい。半分の努力で数倍の効果を挙げることができる点で、これに過ぎるものはない。もし精細に学問を修めたいと思うならば、西洋に留学すればよいのである<sup>13</sup>。

隣国日本では重要な西洋書がすでに日本語に訳されている。費用も時間もかからず効果は高いとしている。また、日本人が翻訳した西洋の印刷物やそれを受けて著された書籍、論稿をさらに重訳して自国で普及させることに、日本留学の主なメリットがあると見ていたのである<sup>14</sup>。このように、この時期、張と康はある程度共通認識を持っていたことが窺える。

彼らがいわば「日本モデル」論を持つようになった背景には、日本からの働きかけがあった。1897年、陸軍参謀次長であった川上操六は、宇都宮太郎や西村天囚人らを張のもとに送り、日清が提携してロシアなどに対抗する具体策として日本留学を勧めていたのである。北京公使館付武官であった福島安正らも、康、張や両江総督の劉坤一、陝西巡撫であった岑春煊に対して日本への留学生派遣を進言していた<sup>15</sup>。また、1899年、東亜同文会の近衛篤磨は欧米からの帰途中国に立ち寄り、各地を歴訪して、御使張百熙、山東巡撫袁世凱、劉坤一、張らに対して、新教育の必要性や日本への留学生派遣が急務であることを説いた<sup>16</sup>。一方、駐清公使矢野文雄は福建省内の鉄道敷設権の要求を実現するための見返りとして1898年5月外務省に中国人留学生の招聘を進言したのである<sup>17</sup>。

このように日本は、中国の地方官僚に対して日本に留学生を派遣するよう勧誘したり、

外務省に国策としての中国人留学生受け入れを進言していた。つまり、「帝国の対清懐柔策は中央政府と好を訂し、誼を厚くする外、地方政府と結託することを必要とし、且地方に於いて郷紳豪族の歡心を収攢するを務必し、収攢の方法は彼等を誘導して学校を設立し、工廠を創設し、彼等子弟を教育するを以て首務となすべし」<sup>18</sup>という方針であった。日本は自国の利益を確保するため中国の教育改革を勧めようとしていた。中国人の人材育成を行うことなど、教育改革に積極的に協力する政策に乗り出したのである。

康は日本に亡命したが、張の『勸学篇』は各省に頒布された。張はさらに湖北と湖南から各百名の留学生を派遣する方針を明らかにした。こうした中、翌年の1899年に義和団運動が起こる。西太后ら清朝保守派はこれを利用して中国からの西洋列強の駆逐を企てたため、8カ国連合軍侵攻事件を招いた。「内憂外患」の状態に置かれた清政府は、新政を行うために1901年1月29日「変法上諭」を下した。この上諭は、朝廷高官及び各省督撫に対して、旧来の中国と新しい西洋の政治の要点を参考にし、「朝章、国政、学堂」などに関する意見の上奏を求めたものである。つまり、「変法」を通じた「富国強兵」を期待したのである。

清政府の「変法上諭」の命を受けた各地の総督や巡撫のほとんどは、救国のためには教育制度の「変法」が急務であると説いた。つまり、「育才」が国を救う最善の方法だと論じたのである。また、朝廷高官や各省督撫は、教育制度の「変法」を進める際に、西洋化した日本を模範国として取り上げることが勧めた。この点で、張の『勸学篇』は多くの地方官僚に共感を持たれていたといえる。例えば、安徽巡撫王之春（以下王）の「復議新政疏」には、「東洋（日本）で近年行われている学校教育が最善である。近くて経費もかからない日本遊学を進める。経費に余裕ができれば西洋に派遣すればよい<sup>19</sup>」とある。これは張が述べた内容と一致している。さらに王は張と同様に日本書籍の「広訳」も主張していた。

西洋書を翻訳できる人物は少ないが、日本ではすでに翻訳されている。中国と日本は同文であり、日本語を学べば3ヵ月程で習得できる。日本語習得を推進していけば、日本と西洋の先端の学知に関する書籍のほとんどを我々は理解できるし、その利益は非常に大きい<sup>20</sup>。

こうした教育制度変法論は、山東巡撫袁世凱、御史張百熙らの上奏文書でも窺うことが

できる<sup>21</sup>。

張もまた上諭に答えるために、両江総督劉坤一と連名で「会奏変法自強三疏」を上奏した。彼等は、新政を進めるための基本条件を「興学育才」に置いた上で、①新学を取り入れた文武学堂を設立すること、②文科を実学重視の科挙試験となるよう改革すること、③武科を廃止し、新式学堂における軍人養成を行うこと、④遊学を奨励することの4条件を説いた<sup>22</sup>。

さらに「第三疏」の中で、遊歴（視察）は留学より期間が短く、費用もかからない上、「速成」の効果が期待できるとして、次のように主張した。

今日の育才強国の道を論じると、多くの士人を海外遊学に派遣することが第一義である。ただ、遊学は費用が高く、長期間にわたるため、多数で行うことは不可能である。またある程度年をとって学校に入学できない者や、すでに任官して入学を希望しない者もいる。速く国を救う方法があるとすれば、広く遊歴（視察派遣）をおこなうことのみであろう。国勢を見て政事や学術を考究し、その国とわが国との関わりの方針や共同事業について考察する。帰国後、その体験や見聞を親戚や知人に語り告げば、転々と伝わり、すぐさま人々の迷いは解け、方針を変えるべきだと考えるようになるだろう。ただ、遊歴させる人物については、学の浅い者は多くの才能を備えている者ほど有益ではない。遊歴はすべて重要な職務であり、皆朝廷の高官に知らせることになるため、伝述や啓発は最も有効であり重要である<sup>23</sup>。

このように、張と劉は海外遊歴を推進し、その遊歴人物は才能を備えた「通才」の任官でなければならないとしている。「通才」の任官の遊歴こそが「速成」の改革を達成させると期待したのである。実際に張と劉は、日本視察を部下に命じた<sup>24</sup>。

ここで留意しておきたいのは、「海外遊歴」の中でも、「欧米よりも日本」に行くことが先決とされたという点である。これは「日中の距離が近く、風俗や文字のすべてが中国と似ている」という理由だけでなく、「華僑が多く、翻訳者を見つけやすい」といった理由もあった。また、「日本の諸法は西洋の法を真似したとはいえ、多くの場合は、社会情勢や本国の状況を照らし合わせて変化させたのであり、中国はその変化した諸法を学べばよい」とされた<sup>25</sup>。これもまた「速成」のための「妙法」とされたのである。このように、清末中国の地方官僚らは、明治日本で短期間のうちに進んだ「近代化」に注目し、調査先



としても日本をすすめたのである。

清政府は地方官僚らの上奏を受けた後、同年9月14日に「興学」に関する諭旨を下した。京師大学堂を整備した他、「省城の書院を大学堂に改設し、各府・庁・直隸州に中学堂、各州・県に小学堂を設置し、蒙養学堂を多く設立すること」<sup>26</sup>を命じた。また各省に対し、学生を選抜して海外、特に日本に留学生として派遣するよう命令を下した<sup>27</sup>。

また、政務処に対して、教師の招聘や学規の制定、卒業生の奨励について各省で具体的に議論し章程を上奏せよとの命令も下した<sup>28</sup>。これと同様の諭旨はその後も繰り返された<sup>29</sup>。こうした命を承けて、政務処は礼部<sup>30</sup>と連署で12月5日に興学案を奏請した。その内容は、まず各省で小学堂を卒業し、試験に合格した者を中学堂に進学させ、中学堂を卒業し試験に合格した者は省立大学堂へ進学させる。そしてその中から優秀な者は京師大学堂へ送り、試験の結果によって挙人の資格を与える。さらに優れた者のうち科挙試験を通れた者に進士の資格を与えるという内容のものであった<sup>31</sup>。

こうして、新政による改革では、近代的な学校教育が導入されることとなった。また、挙人や進士の資格を与えるという言葉から分かるように、この改革は男子のための教育に関する改革であった。

## 第2節 管学大臣張百熙の学制案

ここでは、『光緒政要』、『大清景光緒皇帝徳宗実録』などを用いて、教育制度策定の任務に就いた管学大臣張百熙が、隣国日本の教育制度をモデルと見なしていたこと、それゆえ日本への教育視察が計画されたことについて論じる。

前節で述べたように、新政においては、主に「興学」「育才」が重視されることとなった。清政府は各省、府、県などに大、中、小学堂の設立を命じた後、1902年1月10日に、御史であった張百熙を管学大臣に任命し、学堂に関する一切の事柄や経理を含めた策定などを管学大臣張百熙（以下、管学大臣張）に一任するという諭旨を下した<sup>32</sup>。この任務に就いた管学大臣張は、京師大学堂の整備とその他の準備について、次の5項目に分けて報告を行った。以下はその項目の内容である。

### ① 学校制度を予め制定すること

- ② 校舎の増設
- ③ 翻訳局の付設
- ④ 書籍や各種科学用器具の購入
- ⑤ 経費の調達<sup>33</sup>

まず「①学校制度を予め制定すること」という項目においては、各学堂の設立を命じたばかりですぐに大学に専門科を設置しても入学できる学生がいないため、まず大学予科である高等学校を設立することを提案している。高等学校は3年制で、政科（経史、政治、法律、通商、理財）と芸科（声学、光学、電、化、農、工、医、算諸学）に分けられていた。すでに全国各地に置かれた学堂の中卒生（アヘン戦争以後に設立した官民の学堂）や留学生などを高等学校の新入生として採用し、3年の在学期間を経て、卒業試験に合格した者に挙人の資格を与え、大学堂に進学させる。そして3年制の大学を卒業した者は進士の資格を得られる<sup>34</sup>。この高等学校の科目を日本に倣うべきだと提案した<sup>35</sup>。

さらに、「救国」のための「速成」を目的とした教育策が、もう一つ提案された。それは官吏を再教育する仕学館と中・小学堂教員を養成するための師範科の設立である。この二つの速成教育を行う学科に入学する者は「必ず情熱を持って学問を志す者でなければならない」<sup>36</sup>とされた。

このように管学大臣張は、大学に専門科を設置せずに、まず大学予科である高等学校、速成教育を行う「仕学館」と「師範科」の2科を設置することを提案したのである。そして、この提案に許可が下されれば、後に高等学校と速成教育2科に関する章程と各省に頒布する小、中学校に関する章程を策定し上奏すると述べた<sup>37</sup>。さらに、まずはこの章程をもとに教育を普及させつつ、この学制を改訂するために、「古今の学問に深く通じる人を選び、ヨーロッパ、アメリカ、日本各国の現在の教育制度について視察に当たらせる」<sup>38</sup>と提案した。

管学大臣張にとって、視察は「学制だけでなく、教科書購入の外に、化学や電学を習得しようとするなら、そのための建物を造らなければならない。光学であれば暗室、医学ならば暖房室、すべての専門分野によって必要となる建物が異なる。そのすべては外国のものを模倣して造らなければならない」<sup>39</sup>とした。外国の視察は、新学堂で雇う外国人教員のためにも必要であった。その理由を、以下のように述べている。

これまで中国の学堂で雇った外国人教員のほとんどは、中国にすでに長い間滞在している伝道のために来た神父や、海軍から退任した傷兵であり、教育の専門家でもなければ、広く深く学問を身に付けた学者でもない。しかも、ヨーロッパの学問は数年の間に革新されるもので、人材も育成された年月と共に異なっている。これから設立される新学堂にどのような外国の教員を雇うかを考えるとき、他国の文部や高等学堂の現状をまず把握しなければ、その優劣を見極められないのである<sup>40</sup>。

これまで官民が設立した学堂で雇った外国人教師に対する批判が見て取れる。それだけでなく、この弊害をなくすためには、新設する学堂の外国人教師を、布教のために来た神父ではなく、師範学堂や高等学堂の出身者でなければならないと考えていた。つまり外国人教師の質を確保するためにも、外国視察が必要だと提案されたのである。

このように管学大臣張は、各学堂の学則制定、書籍の調達、校舎の建築をはじめ、専門人材としての西洋人教師の招聘については、「欧米、日本に人員を派遣して視察調査を行わなければならない」と説いた。同時に、管学大臣張の上奏内容を見ると、男子のみを対象とした学制策定の提案が行われたことが分かる。第5章で取り上げるように、管学大臣張が策定した「欽定学堂章程」にも、女子教育に関する章程は含まれなかったのである。

### 第3節 京師大学堂総教習呉汝綸による新学制策定のための日本視察

ここでは、京師大学堂総教習の呉汝綸（以下、呉）が、日本の教育視察に臨んだことについて述べる。

管学大臣張は、就任の翌月13日、自らの任務を果たすために、呉を京師大学堂総教習に推薦するよう上奏した。総教習の人選に関して、管学大臣張は「人徳、人望ともに備え、学問、品行ともに優れている」ことが条件であり、総教習に該当する人物は「正統な学問を身に付けたものである上に、時事を明察し、古今に深く通じ、中外を詳しく知る」人物でなければならないとした<sup>41</sup>。

呉（1840～1903年）の字は摯甫、出身は安徽省桐城県である。1864年25才で郷試に合格して挙人となり、翌年の会試で進士の資格を得た。これがきっかけで内閣中書に任命され、曾國藩に異才として注目され幕僚に抜擢された。1870年曾が两江総督となり、李鴻章が直隸総督を引き継ぐことになったが、呉は李にも重用された。1871年深州の知州、1879年天津府知府、1881年冀州知州を歴任し、1889年に知州を辞し、保定の蓮池書院主講に招かれた。曾と李に仕える間、両者の上奏文の多くは呉の手に依ったといわれるほどの存在であった。一方

写真 1-1 京師大学堂総教習呉汝綸



（出典：「北京大学堂総辦呉汝綸氏」

『国民教育』明治35年8月12日、

で、桐城派の正統を担う学者として人材育成にも努めた<sup>42</sup>。呉は国学の大家というだけでなく、洋学にも造詣が深かった。嚴復が訳して出版した『天演論』（原作 T.H.ハクスリー『進化と倫理』1893年）は、呉に目を通してもらったものといわれており、序文も呉によるものである<sup>43</sup>。日清戦争後、呉は「時事（時勢）は日増しに困難となっており、年少後進の人がこれから衣食の抛り所とするのは、西学でなければならない」<sup>44</sup>と認識するようになり、1899年蓮池書院の附属校として英語と日本語学校を設立し、書院の生徒にこれらを勉強させた。

このように管学大臣張にとって呉は、京師大学堂の総教習として最もふさわしい人物であった。実際に管学大臣張は、就任後4日目の1月14日からすでに呉に打診を始めていたようである。16日と18日には管学大臣張によって直接依頼が行なわれた。その後も人を介して要請を行ったものの、呉は固辞し続けた<sup>45</sup>。呉が総教習の任に着きたくなかった理由は、日記に10項目ほど挙げられている<sup>46</sup>。京師において多くの人々の希望をうまくかなえられる程の実力が自分にはないことや、学堂は西学を提唱する場であり、自分は中学を少々聞きかじった程度で西学に至っては何の知識もなくとてもその重任には堪え得ないということなどが記されている<sup>47</sup>。しかしこれは表向きの理由であり、呉が日本留学中の息子の啓孫に宛てた手紙には、「大学堂の中で自分以外は全て張派の者で、総教習補佐の一職さえも任用されることもなく、張の部下が重用されている」<sup>48</sup>ことなど、管学大臣張に対する不信もあったようである。

それにも拘わらず、管学大臣張は呉を大学堂総教習に推薦するように上奏し、この上奏は同日裁可された。しかし呉はそれでもなお承諾の猶予を求めた<sup>49</sup>。そこで、管学大臣張は熱意を示すため、ついに大礼服を身につけたまま跪いて懇請したのである。呉はついに管学大臣張の熱意に負け、総教習就任を承諾することとなった<sup>50</sup>。

呉は管学大臣張の知遇の恩に報いるため、総教習の任を承諾した後、管学大臣張の大学堂整備案にあった外国の視察任務を引き受け、欧米よりも日本の教育視察を自薦した。日本を選んだ理由の一つは、曾と李の幕僚を勤めた際に、かなり早い時期から「日本」に接していたからだと考えられる。1870年9月、呉が31歳の時、明治日本から最初の対華使節団が派遣された。呉は天津で使節団の5人に会い、中国語が堪能な鄭永寧から幕末や明治維新の最新情報を手に入れ、他に花房義質とも筆談を行った<sup>51</sup>。同じ月に別の日本人である田千之とも筆談し、明治日本が「西洋化」に力を入れ、留学生を西洋に派遣したことなどを日記に記している<sup>52</sup>。

一方、呉は清末の碩学として日本の漢学者にも尊敬されており、彼の名を慕って訪ねてくる者も多かったといわれている<sup>53</sup>。彼の門下には中島裁之という日本人もいた。前述した日本語学校は中島の力を借りて設立したようである<sup>54</sup>。後に述べるように日本視察にはこの中島が同行した。

この時期、呉はおそらく他の知識人と同様に、日本を学ぶべきモデルとして注目し始めたと思われる。これは1901年に一人息子を日本に留学させていたことから言えるだろう<sup>55</sup>。京師大学堂総教習の任を受けた呉は、こうした自身の背景からも、自ら日本視察を申請したと考えられる。この視察はもとより管学大臣の案であり、すぐに許可が下された<sup>56</sup>。呉は蓮池書院において継続して事務関連の支度を行い、渡日の準備が整ったと管学大臣張に知らせ、1902年6月8日朝汽車で北京を発った。6月9日、唐沽から玄海丸に上船し、日本に向かったのである<sup>57</sup>。

このように、清末新政は、近代的な学校教育を導入しようとしていた。また、近代学校の導入は、西洋というよりも西洋化が進んだ隣国日本の教育制度をモデルとした。こうした経緯から日本への教育視察が計画実行されたのである。ここで留意しなければならないのは、新政による教育改革が男子のみを対象としていたことである。しかし、次章で述べるように、来日した呉は女子教育の視察も行い、しかも女子教育制度の必要性を管学大臣張に説得しようとするまでに至った。次章では、日本の教育界が、来日した呉に対して女子教育の意義をいかに説明しようとしたかについて述べる。

## 小括

以上のように、本章では、日清戦争後の新政で「日本教育制度モデル」の教育改革が採用された経緯、これを契機として日本視察が計画実行されたことを論じてきた。以下、本章において明らかにしたことについてまとめることとする。

日清戦争と義和団事件後、中国では、湖広総督張之洞の『勸学篇』において提唱された「日本モデル」論が多くの地方官僚の共通認識となり、新政に求める改革案では明治維新を手本に「変法強国」を推薦すべきであると唱えられた。中国を早く救うためには、近代化した隣国、同文同種の日本を手本とすべきであり、これは費用も時間もかからず「速成」の効果も望まれるとされた。同時に、彼らの「日本モデル」論の背後には、日本からの積極的な働きかけがあり、日本側も様々な支援を行おうとしていたことが明らかになった。

そして、「日本モデル」の教育改革を採用した中央政府は、学制制定などすべての業務を管学大臣張百熙に委ねた。管学大臣張は、日本の大学予科をモデルに高等学校を設立することなどを提案し、各学堂に関する学制制定や外国人教員を雇う上で、欧米、特に日本の視察を計画したことを明らかにした。管学大臣張より推薦された京師大学堂の総教習吳汝綸も「日本モデル」論者であり、管学大臣張の期待に応じるために自ら視察の任務を請い、視察先として欧米ではなく日本を選んだことを明らかにした。

このように、日本はロシアなどと対抗するための軍事提携と鉄道敷設権の利権拡張という2つの政治的効果を得るため、中国人による日本留学を推進しようとした。これが、中国で教育改革が行われる際の日本モデル採用に影響を及ぼした。そして、次章で取り上げるように、日本の教育界が中国における教育権を獲得する契機にもなったのである。

## 【註】

---

- 1 前掲、山室信一『思想課題としてのアジア—基軸・連鎖・投企』
- 2 1856年のアロー号事件（英仏との戦争）、1858年の清露戦争、1884年の清仏戦争など。
- 3 1862年に京師同文館、1863年に上海方言館、広州同文館、1866年に福建船政学堂、1873年に天津水師学堂、1867年に上海機械学堂、1872年に天津電報学堂などが設立された。
- 4 康有為「請改直省書院為中学堂、郷邑淫祠為小学堂、令小民六歳皆入学、以広教育而成人材摺」光緒24（1898）年5月（黄明同・呉熙釗『康有為早期遺稿述評』、附：「傑士上書彙録」中山大学出版社、1988年、297頁）
- 5 同上
- 6 同上、康有為『『日本変政考』序、按語、跋』『康有為早期遺稿述評』106頁
- 7 「日本遊学派遣上論」（光緒24（1898）年7月）湯志鈞・陳祖恩編『中国近代教育史史料匯編・戊戌時期教育』上海教育出版社、1993年、57頁
- 8 康有為『日本書目志』自序。蔣貴麟主編『康南海先生遺著彙刊（十一）』4頁
- 9 前掲『大清景光緒皇帝德宗実録』（巻491、13～14頁、光緒24（1898）年5月丁卯）
- 10 同上（巻420、9頁、光緒24（1898）年5月甲戌）
- 11 同上（巻421、17頁、光緒24（1898）年6月丁酉）
- 12 張之洞「遊学第二」光緒24（1898）年3月。（『勸学篇』外篇）
- 13 同上
- 14 同上
- 15 張之洞、光緒23（1897）年12月10日（1897年1月2日）総理衙門宛電奏。『張文襄公全集』（文海出版社版、第三冊）巻79、電奏七。（引用は前掲山室信一『思想課題としてのアジア—基軸・連鎖・投企』318頁）
- 16 南里知樹「中国政府雇用の日本人—日本人雇問人名表と解説」（『近代日中関係史料 第二集』龍溪書舎、1976年、25頁）。山室信一『思想課題としてのアジア—基軸・連鎖・投企—』319頁
- 17 矢野文雄「清国留学生ノ引受ノ義ニ関シ啓文往復ノ件。引用は前掲山室信一『思想課題としてのアジア—基軸・連鎖・投企—』319頁

- 
- 18 中村義「洋務運動と改良主義」(『岩波講座世界歴史』第 22 卷、近代九 「帝国主義時代」、岩波書店、1969 年) 366 頁
- 19 舒新城編『近代教育叢書 近代中国教育史料』第 1 冊、上海中華書局印行、1928 年、105～106 頁
- 20 同上
- 21 同上、両広総督陶模、広東巡撫徳寿などの上諭に見られる。
- 22 「劉忠誠公奏疏」(巻 35 21～28 頁) 劉忠誠著、欧阳輔之編『劉忠誠公(坤一)遺集』文海出版社 1968 年
- 23 璩鑫圭、唐良炎編『中国近代教育史資料編—学制演変—』上海教育出版社、1991 年、21～23 頁
- 24 1898 年広総督張之洞より派遣された姚錫光の『東瀛学校舉概』、1900 年両江総督劉伸一により派遣された潘学祖『考察東瀛農工記』などがある。(東京都立図書館実藤恵秀文庫所蔵)
- 25 同上
- 26 前掲『大清景光緒皇帝徳宗実録』(巻 486、2 頁、光緒 27 (1901) 年 8 月乙未)
- 27 同上
- 28 同上
- 29 同上(巻 486、8 頁、光緒 27 (1901) 年 10 月丁未)
- 30 清政府の行政機関は次の 6 部—吏部(文官の任免)、戸部(財政)、礼部(文教)、兵部(軍事と武官の任免)、刑部(司法)、工部(土木関係)で構成されていた。
- 31 沈桐生、董董潤輯校『光緒政要』四(巻 27、69～70 頁) 崇義堂石印、1909 年
- 32 前掲『大清景光緒皇帝徳宗実録』(巻 491、1 頁、光緒 27 (1901) 年 12 月癸巳)
- 33 「管学大臣張百熙奏辦京師大学堂情形」(前掲『光緒政要』巻 28、1～5 頁、光緒 28 年(1902) 1 月丁卯)
- 34 同上
- 35 同上
- 36 同上
- 37 同上
- 38 同上
- 39 同上



- 
- 40 同上
- 41 前掲『大清景光緒皇帝德宗実録』(巻 493、3~4 頁、光緒 28 (1902) 年正月丁卯)
- 42 吳の経歴については、(前掲「年譜」) 巻 2 (『桐城吳先生全書』 10 所収) を参照した。
- 43 同上
- 44 「尺牘補遺」の「與劉際唐書」(前掲『桐城吳先生全書』 51 頁、1899 年 5 月 13 日)
- 45 同上「年譜」(巻 2、30~31 頁) (『桐城吳先生全書』 10 所収)
- 46 同上 (巻 2、31~32 頁)
- 47 同上
- 48 同上 (巻 2、32~33 頁)
- 49 沈雲龍編『桐城吳先生(汝綸)日記』(吳汝綸著、吳闔生編、巻 2「制行」848~852 頁)  
近代中國史料叢刊、文海出版社、1969 年
- 50 同上、848 頁
- 51 吳汝綸著、吳闔生編『桐城吳先生日記』(上冊、「外事」1~2 頁) 蓮池書社、1928 年
- 52 同上、2~3 頁
- 53 例えば前掲「年譜」巻 4 所収「詩集箋証」20~21 頁。(『桐城吳先生全書』 9 所収「傳  
状」の姚永概「吳摯甫先生行状」11 頁
- 54 同上、「年譜」巻 2、21~22 頁
- 55 同上
- 56 同上、35~36 頁
- 57 同上、36 頁

## 第2章 日本教育界の働きかけ—呉汝綸の日本視察を通して

本章では、呉の日本視察を契機として日本の教育界が中国女子教育の普及に対してどのように関与したかを分析することにより、日清戦争後、日本が中国の女子教育を日本の「教育圏」にしようとしたことを明らかにするものである。

第1章では、日清戦争後の清末中国が「日本モデル」の教育改革を行ったことについて述べた。本章では、勝利を収めた日本が、敗戦した清末中国の教育問題に関心を持つようになったことについて論じる。日清戦争後、日本は中国に対し、教育を通して「御一新以来進歩著しい我が国の教育の法を、幾分か導き容れて我が仲間へ引き込んで行く」<sup>1</sup>ことを企図した。特に義和団事件を機に、1901年清末新政期に行われた教育改革では、日本の教育制度をモデルとして採用・推進することとなり、その関心がより一層高まった。日本の教育界は中国の留学生を受け入れるだけでなく、中国に教師を送り出す活動も積極的に行うようになる<sup>2</sup>。このような動きの中で、日本の教育界は、清末政府の学制制定の直接的な担い手となった京師大学堂総教習の呉による日本の視察に対して「十分の便宜を與へて」臨むべきだと呼びかけた<sup>3</sup>。後に本章で述べるように、この「便宜」の下で、呉は日本の文部省や外務省などの政府機関や、各種の官私立学校を訪問して教育情報を得たほか、日本の政界や教育界の要人と面会して教育に関する意見を交換することができたのだ<sup>4</sup>。

序章にも述べたように、日中女子教育交流史研究においては、日本が中国の近代女子教育の発展に貢献したという文脈の中で、中国の女子留学生の受け入れや、中国に送り出した女教員などについての分析が行われてきた<sup>5</sup>。佐藤尚子の論文では、明治期の教育雑誌において中国女子教育関係の論説や記事が増加したことが指摘されている。また、その内容の分析を通じて、日清戦争後の日本が中国の女子教育をも日本の教育圏にしようとしていたことも指摘されている<sup>6</sup>。本章でも指摘するように、呉の視察を機に明治期の教育雑誌の中国女子教育関係の論説や記事が増加したことは明白である。本章ではこの呉の視察が、中国側の女子教育に関する動きにどのような影響を有したかを論じる。また、第3章で述べるように、呉はこの視察を通して多くの日本の女子教育情報を持ち帰っていた。これは日本の教育界が、中国の女子教育を日本の「教育圏」にしようとしたことを示すものであったといえる。

本章では、日本の教育界が中国の近代女子教育の成立とその特質をどのように認識し、

呉への働きかけを通じてこれにいかに対応し、関与しようとしたのかを明らかにする。呉の日本視察に着目することで、実際に中国を対象に何をしたのかを明らかにしたい。また、女性雑誌において中国の女子教育関係記事がなぜ増えたのか、その一因についても述べることにする。

本章では、まず呉が来日する前に日本の女性雑誌に掲載された中国女子教育関連記事を示しその特徴をまとめる。その上で呉の視察に対する日本の教育界の働きかけとその後の女性雑誌で起きた変化について分析する。呉の視察に対して、文部省をはじめ、女学校や女子教育関係者などが、日本の女子教育に関する情報を提供した。また、日本の女子教育関係者は呉に中国の女子教育について語らせ、これを話題として日本の女性に中国の女子教育への関心を持たせようと本格的に啓蒙し始めた。呉の日本視察に着目すると、この時期の日本が中国の女子教育普及に対していかに働きかけようとしていたかが見て取れる。さらに、中国の女子教育に対する日本側の認識も明らかになる。

## 第1節 日本教育界による中国女子教育への関心

本節では、まず阿部洋らが編集した資料集『近代日本のアジア教育認識・資料篇—明治後期教育雑誌収中国・韓国・台湾関係記事—』の第2部中国の部に掲載されている中国の女子教育に関する記事や論説の中から、女性・女子教育文化に関する記事のみを2つの表（表2-1、表2-2）に分けてまとめた。この2つの表をもって、日本の女性雑誌における中国の女子教育への関心が、1902年の呉汝綸の来日関連記事を境にして高まっていた

表 2-1 中国の女性に関する記事【呉汝綸視察前】

| 年月日         | テーマ                         | 筆者            | 記事枠 | 雑誌名        |
|-------------|-----------------------------|---------------|-----|------------|
| 明治28年12月25日 | 「支那婦人の状態」                   |               | 雑報  | 婦人新報       |
| 明治31年7月20日  | 「支那婦人」                      | 佛人モーリス克蘭氏     | 雑録  | 婦人新報       |
| 明治31年8月20日  | 「支那婦人」（前号つづき）               | 佛人モーリス克蘭氏     | 雑録  | 婦人新報       |
| 明治32年9月10日  | 「廣東婦人の日常」                   |               | 片々  | 女学雑誌       |
| 明治33年1月25日  | 「支那の女権」                     |               | 時事  | 女学雑誌       |
| 明治34年10月15日 | 「清国婦人潘氏の演説」                 |               | 彙報  | 大日本婦人教育会雑誌 |
| 明治34年10月15日 | 「清国婦人の家庭」                   | 鄭夫人の談片        | 彙報  | 大日本婦人教育会雑誌 |
| 明治34年10月25日 | 「支那婦人の意見に就て」                | 潘雪箴女史述 大澤豊子速記 | 演説  | 日本婦人       |
| 明治35年2月25日  | 「清国女子の地位を高むる為に日本貴婦人方の助力を願ふ」 | 潘雪箴           | 論説  | をんな        |

注：雑誌記事は、すべて代表阿部洋編『近代日本のアジア教育認識・資料篇—明治後期教育雑誌所収中国・韓国・台湾関係記事—』の第2部中国の部（近代アジア教育史研究会 2002年）から抽出して作成したもの。

ことを示す。そして、呉の来日以前の記事を検討し、同時に記事に描かれた中国女子教育の特徴をまとめる。

まず、『婦人新報』の「支那婦人の状態」の記述を取り上げる。「女兒長じて十三四歳に至るの後ちは、時々盛装して縁日等に出懸（かく）る外、重に室内生活にて、其の母又は侍女より裁縫料理諸禮諸式を学び、十八九歳に至れば結婚するを常と致し申候、支那の帝都たる北京に於てすら普通前陳の如く」<sup>7</sup>とあり、当時の中国人女性は、結婚まで主に家の中で生活し、母または侍女から裁縫や料理、諸禮、諸式を学んでいると書かれている。そして「其の妹娘に読書習字を教へ得るは、非常なる富豪か、然らざれば高位高官の人に非らざれば能はざる処に有之、中等社会以下の婦人は悉く無識無筆と称するも過言にては無之候」と指摘する。つまり、「富豪」や「高官」などの家では「読書習字」を学ばせているものの、「中等社会以下」の女性は「無識無筆」に置かれているとある。とはいえ、「富豪」や「高官」などの家で行われている女子教育は、以下のように「立派」なものではないと指摘する。

読書習字を教ゆる上等社会と雖も、我が国の如く立派なる女学校の設立あるに非ず、各々教師を自宅に聘して三字経、百家姓、千字文、千家詩、幼学、女四書、女孝経等を素読し傍ら習字を致し候のみにて数学、科学等の研究は思ひも寄らぬことに御座候<sup>8</sup>。

このように、日本のように女学校で数学や科学などを学ぶ教育のほうが「立派」な教育だと認識していたようである。そして中国で女子に「立派」な教育を受けさせていない理由を、「男子さへ適當の教育を与へ能はざる支那人のこととて、兎ても女子教育等の高等なる思想を有する筈は勿論無之」<sup>9</sup>と論じている。

しかし、「無識無筆」な「中等社会以下」の女性にしても、立派な教育を受けていない「上等社会」の女性たちであっても、家庭においては「勢力」を持つという。

支那社会は一般に一夫多妻を公許致候事故、有名なる紳士は二三人の正妻を娶り同居致候ことは、決して珍らしからぬことにて御座候得共、既に一人の正妻を有する紳士にして、男児無きの故を以て（ご承知の如く支那には養子制度無之候故男児無ければ一家断絶致候）或は主君より賜與せらるゝの故を以て、或は其の他不得已の故を以

て新たに他の妻を迎へんとするときは、如何に社会の勢力ある紳士も必ず先づ正妻に  
図り、其許諾を得るに非らざれば決行致し不申候、如何となれば若正妻の許諾を得ず  
して新妻を娶り候得者、恐る可き山の神の勢力は、直ちに此の憐れなる新妻を放逐致  
候由に御座候<sup>10</sup>。

このように、社会で「勢力」を持つ男性は、新しく妻を娶る際には正妻の許可を得な  
ければならないとし、女性が家庭では「勢力」を持っていることを主張している。一方、女  
性の社会での「勢力」は「皆無」とし、「単に舅姑に孝養を盡し、夫に貞節を守ると云ふ  
に有之」<sup>11</sup>と述べている。中国人女性が家庭内で「勢力」を持っていることは、駐清公使  
矢野文雄も認識していたようである。『女学雑誌』は、矢野が演説した内容をまとめて「支  
那の女権」という題目で掲載している。

矢野文雄氏、日本倶楽部に於ける演説中に云く、支那に在て、婦女子に権力なしとは  
聞及たる所なれども、実際は女権頗る盛にして、家事向の争ある時は妻女常に之に當  
り、男子は婦女子に対しては争ふを能はず、又良人は其妻を畏るるを甚しく、畏内と云  
ふは古も今も敢て異ることなしと<sup>12</sup>。

『婦人新報』に掲載されたフランス人モーリス克蘭の「支那婦人」では、中国の女子  
教育について、前述の「支那婦人の状態」とは若干違った記述がみられる。例えば、貧し  
い家では「女子の教育は父又は母の掌る所にして時には或る種の教育を與ふることあり  
と雖も概して子女の教育に付て思ひを勞することなし。されば一般に婦人は無智無学の  
極度に在り」<sup>13</sup>と指摘するものの、裕福な家では「必ず師を聘して子弟を教へしむ。所謂  
師なるものは多くは浅学の徒なりと雖も時に其学甚だ深きものあり。師は家族の一員と  
して待遇せられ、子弟の教育に余暇あれば女子を教育せしむ」<sup>14</sup>と記している。さらに、  
男女の教育状況について以下のように述べている。

男女の教育共に北方に於てよりは南方に於て著しく普及する。中部及び南部に於て  
は多く支族を有する大家族は其最も親近なるもの相結んで出資し一校を設け子弟を教  
育す。或は云ふ女子十二三歳に至るまで其兄弟と共に此家塾に通学するもの多しと。  
広東にては女教師ありて、其弟子の家に就て読書、習字、文学、詩学、音楽、図書、縫

箔を教授すといふ。されば南部の婦人中確実にして多種なる教育を有するもの少なからず。18世紀に於てエンメーなる有名なる学者ありて豪族の貴婦人に詩学を教授し貴婦人と詩文の交りを結びたる例あり。又た倫理及び歴史上の著述ある婦人少なからず<sup>15</sup>。

このように、もともと男子のために設けられたものではあるものの、裕福な家の女子はこの家塾のおかげで教育を受けることができたとしている。これは中国の中部及び南部に多くみられるようである。とはいえ、モーリス克蘭も結局は、「日本の女学校に於て見る所の禮式の師の必要を感じしめず」と当時の中国の家における教育方法を指摘した。

一方、雑誌上では、横浜大同女学校に在任していた中国人女性の潘に「婦人の生まるゝや先づ纏足を用ひ徹頭徹尾謹慎と云ふことを以て女徳とし居りまして、殆ど自由なるものは終生婦人の禁物の如き有様で、(中略)是れ畢竟清国婦人の無教育に基くもの、(中略)皆様方は何うか隣邦婦人の境遇に同情を垂れ、之が扶助の労を惜まれざらんことを願ひます」<sup>16</sup>とも言わせている(潘の発言などについての詳しい分析は第4章に行う)。そして「東洋諸国将来の教導事業を慮ばかれば、先輩の地位に立てる吾日本国の責任の重大なることを感ずると共に、姉妹諸君の天職も亦た重大なることを知る也」<sup>17</sup>と主張している。

表 2-1 をみて分かるように、日清戦争直後は中国の女子教育に関する記事は多くはなかった。中国の女子教育の実態については貧しい家の婦人に限って「無識無筆」であると指摘した一方で、裕福な家の婦人は「立派」な女学校での教育を受けていないものの家の中で母や或いは塾師から教育を受けているとしている。このように、中国の女子教育が記事の題材にされるようになったことは、日本における中国女子教育に対する関心の芽生えを意味する。

## 第2節 吳汝綸の視察に対する対応

前述したように、吳の来日視察前から、日本はすでに中国の女子教育への関心を示していた。そして、その関心が吳の視察を経てから、より高まっていたことは後記表 2-2 か

らも分かる。この理由を明らかにするために、本節では、日本の教育界が呉に女子教育の意義を認めさせるよう働きかけていたことを述べる。

## 2-1 女子教育制度化の説得

ここでは、日本の教育界が呉に対して女子教育の意義をいかに説明しようとしたかを述べる。

呉の一行には、大学堂の管理役である提調の紹英と栄勲、文武官吏 5 名、それから呉の弟子である杠頭閣、李光炯ら 13 名、さらに弟子であり蓮池書院の附属の日本語学校教師でもあった日本人の中島裁之が随行していた<sup>18</sup>。

呉は 1902 年 6 月 20 日から 10 月 20 日までの 4 ヶ月間、日本を視察した。6 月 20 日に長崎に到着すると、長崎県視学官の山口定太郎や新聞記者などが待っていた<sup>19</sup>。その後、いたるところで地方知事や視学官が同行し、呉を様々な学校に連れて行った<sup>20</sup>。呉らは学校制度の視察調査が主目的であったため、視察中、様々な学校に足を運んだ他、学校制度と直接的間接的に関係する文部省や外務省、参謀本部などを訪問した。中でも文部省では、文部大臣菊池大麓との教育論議をはじめ、9 月 10 日から 10 月 7 日までの間、19 回にわたって文部関係者から講義を受けている。その内容には、教育行政制度、学校の分類、学校の衛生、管理学、教授法、学校設備、さらに日本学校沿革などが含まれていた。

各界の関係者とは通訳を介しての面会、漢語での筆談もしくは手紙による教育に関する意見交換を行った。面会した者の顔触れを日記からまとめると、外務大臣小村寿太郎、文部大臣菊池大麓、憲政党総裁大隈重信、参謀総長大山巖、京都帝国大学総長木下広次、東京帝国大学総長山川健次郎、高等師範学校長嘉納治五郎、帝国教育会長長辻新次などきわめて多彩である。つまり、日本は呉の視察に対して積極的に日本の教育情報を提供しようしていた。

そのなかで、各地の女学校への視察も行われた。日記から整理すると、神戸にある女学校（詳細不明）、御影師範学校附属女学校、大阪府立清水谷高等女学校、京都高等女学校、女子高等師範学校、華族女学校、東京女子美術学校、東京府女子師範学校、東京共立女子職業学校などであった<sup>21</sup>。また、私立の女学校にも訪問した<sup>22</sup>。

女学校では、裁縫、唱歌、遊戯、絵画、宴会時の手料理などの場面を見せたり体験させたりした。また、多くの場合、体操を行う女学生を呉に見せていた<sup>23</sup>。

女学校を参観した呉の感想について、新聞記事では「氏が最も感服せし所のものなるが如く到る処女学校設けられ妙齡の児女が上下貴賤を問はず争ふて学に就くの実況は毎に氏が傍人に対して称賛しておかざる所なり」<sup>24</sup>と記している。さらに、呉は「殊に女子教育の盛にして女子の智育体育に注意なるは日本が開明に赴きたる最大原因なり」<sup>25</sup>と語ったという。

文部省は女子教育の「現場」を呉に見せた。その一方で、呉のために19回に亘って行われた講義の中には、女子教育に関わる行政、教育大意、衛生、管理法、教授法、設備と学校沿革等が含まれていた<sup>26</sup>。

女子教育関係者は、直接、呉に女子教育の普及を進めている<sup>27</sup>。以下は、前山陽高等女学校校長望月興三郎（以下、望月）が呉に宛てた書簡である。

幼児の運命はすべて母の智愚の如何による。子どもの教育は、母親の腹の中から始まり、家庭、学校、それから社会へと続く。最も薫陶を受ける時期は胎内にいる時期と家にいる時期である。子どもの将来はこの時期にもうすでに定められるのである。（中略）幼い頃に母の教育がなければ、その後、学校にいくら良い教師がいても良い成果は得られない。一方、家庭で賢母から良い教育を受け、学校に入学すると、平坦な道を走る駿馬のように成長する。偉人の母はやはり賢明であったから偉人が育った。女子教育の真義はここにある。しかし世の中の頑冥な者たちはこの明白な真義を無視し、男子の学校を多く設立して英才児を育てようとしている。先生（呉のことを指す：筆者註、以下同）がこの真義を看破し、女子教育を急務として貴国の百年の計画を立てること願う<sup>28</sup>。

望月は賢い母を養成することが女子教育の「真義」だと呉に訴えた。そして呉と面会し、女子教育の普及は「国家観念」や「愛国心涵養」の「近道」だと呉に語った。

女性は最も愛情深いと思われる。しかし、これまで女性の愛情は一個人や一家庭に注がれるのみで、一国家に愛情を注ぐことを誰も知らなかった。それゆえ、国家とは何かも知らず、国際情勢も知らない。もし女性にも愛国心を育てたいならば、教育の力を借りなければならない。女性に教育を受けさせ、愛国心を富ませることで、将来、母となった彼女たちから生まれた子どもも感化され、必ず愛国者となる。愛国心の涵養は



家庭教育に勝るものはない。女子教育を行う意義はここにある<sup>29</sup>。

このように、子どもの「愛国心涵養」は家庭教育によって育むことが一番の方法と述べている。そのために将来母となる女性に愛国心を教える必要があり、これもまた女子教育を施す意義と主張している。

先に述べたように、新政には女子教育に関する文章が記されず、管学大臣の視察計画案にも女子教育は記載されていない。しかし文部省は、呉を女子教育の現場に案内したほか、女子教育の規則に関する講義を受けさせていた。さらに、女子教育関係者である望月らは、女子教育普及の意義について、呉に書簡や面会を通して説得していたのである。

## 2-2 呉汝綸の女子教育観の引き出し方

ここでは、教育界が呉に中国の女子教育について語らせた内容を論じる。

呉は視察中、様々な女学校に足を運んだ。その際、女子高等師範学校校長高嶺秀夫、そして華族女学校校長下田歌子といった教育者らと面会していた。帝国婦人協会会長でもあった下田は、その後、掌事（主事）遠山稲子に命じて、呉を訪問させた<sup>30</sup>。この訪問から得られた情報を、同協会機関誌『日本婦人』が「清国家庭の一方面」<sup>31</sup>という題名で掲載している。さらに、後日行われた同協会の集会にも、呉を招いて「女子の教育に就て」という題目で講演をさせている。この講演内容も『日本婦人』に掲載された<sup>32</sup>。このように下田は、中国人であり総教習という身分でもある呉から中国の女子教育に関して聞いたり、また演説させ、これを記事の材料にして日本の読者に紹介した。

呉は日本で見聞きした女子教育を中国の女子教育と比較しながら語っている。日本は「早くより女子教育の必要なることを認められ、女子の人材を養ふことに務められ」<sup>33</sup>ているが、中国は「古より今日に至るまで、女子は只家庭に於て教へらるゝのみで、斯くの如く文明的科学的の教育は未だ嘗て受けて居らぬ」<sup>34</sup>と述べている。また、日本は「女子教育は知育のみならず、体育も亦進んで体操は殆ど何学校にも行はれて居るやうに見えます」とも書かれている。「将来の人種の上にも大なる関係があります」<sup>35</sup>と体操の必要性を認める一方で、中国人の体質の弱さは「女性の纏足によるもの」<sup>36</sup>だとも指摘している。その詳しい内容についての分析は第3章で行う。

しかし、呉は中国の女子教育のすべてを批判したわけではない。家の中で行われてい

る女子教育は、日本より知育体育は劣るが、徳育では優れていると自負している。「支那の女子の知育体育は非常に劣って居ります、併ながら徳育の点に至りましては見るべきものが少なくないと信じて居ります、女子の家庭教育の中には、父母に対し、舅姑に対し、又夫に対しての婦人の義務を厳しく且つ細く訓へて居ります、又書物にいたしても、女子論語、女子四書とか云へる女子の徳育に関する書物が澤山に出来て居ります」<sup>37</sup>と呉は述べている。さらに、「家庭に於ての権利と云ふものは、大抵婦人に帰して居るのです。取り立て申せば、日々の食事に関する事、衣服に関する事等は勿論のこと、其家の経済は一切婦人の與かる責務であつて、男子は決して而う云ふことには喙を容れないので御座います」<sup>38</sup>と、中国人女性は一家の衣食住を管理する権利<sup>39</sup>を持っていると主張している。

このように、呉は中国でこれまで行われていた女子教育が日本より劣っているところもあれば、優れているところもあると認識しており、特に中国人女性は家庭においては「権利」を有していることも主張したのである。そして、教師が不足している中国では日本の教師を雇わなければ、日本で見たような「文明的科学的」な教育を普及できないと語っている。

今日支那における教育は、男女を問はず極めて幼稚の時代に在りますから、若し之を振興せんとするには逆も自国の教師のみを以て、充実せしむることは出来ませぬ。清国の諸所に学校を設置することになれば、是非とも御国から教師を聘さなければならぬ<sup>40</sup>。

日本の教育界は、呉の日本視察の間に、女子教育の現場を体験させたり、女子教育の意義を訴えたり、さらに呉に感想を求めたりしていた。こうした一連の働きかけを通じて呉は、中国人女性に「文明的科学的」な教育を施すためには、先に行く日本の教師を雇わなければならないと発言するまでになっていたのである。呉の演説の言葉をすべてそのまま日本語に訳したかどうか疑う余地はあるものの、次章でも述べるように呉は女子教育の必要性を日本で認識するようになったといえよう。

### 第3節 女性雑誌に現れた「無教育」な中国人女性に関する記述

前節で分析したように、呉は女子教育の意義を認めるようになり、さらに教育の普及のために日本人教員を要請する意向まで示すようになった。こうした変化について知った日本の教育界もついに本格的に動き出す。本節では、中国人女性に関する日本の教育界の言説がどのように変化したかを論じる。

表 2-2 中国の女性に関する記事【呉汝綸視察後】

|             |                 |                    |      |            |
|-------------|-----------------|--------------------|------|------------|
| 明治35年8月25日  | 「呉如綸氏と三輪田女学校」   |                    | 雑報   | 愛国婦人       |
| 明治35年9月5日   | 「呉如綸氏の三輪田女学校参観」 |                    | 雑報   | 女鑑         |
| 明治35年9月15日  | 「三輪田女史と呉如綸氏」    |                    | 彙報   | 大日本婦人教育会雑誌 |
| 明治35年9月25日  | 「清国家庭の一方面」      | 呉如綸氏の談 本会掌事遠山稲子    | 家庭   | 日本婦人       |
| 明治35年10月25日 | 「女子の教育に就て」      | 呉如綸氏演術 大澤豊子速記      | 演説   | 日本婦人       |
| 明治35年11月15日 | 「渡清日記」          | 服部志げ子              | 雑録   | 大日本婦人教育会雑誌 |
| 明治36年1月20日  | 「清国見聞談」         | 阿多廣介               | 雑録   | 女鑑         |
| 明治36年3月1日   | 「清国見聞談」         | 阿多廣介               | 雑録   | 女鑑         |
| 明治36年3月15日  | 「清国見聞談」         | 阿多廣介               | 雑録   | 女鑑         |
| 明治36年4月1日   | 「康同壁女史演説」       |                    | 彙報   | 女鑑         |
| 明治36年6月25日  | 「清国漫遊見聞談」       | 会員 野津伯爵夫人談話        | 彙報   | 愛国婦人       |
| 明治36年7月1日   | 「野津陸軍大将夫人の視察談」  |                    | 彙報   | 女鑑         |
| 明治36年7月25日  | 「支那婦人」          | 在清国 其鹿生            | 奇書   | 愛国婦人       |
| 明治36年8月15日  | 「支那婦人」          | 在清国 其鹿生            | 雑録   | をんな        |
| 明治36年9月10日  | 「中流の支那婦人」       | 在上海教育家某女史          | 彙報   | 大日本婦人教育会雑誌 |
| 明治36年9月15日  | 「清国見聞談」         | 阿多廣介               | 雑録   | 女鑑         |
| 明治36年11月15日 | 「清国天津の近況」       | 大阪会員 吉田政栄子         | 雑録   | をんな        |
| 明治37年7月5日   | 「支那婦人の習俗」上      | 在清国大治 西澤好子         | 社会   | 女学世界       |
| 明治37年8月5日   | 「支那婦人の習俗」下      | 在清国大治 西澤好子         | 社会   | 女学世界       |
| 明治37年8月20日  | 「支那の女子教育」       | 文学博士服部宇之吉          | 論説   | 愛国婦人       |
| 明治37年9月20日  | 「支那の貴婦人」        | 服部文学博士夫人服部しげ子      | 社説   | 愛国婦人       |
| 明治38年7月15日  | 「支那家庭事情」        | 池田秋旻               | 家庭事情 | 女学世界       |
| 明治38年10月15日 | 「支那婦人の社交」       | 下田歌子               | 社交   | 女学世界       |
| 明治39年1月1日   | 「支那漫遊談」         | 伯爵 土方久元君           | 社交   | 女学世界       |
| 明治39年2月1日   | 「満州婦人の情態」       |                    |      | 女鑑         |
| 明治39年4月1日   | 「北京の婦人」         | 清藤秋子               | 社会   | 女鑑         |
| 明治39年4月20日  | 「西太后の女子教育意見」    |                    | 彙報   | 大日本婦人教育会雑誌 |
| 明治39年5月1日   | 「北京女子教育談」       | 博士夫人服部繁子           | 論説   | 女鑑         |
| 明治39年6月1日   | 「清国今後の女子教育」     |                    | 学校   | 女鑑         |
| 明治39年12月1日  | 「家庭の支那婦人」       |                    | 雑録   | 女鑑         |
| 明治39年12月1日  | 「梅博士の廣東婦人観」     |                    | 家事   | 女鑑         |
| 明治40年5月1日   | 「支那の婦人」         | 大橋露子               | 社会   | 女鑑         |
| 明治40年6月1日   | 「支那婦人観」         | 坂本箕山               | 社会   | 女鑑         |
| 明治41年5月15日  | 「外人の見たる支那婦人の運命」 | 萬国社会学会会長 シャル、ルツノール | 談叢   | 女学世界       |
| 明治41年12月1日  | 「清国の婦人」         | 大川茂雄               | 社会   | 女鑑         |
| 明治42年11月3日  | 「支那の婦人」         | 山脇高等女学校教師 法貴すゑ子    |      | 愛国婦人       |
| 明治45年1月15日  | 「支那で見た事聞いた事」    | 藻集陽子               |      | 女学世界       |

注：雑誌記事は、すべて代表阿部洋編『近代日本のアジア教育認識・資料篇—明治後期教育雑誌所収中国・韓国・台湾関係記事—』の第2部中国の部（近代アジア教育史研究会 2002年）から抽出して作成したもの。

女性雑誌上では中国女子教育への関心が増し、さらに記事にも工夫が施されるようになっていった。『愛国婦人』には「支那婦人」というタイトルの記事が掲載されたが、その号の「前書き」には次のように記されている。

本誌は愛国婦人と云ふ四字の表題なるを以て、我輩は矢張此の四字の題を真似て、支那婦人と云ふ題下に於て、少しく支那婦人の一般の状況、即ち風習性質等を通信せんと欲す、素より本通信の如きは、本会の主旨に反するかも知られども、建国以来四千年余りの老大国にてありながら、未だ文明の空気を吸収せざる支那帝国婦人の性質風習等を述べて其如何に憫然なるかを、世の所謂良妻賢母諸氏に知らしめ、以て是等憫然なる支那婦人を救済する方法を研究せられんことを希望すればなり<sup>41</sup>。

このように、女性雑誌に中国の女子教育に関する記事が多く見られるようになったのは、「未だ文明の空気を吸収」していない「憫然なる支那婦人」を国内に知らしめ、「良妻賢母諸氏」に「救済」する方法を研究してもらうことを目的としていたからであった。この記事は『をんな』にも転載された<sup>42</sup>。これらの女性雑誌は、国内の女性に対して、中国人女性や女子教育の状況を紹介しようとし、多くの日本人女性の共感を得ようとしたのである。

また、前掲の表 2-2 から分かるように、これらの雑誌は中国の女子教育を「如実」に記すよう、中国に行った人に話を聞いたり実際に会員を中国視察調査に派遣したりと、様々な方法を使うようになった。『女鑑』本社の顧問であり、女子高等師範学校の教授でもある阿多廣介は、中国に 50 日ほど滞在して教育視察調査を行い、その見聞を連載した<sup>43</sup>。阿多はこの中国滞在中に呉を訪問したようである<sup>44</sup>。

このような方法は『愛国婦人』や『女学世界』などにも見受けられる。例えば、前述した『愛国婦人』の「支那婦人」という記事は、中国にいる人物から寄せられたものである。また「支那の女子教育」「支那の貴婦人」は、中国から一時帰国した服部宇之吉夫婦を訪問してまとめたものであった。『女学世界』の「支那婦人の習俗」上下両文章に渡る掲載記事は、夫の中国出張に伴って出張先の湖北省大冶にいた西澤好子からの視察報告書である。

しかし、それらの記事を読んでも、中国の女子教育に関する内容はほとんど同じである。つまり、「支那の女子教育が皆無と云うてよろしい」<sup>45</sup>状況であったと述べている。たとえば女性に教育を与えない原因について次のように指摘している。

婦人の教育は反対の事実を見る、学問あるは男子に限られて、女子は全然無教育と

す、支那四億の人口中五十人や百人位は少しく文字を解する人あるべきも、是れは却て何故に女子が学問をなすかを怪しむ位とす、その何故に女子の教育を為さざるかは、しらされども、或は女子は人類としての取扱を受けず<sup>46</sup>。

つまり、まだ女子教育が認められていない社会状況だったと書かれている。一方で、家の中においては「勢力」を持っていることが強調されている。以下はその一例である。

儒教の本や人の話しに聞きますと支那の婦人程哀れなものはなく、自由を束縛されて外部にも出でず、無気力千万なものと考え居りましたが、之は大いな誤りで如何にも外部の束縛は強いやうに見えますが、其の内部に於ける婦人の勢力は非常なもので自由勝手なものであります。良人などを叱り付ける事も往々あり、男は之に抵抗せぬ事になって居りますから、子供の教育などは殆ど婦人の勢力内に属して居ります。さればと云って婦人は立派な教育を受けておられませぬから従って小供を十分に仕立てる事は出来ませぬ<sup>47</sup>。

このように、中国の女性は外部から「自由がない哀れなものである」と見えるものの、実は家に於いては「勢力」を持っていると強調している。それは後述する中国の子どもの教育が「無教育」な女性にまかされているという状況を印象づけるためでもあった。さらに「支那が今日の如く弱国となりましたのは、全く婦人の無教育に基源する事と考へます、日本から往って段々支那人を教へられる様であります、支那の婦人方から教育されねば完全な事は出来ぬと思ひます」<sup>48</sup>と記述している。つまり、中国の頑迷さが最も目立ったのが女子教育に対する認識であり、日本の役割はこの頑迷さから目醒めさせることであると主張しているのである。

女性雑誌は、中国の女性が無教育であるにも関わらず、子どもを教育していると記し、「其の教育程度は今日実に世界再劣等の地に在るを以て、此の際東洋婦人の義務として彼等を啓発誘導せざるべからず」<sup>49</sup>と述べている。日本が指導者となるべきと主張され、「西の窓よりさし入る日影に驚きさめたる日本婦人が、今尚だらしなく昏睡せる支那婦人を揺り起すべきは当然の義務なり」<sup>50</sup>と中国女子教育への関心を喚起しようとした。

前述したように、日本の教育界は呉の来日前にすでに女性雑誌上で中国の女子教育に対する関心を示していた。そして呉の視察を機に、彼に女子教育の普及を勧めるととも

に、多くの日本人女性に中国女子教育への関心を喚起しようとしたのである。そのため  
に呉自身が語ることを求め、その語りをきっかけに記事をさらに増やしていった。そし  
て読者に対して中国女子教育の「如実」な姿を知らせるため、中国に行った経験のある者  
から聞き取りを行ったり、人を派遣して取材に行かせたりするなど、中国に接近しよう  
としていたのである。一方、呉が語った内容の中でも中国人女性が「科学的」な教育を受  
けていないということを掲載し、中国の女性が無教育であるということを強調したのだ  
った。

## 小括

日清戦争後、日本の教育界は中国の女子教育にも関心を抱き始めた。呉の日本視察に  
女子教育の視察は計画されていなかったにもかかわらず、日本の文部省は、呉に女子教  
育現場に参観させたほか、呉のために開いた講義にも女子教育の規則を含めるなどした  
のである。さらに女子教育関係者も、女子教育の意義を呉に直接訴えたり書簡で説得し  
たりしていた。一方で女性雑誌は、中国女子教育に対する日本の女性たちの関心を喚起  
しようとしていた。呉から中国の女性や女子教育の現状を聞き、女子教育の遅れを取り  
戻すためには日本が指導的立場にあるべきだと書いている。呉の視察を機に、多くの女  
性雑誌が中国の女性に関する記事を増やし、その際、中国を訪問した人から状況を聞い  
たり、実際に会員を中国へ派遣して調査を行うようになったのである。

呉の視察前の雑誌には、身分の低い女性に限って「無識無筆」と記されていた。  
しかし、呉の視察後の雑誌には、階層の違いに配慮することなく「文明的科学的な教育」  
を受けていない中国女性が、社会において無教育の状態に置かれていると殊更に強調さ  
れた。一方で、家の中においては女性が「勢力」を持っていることも強調されている。こ  
のように論じることによって中国の子どもが無教育な女性に育てられていることを日本  
女性に印象づけようとしたのである。そして、無教育な中国女性を日本が「啓発誘導」し  
なければならないと日本女性に共鳴を求めた。こうした意識の高まりの中で、第4章で  
述べるように、日本の女子教育者たちは中国の「文明的科学的な」教育普及事業に参加  
できるよう、中国へ派遣する女教員の養成も始めたのである。つまり呉の語りは、日本  
の女性に対して、中国の女子教育への関心を喚起させる好材料となったのであった。

日清戦争後、日本は「東洋主人」になろうと試み、中国の女子教育をも指導することを義務であると考え、呉に女子教育の制度化を勧めた。この義務を果たすためには日本人女性の働きが必要であり、彼女たちこそが中国の女子教育を指導できる立場にあることを多くの女性に共感させるような啓蒙がこの時期本格的に始まったといえる。呉の日本教育視察を機に、日本は中国の女子教育普及事業を「啓発誘導」できるよう態勢を整えようとしたのであった。

## 【註】

---

- 1 大鳥圭介（枢密顧問官）「日清教育の比較」（『太陽』1-9、明治28年9月5日、教育）。駐清・駐韓全権公使であった大鳥圭介が日清戦争後の1895年に帰朝した後、YMCAに招かれて行った演説である。
- 2 前掲、阿部洋『中国の近代教育と明治日本』、蔭山雅博「清末期中国における教育の近代化と日本人教習」、二見剛史「京師法政学堂と松本亀次郎」（阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦—戦前日本の在華教育事業』第一書房、1983年）などがある。
- 3 「吳汝綸氏来朝」（清国の教育視察特命使）（『教育時論』620、明治35年7月5日）『教育界』も「邦人の北清に入るもの多くは同士の周旋に与らざるものなしといふ、我等宜しく同氏を歓待すべきなり」と呼びかけている。
- 4 前掲、吳汝綸の視察報告書『東遊叢録』
- 5 前掲、小川嘉子「清末の近代学堂と日本女子教習—広東女子師範学堂を中心に—」、「お雇い日本人教習の研究—アジアの教育近代化と日本人—」、周一川『中国人女性の日本留学史研究』、杜学元『中国女子教育通史』、崔淑芬『中国女子教育史—古代から一九四八年まで—』などがある。
- 6 佐藤尚子「明治期日本人の中国女子教育認識」（『教育学紀要』第45巻、第1部、中国四国教育学会、1999年）
- 7 「支那婦人の状態」『婦人新報』明治28年12月25日、雑報
- 8 同上
- 9 同上
- 10 同上
- 11 同上
- 12 「支那の女権」『女学雑誌』明治33年1月25日、片々
- 13 「支那婦人」『婦人新報』明治31年7月20日、雑録
- 14 同上
- 15 同上
- 16 潘雪箴女史述 大澤豊子速記「支那婦人の意見に就て」（『日本婦人』明治34年10月



- 
- 25 日、演説)。『大日本婦人教育会雑誌』は、『日本婦人』より 10 日間前の明治 34 年 10 月 15 日に、「清国婦人藩氏の演説」という題目で彼女の演説を彙報欄に載せている。
- 17 「アジアの開導に於ける吾国婦人の責任」『女学雑誌』418、明治 29 年 1 月 25 日、社説
- 18 郭立志編『桐城呉先生（汝綸）年譜』（巻 2、36 頁）文海出版社、1972 年
- 19 呉汝綸「摘鈔日記第二」。前掲『東遊叢録』によれば、清国領事館員と留学生らも迎えに来ている。
- 20 同上
- 21 同上
- 22 「呉汝綸氏の三輪田女学校参観」『女鑑』260、明治 35 年 9 月 5 日、雑報
- 23 同上
- 24 「来遊中の呉汝綸」『東京日々新聞』明治 35 年 7 月 7 日
- 25 「呉汝綸氏の大学参観」『大阪毎日新聞』明治 35 年 7 月 1 日
- 26 呉汝綸「文部所講第一」（前掲『東遊叢録』より引用。）
- 27 史料からは、前山陽高等女学校校長望月興三郎と交詢社社長の大鳥圭介が呉に女子教育の普及を勧めていたことが確認できる。（「尺牘」巻 4、392～394 頁）、（呉汝綸撰、施培毅・徐寿凱校正『呉汝綸全集』安徽古籍叢書 黄山書社）、同上（呉汝綸著『東遊叢録』）
- 28 呉汝綸「函札筆談第四」（前掲『東遊叢録』5 頁）
- 29 同上、49 ～50 頁
- 30 前掲、郭立志編『桐城呉先生（汝綸）年譜』（遠山稲子の来訪とその目的が記されている）
- 31 呉汝綸の談、掌事遠山稲子「清国家庭の一方面」『日本婦人』35 号、明治 35 年 9 月 25 日、家庭
- 32 呉汝綸氏演述、大澤豊子速記「女子の教育に就て」『日本婦人』36 号、明治 35 年 10 月 25 日、演説
- 33 同上
- 34 同上（この呉の発言中の「文明的科学的の教育」とは、学校教育のことを指す）
- 35 同上
- 36 同上
- 37 前掲、呉汝綸氏演述 大澤豊子速記「女子の教育に就て」
- 38 同上

---

39 呉が語ったこの「権利」という言葉から、中国人女性が家の中で「勢力」を持っていたということが理解されよう。

40 同上

41 其鹿生「支那婦人」『愛国婦人』34、明治36年7月25日、寄書

42 其鹿生「支那婦人」『をんな』3-8、明治36年8月15日、雑録

43 阿多廣介の「清国見聞談」は、『女鑑』の13-2（明治36年1月20日、漫録）、13-5（明治36年3月1日、雑録）、13-6（明治36年3月15日、雑録）、13~18（明治36年9月15日、雑録）と4回に渡って連載されている。阿多広介が中国で教育に関する調査を行っていた際に、日本の教育視察から帰国したばかりの呉汝綸と面会していたことを確認できる。『桐城呉先生（汝綸）年譜』には、呉が帰国の旧暦9月25日に、『女鑑』顧問の阿多広介と面会したことが記録されている。

44 前掲、呉汝綸著、呉闔生編『桐城呉先生日記』

45 服部宇之吉「支那の女子教育」『愛国婦人』60、明治37年8月20日、論説

46 前掲、其鹿生「支那婦人」『愛国婦人』34、明治36年7月25日、寄書

47 野津伯爵夫人「清国漫遊見聞談」『愛国婦人』32、明治36年6月25日、論説（野津伯爵夫人野津とめ子は『愛国婦人』の会員である）

48 同上

49 下田歌子「清韓女子の教育」（『教育時論』556、明治33年9月25日）

50 「隣国の婦人」（『婦女新聞』151、明治36年3月30日、社説）

### 第3章 吳汝綸による日本女子教育情報の受容

本章は、日本の女子教育の制度や内容等についての情報が日清戦争後の中国へといかにもたらされたかということ、吳による日本教育視察、特に女子教育に関する視察について分析することにより明らかにするものである。

第1章でも述べたように、吳は、新政をきっかけに再開した京師大学堂の総教習となり、日本の教育制度の視察を行った。彼の日本視察<sup>1</sup>は中国史上、清政府が教育に関して命じた最初の視察であり、近代学校を設立するための調査であった。そして第2章で述べたように、吳の日本視察に女子教育の視察は計画されていなかったにもかかわらず、日本の文部省は、吳に女子教育現場に参観させたほか、吳のために開いた講義にも女子教育の規則を含めるなどした。さらに女子教育関係者も、吳に女子教育の意義を直接訴えたり書簡で説得したりしていた。このように、日本の女子教育の情報を積極的に吳に提供しようとしたのである。

清末の教育改革や中国近代学制などについて、日中両国の研究はともに吳の日本視察に着目してきた。これらの研究では、彼の視察日記などに見られる教育案が近代学校章程「奏定学堂章程」に多く取り入れられ、彼の日本視察と教育改革案のもつ歴史的意義が指摘されているものの、この近代学堂章程に女子教育が含まれていないとされた<sup>2</sup>。一方、中国の女子教育史研究は、草創期の近代中国女子教育が日本の教育制度の影響を受けていることを指摘し、先述した維新派の梁啓超の言説や秋瑾、胡彬夏、何香凝といった日本に留学した女子学生らの帰国後の活動を取り上げて分析しているものの<sup>3</sup>、吳による視察に関しては触れられていない。こうした研究動向の背景には、序章で述べたように近代教育制度の端緒として位置付けられている1904年の「奏定学堂章程」に、女子教育が含まれなかったと通説となっていたことが関係していると考えられる。

中国で女子の学校教育が制度化されはじめたのは3年後の1907年であるが、「奏定学堂章程」にある「蒙養院章程及家庭教育法章程」は、女子教育の意義を認めていた。このことは、本章で論じるように、吳が日本の教育界から得た女子教育情報と関係がある。つまり吳は、女子教育の意義を管学大臣にも説得しようとして日本から得た女子教育情報を送ったのである。中国における近代女子教育への関心を章程の制定以前から喚起していたという点で、吳の活動を見逃すことはできない。

本章では、まず吳の女子教育に対する認識が変容していたことを述べた後、「賢母養成」

のために彼が女子教育に求めたものと日本の教員養成事情について分析する。彼は女学校にも足を運び、女学校の関係者と接触し意見を交わしながら、時に驚きをもって女子教育の現状を見つめ、感激し共感し、そして時には批判することもあった。視察を通じて呉は女子教育も中国の急務であるという認識に至り、管学大臣にこれを訴えた。また教員がいないことには女子教育が始まらないということから、日本の教員養成にも関心を抱いた。彼は女子教育に関する情報を日記という形で残しながら自らの主張を整理し、中国に持ち帰ったのである。呉の女子教育に対する視察に着目すると、この時期の中国における女子教育への認識の変化が見て取れる。さらに、日本を手本としながらも、道德教育の充実など、中国独自の女子教育改革を目指そうとしたことも明らかになる。

## 第1節 日本視察中の呉汝綸の女子教育認識

本節では、呉が女学校に足を運んだり、女学校や教育者からの情報提供により、呉の女子教育に対する認識が変容していったことについて述べる。

第2章で述べたように、呉は文部省の働きによって、日本において各種の女学校に足を運ぶことができた。呉は「到る処女学校設けられ妙齡の児女が上下貴賤を問はず争ふて学に就く」<sup>4</sup>という日本の女子教育の盛況ぶりに驚いている。そして、日本の教育が盛んになったのは、女子にも科学的な学問を学ばせているからなのだと考えた。

御国に於ては、早くより女子教育の必要なることを認められ、女子の人材を養ふことに務められたるは、実に感服の外有りませぬ。殊に家政学裁縫等の学科を上下貧富の区別なく教養せらるゝことは、実に処世上肝要のことゝ思ふ、又其他化学理学衛生などに至るまで、ソレゾレ研究せらるゝは是れ又欠くべからざる科目と思ひます。固より我東洋に在っては、支那に於ても、日本に於ても、昔から女子の学問が開けて居たのでは有りませぬが、御国では早くより科学的の学問を輸入して始めは単に男子にのみ之を教へ、遂に女子にまで及ぼすに至りしは教育の盛なること推して知ることを得ます<sup>5</sup>。

このように、呉は日本が女子に家政学裁縫といった科目だけでなく、化学、理学、衛生

学などという科学まで学ばせていることに感心したという。

しかし、呉は最初から日本の女子教育に納得したわけではなかった。例えば、女学校に鉱石を陳列しているのをみると、女子に鉱学まで教えるのかと聞き、「女子に鉱物学を学び得たりとて何の利益あるや」<sup>6</sup>などと懐疑的な感想を述べていた。また、女学生たちが眉尖刀をもって、体操をしているのを見て、「斯かる風の教育を女子に施すは不可なり」<sup>7</sup>と随員に言ったりしたという。

日本の女子教育に感心した呉は、女子教育が盛んに行われるようになったきっかけを探ろうとした。書簡のやりとりを行った前山陽高等女学校校長望月興三郎<sup>8</sup>（以下、望月）と面会した。面会した際、望月との筆談の中で、呉は「貴国では十年前はまだ女子教育が盛んではなかったと聞いておりますが、その後はどのようにして女子教育を振興したのでしょうか」<sup>9</sup>と尋ねた。望月は「一に今日の女子教育と過去の女子教育との連続性が必要であること。二に今日の女子教育は、女性の現状や男子との違いを考慮し、さらに外国の女子教育法も参照して行うこと。三に国家の発展や、世界文明の趨勢を見込んで考案すること」と返答している。この筆談で、前章で述べたように、望月はさらに女子に対しても「国家観念」や「愛国心の涵養」が必要であり、教育の力を借りることが重要だと述べている<sup>10</sup>。

そして、管学大臣張への書簡に呉は次のように書いている。

文部省からは学校の課目に体操を取り入れるべきだと勧められた。大学校の校長（山川健次郎らを指す：筆者註、以下同）は医学校を興すことを勧めた。昨日の交詢社の宴会では、社長の大鳥圭介（華族女学校校長などを経て、当時は樞密顧問官）が女学校を興すことの大切さを私に説いた。私はどれも今の中国にとって必要であり、その制度化が急務であると思い、直ちに管学大臣に伝えたく、手紙を送った次第である<sup>11</sup>。

呉は、日本の女子教育について見聞きし、女子教育も当時の中国にとって必要であり、制度化が急務との認識に至った。書簡には交詢社社長の大鳥圭介からも女子教育が必要と勧められていたことが記されている。また望月との筆談と彼から届いた手紙を張に直接読んでもらうよう、報告書とともにこれを管学大臣張宛てに送ったのである。

## 第2節 「賢母」養成のための徳智体三育教育案

呉は日本の女子教育に関する情報を得て、「賢母養成」が中国にとっても急務であるという認識を確かなものにした。本節では、呉が「賢母養成」のために何を必要としたのか、日本の女子教育の何を中国の手本とすべきと考えたのかを分析する。

### 2-1 体育への着目

呉は女子に家政学、裁縫といった知育を学ばせることが「処世の肝要」と認識していたが、最も感心していたのは体育に関してであった。前述したように、呉は女子に眉尖刀をもって体操をさせることは不適切だと考えた。しかし華族女学校を参観したとき、活発に体操している女子学生を見て、「令嬢等が活発発地に振舞ひ其の体格孰も善良にして深窓に生長し顔色蒼白衣に堪へざるが如き婦女と遙に異なり」<sup>12</sup>という感想も残している。そして丈夫な体の理由が体育によるものと聞き、「これこそ健全なる国民を産むべき賢良聡明の母をも得べきなれ」<sup>13</sup>、「殊に女子教育の盛にして女子の智育体育に注意なるは日本が開明に赴きたる最大原因なりと嗟歎した」<sup>14</sup>という。呉は、日本の「開明」は女子の「智育体育」に対して「注意」を払った成果であり、「健全な国民」を育てる秘訣は、女子にも体操を普及させたことによると考えたのである。

呉にとって、この「体操」への着目は「格別」なものであった。体操を行う女子学生の姿と纏足している中国女性の姿とを比較し、日本人女性に健康や強さというものを感じたのであろう。実際に彼は演説の中で、中国人の体格は日本人より大きいもの日本人より「虚弱」であると指摘し、その原因を次のように語った。

私が貴国へ来て感じましたのは、貴国の人々は学問が進歩して居ることは申すまでもありませんが第一に羨ましいのは、体格の強いことで御座います。吾が国の人々は、大きいことは大きいですが、虚弱です。おくにの方々は譬ひ身体は矮小でも、筋骨が強固で御座います。之れは吾が国の人々は、何故弱いかと云ふと、結局婦人の纏足といふことに原因するのであらふと思ひます。目下我が国でも漸く此事の弊害あることを知って、廢するやうになりましたが従来は、皆之れをやったので、自然と婦人の体格が悪くなって、延て其虚弱なる婦人体内より生れるところの人間が皆虚弱になったのであり

ます。どうか一日も早く、一般に之を廃するやうに致したいと思ひますけれ共、何分旧来の因襲となつて居るものでございますから、一朝一夕に全廃すると云ふ運びに至らんのは、誠に残念でございます<sup>15</sup>。

このように呉は、纏足が女性の身体を衰えさせ、そのような女性から生まれた子供も、また虚弱になっていくと考えた。体操をしている日本の女学生を目の当たりにし、中国女性の纏足を「害」として認識するに至ったのであろう。

さらに、呉は体操という文化が東洋人と西洋人の体格を左右し、人種そのものの体格に影響を与えてきたとも考えた。東洋人がなぜ西洋人より低く痩せてみえるかを、以下のように論じている。

又御国の女子教育は知育のみならず、体育も亦進んで体操は殆ど何学校にも行はれて居るやうに見えます、是れは大へんに好いことゝ思ひます。体育を研究するは、将来の人種の上にも大なる関係があります。一体我々東洋の人種は西洋人に比べると丈が低く痩せて居るやうに見えるが、是れは畢竟古より体育に重きを置かなかつた原因であらうと思ふ、今にして体育を、男女の区別なく適当に研究して参つたならば、将来人種の上に非常なる影響を及ぼすだらうと思ひます<sup>16</sup>。

東洋では古くから体育に重きが置かれていなかったために背丈が低く痩せているものの、今の日本は男女区別なく体育を推進しており人種にも変化があるだろうという見方を示している。

呉は女子が体操している場面を詳しく記している。以下はその一例である。

大阪府に設立された清水谷高等女学堂で女子の体操を観た。まず木椎を舞い、それから円陣を作っていた。4人で舞ったり、あるいは8人で舞うなど、さまざまな花形を舞い上げる。教員もそれに合わせて歌ったりして楽しんでた<sup>17</sup>。

女子体操の楽しい場面を報告書に記すと同時に、体操などできる日本の学校設備についても記している。高等女学校の「操場」(運動場)は「男子校に比べると小さかつたが、文部省令においては、女学校に室内と室外の二種の操場を用意すること、必ず高等小学

校より大きな約千坪以上の操場を用意することと定めた」と書かれている<sup>18</sup>。こうして、女子にも体操を普及させるためには、学校に操場を設備しなければならないことを中国に伝えたのである。

## 2-2 徳育に関する主張

呉は体育に関しては日本を大いに参考にすべきと考えていたが、徳育の割合の低さに関しては批判している。その根拠は以下のように述べられている。

御国の女子教育に於ける知育体育の発達せることは前述の如くであります、尚ほ私の見る処に依りますと、女子には極めて大切な処の徳育が他の学科に比し、割合に劣って居りはしまいかと思ひます。支那の女子の知育体育は非常に劣って居ります、併ながら徳育の点に至りましては見るべきものが少なくないと信じて居ります、女子の家庭教育の中には、父母に対し、舅姑に対し、又夫に対しての婦人の義務を厳しく且つ細く訓へて居ります、又書物にいたしても、女子論語、女子四書とか云へる女子の徳育に関する書物が澤山に出来て居ります。御国でも其昔斯う云ふ書物を用いられた時も必ずあったらうと思ひますが、今日は反って西洋の文物に依り、知育体育の方が発達して徳育は後れたと思はれます<sup>19</sup>。

このように、日本は中国より知育と体育が優れているものの、女子にとって極めて重要な徳育に関しては中国に劣っていると評している。また、こうした日本の知・体両育の優れた点は、女子教育に西洋の文化を取り入れたことでもたらされたという見解を示している。一方、「女子論語」「女子四書」などの女子の徳育に関する書物を使わなくなったことによって徳育が後れたと指摘している。

そして、呉は「どうかモウ少し徳育に力を入れて戴きたい。而して知体徳の三育が等しく進んで往ったならば御国の女子教育法は誠に万全の教育法であると思ひます」<sup>20</sup>と主張している。このように、日本が徳育にもう少し力を入れたならば彼にとって「万全な教育法」になると認識していたことが分かる。

さらに、日本の「道徳の後れ」は、教育者が西洋の文化の中でも、「自由放任主義」のみを取り入れようとした弊害であると指摘した。



御国の女子教育は専ら自由放任主義を採って居らるゝかの如くで有ります。一体束縛と云ふことは物の進歩を碍けるものであって、自由は結構であります。けれども併し自由の中にも「自から己れを守る」と云ふ考へを堅く保つことが頗る肝要であると思ひます。若しも自由放任主義のみを採って、自から己れを守るの考へを捨てゝは将来憂ふべき結果を来たすに至るで有らうと思ひます。どうか皆様の一挙一動は学生の模範となるやうに、注意せられんことを冀ひます<sup>21</sup>。

このように、徳育の欠如を批判した理由に関しては、婦人参政権運動との関係を指摘できる。研経会（学習院の研究者を中心に設立された漢学の研究団体）と行った筆談において、呉の「道德教育については昔より重視されていると思ひますか」という質問に対し、研経会側は「西学の伝来によって西学分子が混入し、徳育を貫くことは容易ではない」と答えている。そして次のことを忠告したのである。

（日本では）西学が盛になって、婦人や女子まで民主を唱えることになってしまった。幸い事件（女性参政権運動を指す）が大きく発展する前に押さえこんだのでよかった。他人の良いものを取り入れる際には、その短所を防ぐように用心しなければならない。中国も慎重になることを望む<sup>22</sup>。

西学の受容に伴って、徳育の衰退とともに婦人参政権運動が生まれたと呉に伝え、中国も西学を取り入る際には同じ轍を踏まないように説いたのである。

こうした忠告を受けて呉は、日本の高等女学校の沿革をまとめる際に、日本の女子高等教育の「経験」を以下のように特筆した。

明治 16 年から私立学校も増えるようになった。この頃、西洋のようになることを論じる者が現れ、女子の自由や権利の獲得などを主張し始めた。ただ、日本内地の女学校（日本人自身が設立した女学校を指す）もまだ少なく、権利を主張する女子もミッション学校の出身が多かった。彼女らの行動は社会からの激しい批判を招いたため、女学は一時的に衰退した。漸くして女子の権利や女子の改良を訴える声が収まり、さらに 28 年には文部省が高等女学校を設立したことで章程や教則を定めるに至った。これ

によって公立女学校も増えた<sup>23</sup>。

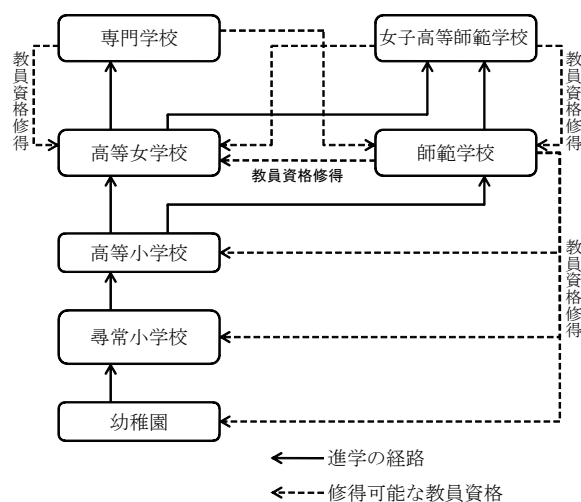
呉は日本の女子教育の経験をこのように記し、徳育（儒教徳目テキストの女子論語、女子四書等）も、知育と体育のように重視することが万全な女子教育だと唱えたのである。

### 第3節 女学校における教員養成に関する情報

本節では、呉が、女子教育の視察の中で、とくに女学校の教員養成に関心を払ったことについて分析する。

図 3-1 は日本の女子教育制度と進学経路に関する呉の記載を筆者がまとめたものである<sup>24</sup>。

図 3-1 呉汝綸が記した日本の女性の進学ルート



尋常・高等小学校は男女共学であり、高等小学校を卒業すると高等女学校に入るか、もしくは府県立師範学校に入る。高等女学校と師範学校を卒業してさらに学問を追究したいときには、女子高等師範学校に入るか他の専門学校に入ることが記されている。

こうした公立の進学ルートの他に、私立の女子職業学校や女子専門学校もあるということも呉は記している<sup>25</sup>。特に、中国にも就業に必要な技芸の教育を目的とする職業学校を設立すべきと考えていた。

東京共立女子職業学校は私立で、貧しい家庭で官立の学校に入学できない女子のために用意された学校である。入学して技能を学び、その技能が商品になり、商品売って得た利益は学校と折半することになっている。また学校に行くか家で物を作るかを自分で決められる。課程は主に裁縫、刺繍、編物、絵画、生け花であり、我が国はこの種の学校をつくるよう進めたい<sup>26</sup>。

呉は「東京共立女子職業学校の概則」<sup>27</sup>を、中国で学校を設立するために持ち帰っている。

そして、これらの女学校の教員養成に関して、呉は幼稚園や小学校の教師を師範学校が養成しており、高等女学校と師範学校の教師は主に男女別高等師範学校が養成していると記している。文部省は男女別の高等師範学校を設立し、府県に必ず師範学校を設立するようにも定めたこと、師範学校と男女別高等師範学校の三校は学費を徴収せず、学生の衣・食・住が学校から無償提供されていること、そして卒業後は男子10年間、女子5年間本校の附属小学校などで教員として勤務する義務があると記している<sup>28</sup>。

呉は教員養成が急務であることを認識しており、その対応に関心を持っていたようだ。東京府女子師範学校附属小学校の授業の様子をみて、「小学校に一年生から四年生まで学級はなく、すべて一人の先生が授業を行っている。教師は大変だと思う。しかしそれは教師が不足している我が国にとって、参考にすべきところであった」<sup>29</sup>と日記に記している。彼は教員不足の中国において、近代学校を普及していくためには、日本でみたように一人の教師が複数の学級を担うべきと考えただけでなく、応急策として日本から教師の援助を求めるだろうとの発言をし、日本にその準備を整えてほしいとの意を伝えたのである。以下は、日本の女子雑誌に掲載された呉の発言である。

御国の諸学校に於ては、支那語を研究することが、割合に他の外国語より少なかったやうに見えるが、今日では漸々盛になって来ましたのは、一般支那人の深く喜んで居る所であります。何故なれば今日支那に於ける教育は、男女を問わず極めて幼稚の時代にありますから、若し之を振興せんとするには、逆も自国の教師のみを以て、充実せしむることは出来ませぬ。清国の諸所に学校を設置することになれば、是非とも御国から教師を聘さなければならぬ、其場合に教師と生徒とが言語不通にして通弁を用ゐるやうなことであれば、教育上の不便は実に甚だしいものと言はなければならぬ

のみならず、好結果を奏することは期し難い。故に自分は翼望致しますが、どうか御国の教育家が将来支那の為め、力を分たれんとならば先づ第一に支那語を研究せられるということでございます<sup>30</sup>。

このように、管学大臣が述べた視察目的の中の一つである「外国教師の質の確保」の視察目的を忠実に果たしたのである。一方、この情報を得た日本教育界は、前章で述べたように日本女性が中国の女子教育に関心を持たせるよう啓蒙を始めただけでなく、次章で述べるように中国女性の文化の「裨補」を事業の対象とする「東洋婦人会」を設立させた。さらに、中国で女子教育の普及を求める声が高まる中、日本国内に派遣女教員養成所も設立する運びとなったのである。実際にこの後、中国では日本から多くの派遣教習を雇っており、その中に女性派遣教習も含まれていた<sup>31</sup>。

呉は師範学校設立の参考とすべく、「東京府女子師範学校本年経費表」<sup>32</sup>を入手し、師範学校教員や高等師範学校の給与まで類別に記述した。以下は、女子高等師範学校給与事情を記した部分である。

教授は奏任で年俸 600～2500 円、助教授は判任で月給 15～75 円。教諭は奏任で年俸 400～1200 円、助教諭は判任で月給 15～75 円。訓導や保母は助教諭と同じである<sup>33</sup>。

教員不足により女子教育を始めることができないという認識から、呉は日本の教員養成に関する情報を中国の参考になるように詳細に書き留めたのであった。

## 小括

京師大学堂総教習であった呉は、日本において女子教育の視察も行った。呉は様々な女学校に足を運んだほか、女子教育に携わる人物とも意見を交わし、女子教育に関する知見を広めたのである。そして日本の女子教育を自身の目で確認し、日本の「開明」が女子教育の成果によるものだと認識し、女子教育の振興が中国の急務であると管学大臣張に訴えた。教育内容としては、知育や体育が必要であることはもちろん、日本の女子教育の

経験を聞いた上で、さらに徳育を重視すべきであるとの意見を伝えた。そして、まずは教員の養成が必要であることを痛感し、女子師範学校における女子教員養成に関する情報を中国に伝えたのである。

1904年「奏定学堂章程」に、女子教育が含まれていなかったことは通説となっている。呉はこの章程制定の参考とすべく、日本において教育制度の視察を行った。そして、日本の視察から得られた女子教育に関する情報を報告書「書簡」『東遊叢録』などを通して中国にもたらした。

当時の中国政府は男子教育のみの改革を計画しており、その責務を負って日本の教育視察に来た呉は、日本の女子教育も盛んになっていることを目の当たりにした。これは驚きに満ちた、発見であったに違いない。教育による救国が求められていた中国において、女子教育の制度化が国の独立の基礎になると認識するようになった呉は、日本の女子教育の意義や内容を高く評価しながら女子教育の導入を主張し、当時の中国政府を納得させようとしたのである。

女子教育の意義は、「奏定学堂章程」にある「蒙養院章程及家庭教育法章程」によって認められている。それは、第5章で述べられるように呉の視察報告書をもとに作られたものであった。そして「奏定学堂章程」が出されてから3年後の1907年、「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」によって正式に制度化されることになる。両章程の「総要」に共に賢母を養成するという女子教育の目的が掲げられていること<sup>34</sup>、「各教科要旨」において体操が必修科目となっていること<sup>35</sup>、あるいは「修身」では儒教徳目の重視、特に将来女学校の教育者となる女子師範生の儒教徳目を要求していることなど<sup>36</sup>、教育内容の多くの点で呉がもたらした情報と一致していることが指摘できる。さらに師範学校に関しては、学費を徴収しない代わりに卒業後、女子小学堂あるいは蒙養院で3年以下の勤務が義務とされた<sup>37</sup>。3年後という時差はあるものの、呉の日本視察による女子教育情報は、女子教育に対する関心を呼び起こし、女子教育の礎を築くものであったといえよう。

## 【註】

- 1 この時期に各省督撫が派遣した日本視察の記録として、前掲姚錫光『東瀛学校挙略』（1898年）、羅振玉『扶桑両月記』（1902年）などある。また張大鏞『日本武学兵隊紀略』（1899年）、朱綬『東遊紀程』（1899年）、劉学詢『遊歴日本考察商務日記』（1899年）、丁鴻臣『四川派赴東瀛遊歴閱操日記』（1900年）なども挙げられる。清末中央政府から日本へ派遣されたのは呉が初めてであった。
- 2 前掲、阿部洋『中国の近代教育と明治日本』、容應萸「呉汝綸と『東遊叢録』—ある「洋務派」の教育改革案—」、汪婉「京師大学堂総教習呉汝綸の日本視察」、汪婉『清末中国対日教育視察の研究』、許海華「1902年の呉汝綸日本考察について」、趙建民「呉汝綸赴日考察与中国学制近代化」、翁飛「呉汝綸与京師大学堂」などがある。
- 3 前掲杜学元著『中国女子教育通史』、崔淑芬著『中国女子教育史—古代から一九四八年まで—』などがある。
- 4 「来遊中の呉汝綸」『東京日々新聞』明治35年7月7日（『東遊日報訳編』にも所収）
- 5 呉汝綸氏演述、大澤豊子速記「女子の教育に就て」『日本婦人』36号、明治35年10月25日、演説
- 6 「女子教育の進歩」『朝日新聞』明治35年7月7日
- 7 同上
- 8 望月興三郎についての研究はないものの、彼が著した『家族主義女子教育』（福音社、明治25年7月）と『私立山陽女学校報告 第一』（明治19年10月～26年12月までの報告がまとめられ、明治27年3月に出版された）は、『明治期女子教育文献集成』に所収されている。また、『ベンジャミン・フランクリン自叙伝』（上田済生堂、明治22年12月）の訳も彼が行った。この3冊の著作は国立国会図書館に所蔵されている。
- 9 呉汝綸「函札筆談第四」（前掲『東遊叢録』48～50頁）
- 10 同上
- 11 「尺牘」巻4、392～94頁（前掲呉汝綸撰、施培毅・徐寿凱校正『呉汝綸全集』）
- 12 前掲「来遊中の呉汝綸」『東京朝日新聞』明治35年7月7日
- 13 「呉汝綸一行」『大阪毎日新聞』明治35年6月25日（『東遊日報訳編』にも所収）
- 14 「呉汝綸氏の大学参観」『大阪毎日新聞』明治35年7月1日（『東遊日報訳編』にも所収）

- 
- 15 吳汝綸談、掌事遠山稻子「清国家庭の一方面」『日本婦人』35号、明治35年9月25日、家庭
- 16 前掲、吳汝綸氏演述「女子の教育に就て」
- 17 吳汝綸「摘鈔日記第二」（前掲『東遊叢録』10頁、他は6、9、24、28頁）
- 18 吳汝綸「文部所講第一」（同上『東遊叢録』30～31頁）
- 19 前掲、吳汝綸氏演述「女子の教育に就て」
- 20 同上
- 21 同上
- 22 吳汝綸「函札筆談第四」（前掲『東遊叢録』41頁）
- 23 吳汝綸「函札筆談第四」（同上『東遊叢録』79～81頁）
- 24 吳汝綸「文部所講第一」（同上『東遊叢録』の記述からまとめた）
- 25 吳汝綸「摘鈔日記第二」（同上『東遊叢録』）
- 26 吳汝綸「摘鈔日記第二」（同上『東遊叢録』31頁）
- 27 吳汝綸「学校図表第三」（同上『東遊叢録』82～86頁）
- 28 吳汝綸「文部所講第一」（同上『東遊叢録』からまとめた。吳の記録では、府県立の師範学校の学内には必ず、幼稚園、小学校を附設する。そして女子高等師範学校などには幼稚園、小学校、高等女学校を附設する。これは実地研習のために設置しているとのことである、と記されている）
- 29 吳汝綸「摘鈔日記第二」（同上『東遊叢録』31頁）
- 30 前掲、吳汝綸氏演述「女子の教育に就て」
- 31 前掲、阿部洋『中国の近代教育と明治日本』
- 32 吳汝綸「学校図表第三」（前掲『東遊叢録』62頁）
- 33 吳汝綸「文部所講第一」（同上『東遊叢録』16頁）
- 34 多賀秋五郎『近代中国教育史資料・清末編』（日本学術振興会、昭和47年）460～464頁
- 35 同上
- 36 同上。『東亜同文会報告』にも掲載されているように、「女学堂章程ニ就テ」では「重ヲ女徳ニ注キ一新章程ヲ規定シテ」いると指摘されている。（『東亜同文会報告』明治39年7月26日）
- 37 前掲、多賀秋五郎『近代中国教育史資料・清末編』

## 第4章 日本教育界の「清国派遣女教員」養成事業

本章は、東洋婦人会の設立と中国派遣女教員養成事業の開始に至る過程を、中国人呉らの反応に着目しながら分析し、東洋婦人会が中国の女子教育を事業対象としていく経緯を明らかにするものである。

まず先行研究として、第2章でも述べた佐藤尚子の研究<sup>1</sup>が挙げられる。佐藤は、清末の女子教育に関わった明治婦人界の認識と活動(東洋婦人会のお雇い女子教習)を取り上げ、明治期の日本女性が植民地の海外拡張に参加したことを明らかにしている。一方で、こうした日本側の認識や活動に対する中国人側の反応にも着目する必要がある。東洋婦人会の設立と中国派遣女教員事業の開始までの過程に、中国人からの働きかけや中国の女子教育の状況が大きな影響を与えていることは見逃せない。

東洋婦人会の設立は、1902(明治35)年の呉の視察前に下田歌子、清藤秋子と在日中国人潘雪箴らによって提案された。呉の視察後の1903(明治36)年に、棚橋絢子、三輪田眞佐子ら日本の女性教育者たちや犬養毅と大隈重信ら有力者の協力を得て、東洋婦人会は設立された。また、設立後、多くの中国人が同会に入会、寄付、賛助していたことが女性雑誌や新聞などに記録されていることは、中国人の働きかけがあったことを示唆している。

東洋婦人会は、中国人女子留学生が日本で生活を送る上での「便宜」を図るとともに、1906(明治39)年には中国派遣女教員養成事業を開始し、1911(明治44)年の辛亥革命まで事業を継続した。この中国派遣女教員養成事業は、ちょうど1907(明治40)年の「女子小课堂章程」、「女子師範学堂章程」の頒布によって中国が女子教育を本格的に始めた時期と重なる。つまり中国と日本双方の中国女子教育への関心が高まる中で、東洋婦人会の事業は展開されたといえることができる。

そこで本章では、中国人側の動きにも着目し、日本人女性と中国人女性との関係や中国における女子教育の状況が、東洋婦人会の設立や中国派遣女教員養成といった事業を進める上で不可欠だったことを明らかにする。

### 第1節 東洋婦人会発足の契機

ここでは、呉の日本視察や発言が、呉の視察前に構想されていた東洋婦人会の設立を



後押ししたことについて論じる。

東洋婦人会設立の発議者は清藤秋子（以下、清藤）である。1866（慶応2）年、清藤は熊本市の内坪井町に生まれた。清藤家は市内でも有数の豪家であった<sup>2</sup>。「小学校を卒業してからは、只管漢学を学び、深く研究に従事」<sup>3</sup>したという記述もあるように、清藤は漢学に興味を持っていた。

清藤は1897（明治30）年に上京し、当時「大日本婦人教育会」の理事であった侯爵松本荻江夫人のところに寄宿した。清藤は松本夫人の紹介で大日本婦人教育会の会員となり、共に活動した<sup>4</sup>。下田歌子（以下、下田）が創立した帝国婦人協会の掌事でもあり、孫文に下田を紹介したのもまた清藤であった。さらに清藤は、弟の幸七郎<sup>5</sup>と共に、孫文の革命資金の調達に奔走したことで知られる<sup>6</sup>。幸七郎は、孫文らの革命運動に関わりを持ち、さらに東亜同文会漢口（現在の中国・武漢）支部会員として中国へ赴任している。清藤は中国とつながりのあった弟を通じ、中国人と交流したと考えられる。清藤が中国人女性、潘雪箴（以下、潘）と知り合ったのも、幸七郎の紹介によるものだった<sup>7</sup>。

潘は、中国広東省広州府（今の広州市）の出身であり、潘便魁の四女として生まれ、23歳のときに秀才<sup>8</sup>康治率の妻となった。康は「一国の富強は教育による」との念を持ち清国の改革を計ろうとしたが、その意志を実現できずに亡くなった。潘は亡夫の遺志を継いで教育事業に携わることを思い立った。そして当時、横浜大同女学校<sup>9</sup>にいた鄭の推薦により1900（明治33）年4月来日し、同校で教鞭を執った<sup>10</sup>。

清藤の言葉によれば、潘は清藤に対し、「国の文明は婦人の知識が向上せねば発展せぬという見地から女子教育の必要を痛感している」<sup>11</sup>と渡日する目的を語り、「日本の女子教育を研究したいと日本の女子教育家に紹介してもらおう」<sup>12</sup>ことを願った。そして、清藤は潘の希望に応じ、月に一度、潘とともに有名な女子教育家を訪問してその意見を聞き、また清藤が横浜に毎月赴いて横浜大同女学校の中国婦人と会合を行うなど、親交を持ちはじめたという<sup>13</sup>。

清藤の交友関係からも分かるように、「有名な女子教育家」の中でも、まず下田を潘に紹介したのであろう。下田はこの時期すでに中国の女子教育に関心を示している。1901年、自身の実践女学校に中国人女子留学生を引き受けており、中国語の勉強も開始している。また、実践女学校の中国語教習である戩翼翬<sup>14</sup>（以下、戩）を介して、中国に出版社を設立することを企図し、1901年には戩と宮地利雄<sup>15</sup>を上海に派遣し作新社を設立した。下田自身の著作を含む日本女子教育に関する書籍などの翻訳と出版に着手する

とともに、機関誌の創刊も企画されていた<sup>16</sup>。下田が、留学生を介して中国で出版社設立と機関誌創刊を計画したのは、女子教育の意義を訴えたり女子教育情報を提供することによって、中国における女子教育普及を啓蒙するという目的があったからだった<sup>17</sup>。下田は、清末中国と韓国の「教育程度は今日実に世界再劣等の地に在るを以て、此の際東洋婦人の義務として彼等を啓発誘導せざるべからず」<sup>18</sup>と、『教育時論』で唱えている。

下田が創設した帝国婦人協会で潘が演説した内容からも、この目的が読み取れる。潘は帝国婦人協会での演説の中で、「無教育」に置かれていた中国の女性の状況を以下のように述べた。

此度日本に來遊し貴国文明の程度或は君は良に臣は忠なるの美風をみることを得て心中窃かに感ずる所あり、(中略) 所謂夫婦なるものは根本的に相関聯しなければならぬものと私は思ひます、然るに清国の男子が婦人に対するの待遇は甚だしき压制で御座います、婦人の生まるゝや先づ纏足を用ひ徹頭徹尾謹慎と云ふことを以て女徳として居りまして殆ど自由なるものは終生婦人の禁物の如き有様で、只管沈黙以て男子の压制に甘んじて居る、誠に哀れむべき悲境に沈淪して居ります。是れ畢竟は清国婦人の無教育と云ふことに基くもので御座います<sup>19</sup>。

潘は、夫婦とは「根本的に相関聯しなければならぬもの」と考え、中国の女性が「悲境に沈淪」しているのは、中国の女性がただ「沈黙以て男子の压制に甘んじて居る」ことからだとして述べている。そして、これが女子の無教育によるものであると指摘している。同時に、こうした現状から脱出するための方策を、次のように説いた。

私は不日我国に帰りました上も飽くまで教育に力を尽くし清国の婦人をして有為たらしめんことを心に期して居ります、併ながら自分は才足らず徳完からず力及ばざるものなれば、皆様方は何うか隣邦婦人の境遇に同情を垂れ、之が扶助の勞を惜まれざらんことを願ひます。(中略) 私が今日斯様なことを申すのを聞きまして、我同邦人は之を誹謗嘲笑しまして、清国は古來男尊女卑の国なり汝等如何に喋々嘯々するとも到底無益のこと故寧ろ言はぬ方が宜しいと申されますけれども私は深く国家の前途を憂ふる余りこんな悪まれ口をも言ふので御座います、若しも今日私も言はず、誰れも言はない、彼れも言はないと云ふやうなことでは、何れの日か此目的を達することが出来ませ

う、何うか私の此微衷を御憐み下さいまして我は日本人なり彼は支那人なりとの考へを棄てられまして、天下同胞相扶くるの心を抱かれまして此悲哀なる清国婦人の為めに皆様の御尽力を願はれましたならば、啻に清国の幸福のみではありませぬ敷いて東洋全体の幸福安寧を永く保つことを得ませうと思ひます<sup>20</sup>。

つまり、彼女は中国女性の無教育を憂患するとともに、自らが帰国してからも女子教育に従事し、女子のために貢献するという目標を告げた。同時に自分の力だけでは手に負えない問題であるとも認識していたのである。そして中国女子の知識の「向上」が「同文同種」である隣国の日本婦人たちの援助によってなされることを希望していたことも読み取れる。

潘が日本に来た理由は日本の女子教育を「研究」するためであり、それは将来中国の女子教育を普及させていくためであった。このように、潘との出会いは、中国の女子教育に関心がある下田にとって、まるで同志を得たような嬉しい出来事だったに違いない。そして、下田はさらに同志を多く得るため、潘を帝国婦人協会に招待し、潘が演説することを求めた。つまり、より多くの日本人女性の同志を獲得するために、中国人女性自身に中国の女子教育の状況を語らせ、その生の声を機関誌に掲載しようと考えたのである。

下田や清藤ら日本人女性が潘との交際を深めていく中で、中国の旧習（無教育）を打破するための「指導」団体をつくることも課題として浮かんだ。そこで「貴婦人」を訪ねてまわり、団体設立について説いたという<sup>21</sup>。この「貴婦人」とは鍋島侯爵夫人であった。1902（明治35）年1月13日鍋島侯爵夫人邸で「貴婦人交際会」が開かれ、潘、清藤、下田らも招待された。潘はその日用意していた演説の中で、中国の女子教育を振興するために婦人会の設立が必要であることを提案し、その設立のために日本人女性の援助を求めた。

吾が支那が当今の如く衰弱を極めた原因は即ち女学を興らないからであらん（中略）総べて事を成すには先づ団体をつくるのが宜からうと思ひます。其れで今回貴国の横浜を起点として、一つの婦人会を興したなら、竟には安逸に流れて居る女子も奮起して学問するに至り、従って家庭教育も幾分か進むであらうと思ひますが併し如何なる事でも之を創めるのは実に難しいものです。（中略）只今申上げた会の創設に就き御助力あらん事を願ひあげましたが、何卒是れから日本の婦人方も是非支那に御遊歴下さっ

て、女権とか家庭教育とかの事を多くの女子達にお話あるならば、実に此上もない慶びであると私は思ひます<sup>22</sup>。

まず中国を衰弱させた理由を、女子教育が行われていなかったことにあると指摘している。さらに、それを振興するためにはまずは婦人会を設立することが必要であるといい、設立のためには日本人女性の助力が不可欠と訴えたのである。同時に、彼女は日本人女性に対し、女子教育の意義を説くために中国を訪れることも提案していた。

こうして、在日中国人潘との交際を深めていく中で、清藤も中国で女性が「無教育的な」状況におかれていることを認識し<sup>23</sup>、潘や下田とともに中国の旧習を打破するための「指導」団体をつくることを、「貴婦人」たちに説いたのだった。

この東洋婦人会設立の構想が発議されたちょうど同じ時期に、呉が日本視察にやってきた。下田にとっては、その絶好の機会を見逃すわけにはいかない。第2章で述べたように、下田はまず帝国婦人協会の掌事遠山に呉を訪問することを命じた。訪問を計画した日、呉には帝国教育会会長辻新次郎を訪問するという先約があったため、中国女子教育に関することを詳しく聞くことはできなかった。そこで、再び呉のもとに訪問することを申し出たようである。こうして後日、日本婦人協会の集會に呉は招かれたのである。この集會で呉は、中国が「文明的科学的」な教育を施すためには、先に行く日本から「教師を雇わなければならない」という言葉を発した。次節で述べるように、この発言は「貴婦人」をはじめ、多くの教育者らの賛同を得ることとなり、下田、清藤と潘の東洋婦人会設立の提案を現実のものとしていく力となったのである。

## 第2節 東洋婦人会の設立

呉は視察後も下田宛てに書簡を送った。視察の翌年1903(明治36)年春に、「東洋各国より来遊する学生并に観光者に対し諸種の利便を図ると共に東洋婦人間の交誼を敦うせんとする」<sup>24</sup>という東洋婦人会の設立主旨がまず発表された。東洋婦人会の設立にあたっては「貴婦人間」だけでの計画でなく、「有力者間にも賛成が多い」とも記されている<sup>25</sup>。潘や清藤と下田らによって計画された東洋婦人会は、設立にあたっての彼女らの働きかけによってさらに大きなものになっていく。

同年 9 月 25 日、華族会館で松平子爵夫人（久子）を座長に推薦し、「発起人会相談会」を催し、東洋婦人会は発足に向けた一步を踏み出した。参加者は発議者清藤、下田、三輪田眞佐子、棚橋絢子、伊澤千勢子、羽仁もと子、山脇房子、奥村五百子、高木鏝子、栗塚龍子、伯爵夫人柳澤秀子、山川二葉子、鄭はま子、佐方鎮子、佐々木よし子、進道子、男爵夫人千家俊子、中山幸子、安井哲子、伯爵柳澤保恵、辻新次、巖本善治、佐藤正など多数の著名な男女である。

そして会の主旨に基づき、以下の内容を「事業梗概」として定め、これを展開していくことを目指すとした。事業概要は以下の通りである。

#### 「事業梗概」

- 一、大日本国、清国朝鮮国、其他印度、暹羅、瓜哇、菲利賓等の東洋諸国に廣く会員を募集すること。
- 一、大日本国に本部を各国に支部を置き、本部支部に会館を設置すること。
- 一、設置する会館には各国会員の音信、交詢、同遊等、所在る便宜を具備すること。
- 一、会館には、客室図書室を附し、四方来遊の会員に便し、又其共同智識に補助すること。
- 一、会報及び会の主旨に相応せる諸種の文書を出版すること。
- 一、東洋婦人の福利となるべき諸種の研究を為すこと。
- 一、東洋婦人の文化に裨補すべき学園及講話会を創開すること。
- 一、留学生の為に諸種の便宜を與ふること。
- 一、会員以外と雖ども、凡て東洋婦人の遠来する者の為に諸種の便宜を供すること。
- 一、東洋婦人を代表して、西洋婦人との交誼を計り世界女徳の圓滿大成を希図すること<sup>26</sup>。

この「事業梗概」を見る限り、東洋婦人会は、東洋各国より来た学生と観光者に対して諸種の利便を図るとともに、会員を東洋諸国から募るだけでなく、東洋諸国に支部を設立する意欲を持っていたことも窺える。そして、東洋婦人の「福利」となるべき諸種の研究を行い、東洋婦人を代表して西洋婦人との交誼を図ると強調している。この「事業梗概」の内容に関して、さらに指摘すべきは、東洋婦人に便宜をはかり知識を「補助」するため会館を設置し、東洋婦人文化を「裨補」するための講話会を開催し学園を設立することを計画していたことである。

その事業概要に応じて「総則」も定められた。以下は「総則」の内容である。

- 一、本会は発企の主旨に従ひ、東洋諸国に別紙事業梗概書所示に類当ずる事業を施<sup>ス</sup>ズを目的とす。
- 一、日本を本部とし、各国を支部とすと雖ども本支の別は但交通の便宜を主として一切の権利を甲乙せず。
- 一、本部支部この大則に従ふの外各自便宜の会則を設るを得。
- 一、各国の東洋婦人会は東洋婦人会の名の上に各国の国名を冠し特に本支の名を別たす。
- 一、右大則は各国の東洋婦人会長協議を経て改正するを得<sup>27</sup>。

「東洋」という言葉で示されているとおり、設立された東洋婦人会は、下田らが当初構想していた中国の旧習を打破するという目的よりもさらに対象を拡大したものだ。中国だけでなく東洋諸国の女性を対象としており、東洋諸国で支部を設けることも計画したのである。

その後、設立趣旨や事務所設置等について協議が行われた。そして 1904（明治 37）年、「東方善隣の諸州、同好の姉妹諸友に謀りて、広く相交わり、遠く相扶け、共に合同協力し、互に切磋講習し、之を内にしては東洋婦人天与の粹美を大成し、之を外にしては東洋婦人を代表して西洋婦人との交誼を謀り、以て世界女徳の圓滿大成を希図せんとするに在り」<sup>28</sup>という会の趣旨を付け加えることとなった。

さらに侯爵夫人鍋島栄子が会長に推薦され、同年 6 月に華族会館で正式に発会の披露が行われた。そして職制（表 4-1 参照）も定められた。主事に清藤が任命され、顧問に下田、三輪田眞佐子、棚橋絢子ら、理事に子爵夫人松平久子、伊澤千世子、山脇房子ら、賛助員にはと辻新次の他、犬養毅と大隈重信らも名をつらねている。

東洋婦人会の発議者は潘、下田と清藤であったが、発足時には、棚橋絢子、三輪田眞佐子、巖本善治らといった当時の著名な教育者や、侯爵夫人鍋島栄子といった貴婦人、犬養毅、大隈重信といった有力者も名をつらねた。これらの人々によって発足された東洋婦人会は、多様な事業内容を含んでおり、東洋諸国の女性を知識・文化面から「補助」・「裨補」することを活動の目的とした。多様な事業の中で、特に注目すべきは、会館の

表 4-1 東洋婦人会職制一覧

|       |   |
|-------|---|
| 会 長   | 侯爵夫人鍋島榮子  |
| 副 会 長 | 子爵夫人長岡知久子   |
| 顧 問   | 子爵夫人田中伊與子 棚橋絢子 山川二葉子 佐々木貞子 三輪田眞佐子<br>下田歌子 侯爵母堂毛利安子  |
| 理 事   | 伊澤千世子 井口あぐり 高木鑠子 安井哲子 子爵夫人松平久子<br>山脇房子 河本亀子 佐藤静子 佐方鎮子 子爵夫人三島兼子  |
| 主 事   | 清藤秋子  |
| 評 議 員 | 伊集院繁子 波多野浜子 男爵夫人花房千鶴子 原禮子 伯爵夫人戸田極子<br>岡山俊子 小貝貞子 香川志保子 門野駿子 金子辰子 高橋品子 武田貢子<br>武田錦子 團芳子 相馬陸子 侯爵夫人黒田清子 山本多穂子<br>伯爵世嗣夫人松方保子 松山鍔子 小林幸子 後閑菊野子 子爵夫人五島善子<br>子爵夫人秋元宗子 阿部優子 跡見花蹊 男爵夫人清浦鍊子 岸澄子<br>男爵夫人三井捨子 宮岡慶子 進道子 関邨子 男爵夫人千家俊子 |
| 特別賛助員 | 犬養毅 伯爵大隈重信 巖本善治 辻新次 子爵岡部長職 男爵鍋島直大<br>男爵渡辺千秋 子爵長岡護美  |

(出典：「東洋婦人会」『女鑑』15-1、明治38年1月1日、彙報)

設置、学園の創設、講話会の開催といった具体的な事業が掲げられていたことである。また東洋婦人会は、中国だけでなく東洋の婦人を対象とし、また東洋諸国の女性とただ交際するだけでなくその文化を「裨補」という意図の下で発足したのである。つまり東洋婦人会は、女性版の「東亜同文会」であった。ところが、「学園の創設」によって「文化を裨補」する事業として実際に行われたのは、後に述べるように、中国に派遣する女教員養成であった。

### 第3節 東洋婦人会による「清国派遣女教員養成」事業の開始

#### 3-1 在日中国人への接近

1904(明治37)年8月、発会式の2ヶ月後、会員を募るために、発議者清藤は約1ヶ月

月間に渡って神戸・横浜両地で中国人に対し遊説を行った。その結果、「神戸、横浜の紳商、清国領事を始め、同地清国豪商及婦人等の賛助、寄附又は入会するもの多く」<sup>29</sup>という状況となった。この遊説により、まず在日中国人百数名の有志者が会員や賛助員となり、さらに同会の拡張のために千数百円の寄付金を得たという<sup>30</sup>。そして同年10月20日に鍋島会長邸で開かれた第一回年会総会には、東京在留の中国人・韓国人・暹羅人、そして中国各省の学生監督、遊歴官とともに、神戸と横浜の中国人も招待された<sup>31</sup>。潘は横浜大同女学校の女生徒十数名（東洋婦人会の会員でもある：筆者註、以下同）を連れて参加し、中国人女性を代表して以下のように挨拶している。

吾清国女子の習慣は古より女子の本分を尽し、其の品性及び<sup>〆</sup>権理<sup>〆</sup>を尊重し之を維持する事を知らず、是れわれ等が東洋婦人会員として、同会の趣旨を清国一般の婦人に紹介し、以て清国婦人の地位を高めんとする所以なり<sup>32</sup>。

この言葉から、潘が東洋婦人会の設立に対して強い期待を抱いていたことがわかる。彼女は東洋婦人会の力を借りて中国人女性の地位を向上させようと考えたのである。

さらに注目すべき点は、中国公使などの公使館員も参加するようになっていたことである。その盛況ぶりは『女鑑』に記録されている。以下は、出席した楊樞中国公使の祝辞である。

東亜同文会が設立されて後、同志たちが交わり、結びつきも益々強くなった。ただこれは男性に限られていることである。東洋婦人会は、会長である侯爵夫人鍋島栄子をはじめ多くの同志が集まったことにより発足した。その趣旨は東洋婦人との結びつきを強くするため、広く交流を持ち、互いに助け合い、さらに東洋婦人の美徳を大成することである。このために西洋婦人との交流をもち、世界女徳の円満大成を願うならば、東洋婦人の幸福だけでなく、東洋全体の幸福となるであろう<sup>33</sup>。

このように、楊樞公使は、東亜同文会の役割を高く評価したうえで、東洋婦人会が東洋諸国の婦人たちとの交わりを通して、「東洋婦人の美徳を大成する」ことに期待の意を示した。そして、以後の総会や年会にも中国公使館員が参加しており、彼らの演説は会の主な行事の一つになっていた<sup>34</sup>。1906（明治 39）年に開かれた総会における中国公使館公



使代理館員の演説の内容は次のとおりである。

（前略）清国古来女徳を重んじ、賢婦烈女の事跡尠なからざりしも、中古以来漸く教育の途衰へ、今日の我邦女子は全く無教育なりと云はざるを得ざるの状態に在り、而して将来普通教育の発達を図らんとするには、先づ其根本たる女子教育の完成を期せざるべからず。今や国内に於ける女子教育の門戸を開くに努むると同時に、今後益々多くの女子留学生を日本に派遣するに至るべし、願くは本会にて我女子教育の進歩発達の上に、助力を与へられんことを云々。（後略）<sup>35</sup>。

ここで、中国公使代理館員は、中国において普通教育の発達を図るには、まず女子教育を推進すべきであるとの考えを示している。また、「今や国内に於ける女子教育の門戸を開くに努むると同時に、今後益々多くの女子留学生を日本に派遣するに至るべし」とも述べている。演説の最後の言葉からは、中国公使代理館員が中国女子教育の発展のために東洋婦人会の助けを必要としていることも読み取れる。中国公使館員らは東洋婦人会の総会と年会に欠かさず出席しており、東洋婦人会の活動を支持していた。中国側の有力者も中国人女性の文化の発展を期待しており、東洋婦人会による「裨補」に期待を寄せていたといえる。

清藤の遊説を経て、『婦女新聞』は1905（明治38）年4月10日に、「東洋婦人会の近況」というタイトルで次のように述べた。「東洋婦人会の設立以来公使館及び在京の清国婦人は勿論、神戸横浜在留の婦人に至るまで翕然として東洋婦人会の主旨を賛成し、同会の集会には何時も多数の清韓婦人の出席を見るに至れり」<sup>36</sup>と、多くの在日中国人が東洋婦人会に出入りしている様子を伝えている。中国人女性や留学生が東洋婦人会の会員となり、集会に出席することはもちろん、中国人女性からの寄付金に関する記事もしばしばみられるようになる<sup>37</sup>。また、1904（明治38）年11月までには会員の数が約300名に達している<sup>38</sup>。

東洋婦人会は中国人女性の出席者の増加に応じて、彼女たちと「家族団欒」のように相互の親睦を深めるために、以下のような具体的な活動方針を役員会で定めた。

- （一）清韓国婦人と親交を厚くするため、鍋島会長、長岡副会長、青木子爵邸其他会員の自邸、清国公使館等に於て毎月一回講話会を開き、家族的団欒の為に相互の親睦

を謀ること。

(二) 四月十五日清国公使館に於て講話会を開くこと。

(三) 清国留学生女生の保護監督の為に、公使館に各州学生監督等の紹介を以て本国父兄との交詢連絡の道を開き又神戸横浜等にては新来留学生のため船着の便を計り、東京に於ては学校の選択、寄宿舍、日本語講習等につき各種の指導便宜を興ふること<sup>39</sup>。

この「方針」の第一項から分かるように、「清韓国婦人と親交を厚く」するために、毎月一回講話会を開くことを決定した。そして中国女子留学生の保護監督のためには、「各種の指導便宜を興ふる」ことが第三項で定められた。東洋婦人会は東洋諸国から来る学生及び観光者に対して諸種の便宜をはかると言っているものの、対象は東洋諸国の全般に及ぶというより「清韓」を中心としている。特に「清韓」の中でも、中国に重点が置かれていくことがわかる。

東洋婦人会は「東洋諸国」を対象とすると示してはいるものの、実際に募集の主な対象となったのは在日中国人であった。これは、もともと清藤と潘が知り合ったことが始まりであり、その後も主に潘を通じて在日中国人と交流があったことに起因する。在日中国人女性の入会が促されたことで、中国人からの寄付金が集まり、支持を集めていった。一方、在日中国人たちも東洋婦人会による中国女性文化の「裨補」に期待を寄せ、入会、寄付、賛助した。それが東洋婦人会の活動対象を中国へと傾けていったといえる。さらに東洋婦人会は、「戦捷の結果（日露戦争で日本が勝利した結果）清国女子留学生の益々増加せんとする傾向ある」<sup>40</sup>と認識していた。こうした時勢も、中国に活動の重心を置く要因となった。

### 3-2 中国派遣女教員の養成

先述のように、日清戦争の惨敗により、民族の生存を教育の普及によって成す「教育救国」という考え方が、開明官僚派と有識者によって認識されるようになっていた。徐々に学校教育を普及する法を制定しようという動きが生まれ、1901年に始まった新政には、教育改革による救国策が出された。そこでは、日本をモデルとした近代教育制度の策定が進められたのである。

こうした中国の教育改革に呼応する形で、『教育時論』は「我勢力」を中国派遣教員により「扶植」していくことを主張している。

清国近来各種の学校、各地に設立せられんとしつつありと雖、差当り最困難とする所は、適当なる教師と教科書と、全く缺乏せる事なり、(中略)我邦たるもの、此際十分斡旋して、成るべく多くの教師を傭聘せしめ、以て彼国教育事業の発達を翼賛し、併せて我文化を輸入し、我勢力を扶植せんことを勗めざるべからず<sup>41</sup>。

また、以上のような目的を達成するため、派遣教員の厳選する必要があるとして、派遣教員養成機関の設置も呼びかけている。

(前略)然れどもその教師たるべき人物資格に就きては、十分に選擇考量を費さざるべからず。(中略)其教師たるべき者の資格は、少くとも師範学校、若くは中学校を卒業し、教育上多少の経験あり、加ふるに略ぼ彼国の言語を談じかねて諸般の事情に通ずるものたらざるべからず、(中略)我邦今日の急務は速に該教師養成の機関を設立し、続々教師を造出して、彼邦の需要に應ずるに在り<sup>42</sup>。

一方、中国は「速成」の教育方法を求めたため、日本をモデルとした教育改革を進め、日本から多くの教員を雇い入れた。阿部洋の研究<sup>43</sup>ですでに明らかにされているように、この時期、中国に送られた日本人教員は、「我か国輸出品の一つ」とさえ呼ばれるほど隆盛していた。1906～07年に中国に赴いた教師数は、ピークに達した。しかし、女性の中国赴任は少数に限られており、男性とは異なる状況にあった。以下引用する記事から当時の事情がみてとれる。

本邦教育家にして、現に清国子弟の教育に従事するもの、既に多数に達し、(中略)右は男子の教育に留まり、(中略)我邦男女教育家の誘掖指導によりて、彼国男女教育、両々相並んで発達進歩するに至らば、その結果は必ず大に見るべきものあるべし<sup>44</sup>。

女性の中国赴任が少数であったのは、「奏定学堂章程」において女学堂の設立が認められなかったためと考えられる。これまで日本は、主に「清国子弟」を指導してきたが、こ

れから女性教育家も男性教育家とともに中国を「誘掖指導」して「彼国男女教育、両々相並んで發達進歩するに至らば、その結果は必ず大に見るべきものあるべし」と予見している。女子教育に関する「女子小学堂章程」が定められるに至ったのは1907（明治40）年であった。そこで女性を教えるのは女性であるという伝統的価値観から、女子の学校には女子教員のみが置かれることとなった<sup>45</sup>。そのため、女子教育の普及には、まず女子教員の養成が必要であるという問題が浮かび上がったのである。東洋婦人会は、すでに呉から「中国が女子教育を振興するならば日本人女教員を雇う」という情報を得ていた。

東洋婦人会が中国派遣女教員養成を企画したのは、会発足の1年後、1905（明治38）年である。そのため、東洋婦人会は事業を開始する直前に、中国女子教育の現状を視察するため、清藤と会員河原虎子を中国に派遣している。1905（明治38）年8月23日から12月18日まで4ヶ月間に渡り、北京、天津、上海、湖南、武昌、南京など中国の有名な都市を歴訪した。その訪問先のほとんどは、女子教育の場である貴婦人家邸や小学堂、幼稚園であった<sup>46</sup>。

中国から帰国した1906（明治39）年3月4日、清藤は教育倶楽部<sup>47</sup>の主催で行った歓迎会で、中国の女子小学堂などで日本人女性が教師として従事していることなど、中国でみられた女子教育の状況を詳細に述べている。そして、次の発言を行った。

（前略）以上の如く支那の女子教育は非常の速度を以て進み、而も順序立ちて何れも先づ教員を養成して一般に普及せしめんとして居りますれば、案外早く進歩する事と考へられます。殊に是迄女子教育に反対であった張之洞さへも此程水野領事に日本から家庭教師二人の招聘を託したと云ふ事であります<sup>48</sup>。

清藤は、中国の女子教育の普及は順序良く進んでいると評した。また、これまで女子教育に反対してきた張之洞（湖広総督であり、「奏定学堂章程」学制制定メンバー）でさえ、女学校をつくって日本人女教員を雇うようになっていたことから、中国の女子教育は案外早く進歩するのではないかと思っていたようである。

中国の視察を終え、清藤が来日した載澤殿下（殿下とは当時の中国の皇室太子あるいは親王の敬称）や那洞外相その他の中国有力者に「清国の開導は女子教育に須つ所最も多く且つ女子教育の開導は、日本より適當なる女教師を派遣するより急なるはなし」<sup>49</sup>との考えを訴え、その結果、那洞外相らは賛同の意を表したという。

そして、1906（明治 39）年 4 月に東洋婦人会は「清国派遣女教員養成所」の設置に着手し始めた。同年 4 月から、女性向けの雑誌や新聞は、早速東洋婦人会の中国派遣女教員養成所設立の様子を伝えている。清国女教員養成所の生徒総代には岸松尾子が選ばれ、講師には理学士草野俊助、文学士波岡茂輝、中島半次郎、関口精一、井口めぐり、矢津昌永、武村千佐子、藤生貞子、下田の諸氏と其他音楽、手芸等の講師などの名が見うけられる<sup>50</sup>。入学資格は高等女学校卒業以上と定め、修業年限は一年半である。同所への申し込み者が予想外の大人数となったために、5 月 10 日には入学試験を行い、10 名を合格とした。授業学科は中国語、漢文に重きを置き、その他は普通学一般を教授するというものであった<sup>51</sup>。

しかし第一回の入学者のための収容施設が整わず、「生徒の寄宿は女子学院の寄宿舎を、音楽は女子音楽院を、体操場は同会会長鍋島侯爵邸内を、何れも借用することに決し、其他の授業は同会假事務所」<sup>52</sup>で行うという状態であった。収容施設が整えられる以前に生徒の募集は始まっていた。

場所を転々としながらも、1911（明治 43）年まで募集は毎年行われた<sup>53</sup>。教員不足に直面していた中国女子教育の現状に対応するかたちで、東洋婦人会は中国の女子教育の「開導」のための派遣女教員養成事業を実行したのである。

また、この派遣女教員養成事業には、中国女子教育の「開導」「啓発」「開発」という言葉だけでなく、もう一つの目的も見受けられる。清藤は教育倶楽部の主催で行った歓迎会での演説の最後に、次の発言をしている。

斯く支那の女子教育は今や芽を吹き出し而も其素質より推定すれば必らず好結果ならんと思ひます目下我邦上下官民一同支那の啓発誘導に務めて居る時に方り、彼の地の女子教育が以上の如き有様なれば、此機に際し男女両方面に涉り、我邦の目的たる支那啓発の大業を完成致したいものと存じます<sup>54</sup>。

日本の女性が中国の女子教育の「開発誘導」事業に参加することによって、日本の「中国啓発の大業」を完成させたいとしている。この「中国啓発の大業」についてのより具体的な内容を、清藤の演説を転載した『教育公報』にみることができる。

（前略）支那の開発誘導其領土保全此等は、隣国たる我大日本の責務として之が為

には上下官民の別なく皆同一の態度方針を執られて居りますが大抵男子の部面に限られたる観がありました。日露戦争以来は同国人が我邦を信頼する程度も増大し随つて我邦の感化も漸く精神的の方面に及び男子の部面に限られて居りました。開発誘導も日一日と女子の部面に及び来り、斯くして男女両面に涉りて、並び進むに於きましては、我邦年来の希望たる支那啓発の事業も始めて完成することと存じます<sup>55</sup>。

ここで清藤が述べている日本の「中国啓発の大業」とは、「支那の開発誘導其領土保全此等」であり、その大業を完成させることは、また「隣国たる我大日本の責務」でもあった。そして日露戦争後の中国の日本に対する信頼度が増しているといい、女性もそれを機にこれまでほとんど男子のみが果たしてきた「開発誘導」事業に参加することを提案したのである。

ここまで記したように、清藤は「開発誘導」事業に女性が参加することによってはじめて日本の「中国啓発の大業」が完成されると認識していた。清藤は「開発誘導」といった言葉を選びつつ、中国の女子教育を日本の女性が指導しなければならないと述べている。清藤の言う「中国啓発の大業」は、実は「我勢力を扶植」することに繋がっていたのである。

## 小括

本章では、草創期の東洋婦人会が中国派遣女教員養成事業を開始するまでの経緯とその理由を明らかにしてきた。

東洋婦人会の創設は、清藤、下田と在日中国人潘が提議した中国人女性の「無教育」の旧習を打破するために提案された。そして視察を行った呉の述べた「日本人教員を雇わなければ、日本で見たような文明的科学的な教育を普及できない」という情報が、東洋婦人会の設立を現実のものにしていった。1903(明治36)年に発足した東洋婦人会は、棚橋絢子や三輪田眞佐子ら日本の女性教育者たちの協力を得ただけでなく、侯爵夫人鍋島栄子のような「貴夫人」や、犬養毅と大隈重信といった「有力者」の賛同も得て設立されたのだ。

多くの賛同者を得た東洋婦人会は、中国だけでなく東洋諸国に対する活動も行うことに

夢膨らませていた。しかし、実際の活動や時勢により、中国を主な対象とすることとなった。東洋婦人会は中国の女性文化を「裨補」する教育事業を行うため、発足してすぐにまず在日中国人を勧誘し、多くの中国人会員を得た。この時期は中国においても女子教育への関心が高まっており、在日中国人もこれに関心を抱いていた。それゆえ東洋婦人の文化を「裨補」という東洋婦人会の主旨に、多くの在日中国人が賛同の意を示したのである。多くの在日中国人が東洋婦人会に入会し、事業展開のために寄付や賛助を行った。さらに、在日中国人有力者も中国人女性の文化の発展を求め、東洋婦人会の活動に期待を寄せていた。こうした中国人側の姿勢を受けて、東洋婦人会は中国に活動対象を絞っていった。1907年に中国で女子のための学校教育が行われようとしており、東洋婦人会はこの動きを受けて中国派遣女教員養成事業を計画実行したのである。

清藤の言葉にみられるように、日本女性が中国の女子教育を「開発誘導」することによって日本の「中国啓発の大業」が完成されるという認識のもと、中国派遣女教員養成事業は行われた。この考え方は、当時『教育時論』で唱えられていた「我が勢力を扶植する」<sup>56</sup>という日本の中国に対する教育の認識と重なる。

東洋婦人会の設立と事業の拡大は、個人的な交友関係や活動を軸にしながら、日本と中国の動きに反応し、時にそれらを利用しながら行われたのであった。その後、東洋婦人会は時代の流れに呼応しながら事業内容を修正し、敗戦まで活動を続けた。

## 【註】

- 1 佐藤尚子「明治婦人界と中国女子教育」『近代日本のアジア教育認識』（研究代表阿部洋、平成6・7年）
- 2 上村希美雄著『宮崎兄弟伝』日本編上、下葦書房、1984年、118頁。『宮崎兄弟伝』によれば、清藤は、父清藤耕一、母屋須の五女として生まれた。父が亡くなってから、家庭環境が一転し、清藤の弟・幸七郎が一家の生計を立てることとなったという。上京した弟を頼って、清藤も上京したと推測される。
- 3 中村秋人編『名媛ト筆蹟』明治42年12月、博文館出版、143頁を引用した。『名媛と筆蹟』は著者中村がかつて日本新聞社編輯局において執筆した教育、皇族、家庭、婦人に関する記事を、一冊にまとめたものである。「金枝玉葉」「名流婦人」「女子教育家」「女流畫家」「閨秀作家」と附録二篇の「竹の園生の御愛嬌」「婦人に関する事ども」で構成されている。清藤は「女子教育家」の中で紹介されている。
- 4 同上、中村秋人編『名媛ト筆蹟』143頁。大日本婦人教育会編『大日本婦人教育会五十年周年記録』（大空社、昭和12年）と『婦人年鑑』（日本図書センター、1988年5月）から大日本婦人教育会閉会までの間に、清藤が会員から理事となったことが確認できる。
- 5 清藤の弟・幸七郎は幼い頃から宮崎民蔵・寅蔵・滔天三兄弟と親交があった。「藪の内組」に入り、また明治22年に中村六蔵の文学精舎の学僕となり、さらに西村末次郎のもとで漢学を学んだ。明治32年東亜同文会に入会し、東亜同文会漢口支部員として赴任した。その後孫文らの革命運動に関わった。このように幸七郎は当時の中国革命派と深い関わりを持っていた。（参考文献：上村希美雄著『宮崎兄弟伝』、宮崎滔天『三十三年之夢』国光書房、明治35年）
- 6 小野和子「下田歌子と服部宇之吉」『近代日本と中国』上、竹内好・橋川文三編、朝日新聞社、1974年
- 7 東洋婦人会『支那訪問記』昭和16年、27頁
- 8 科挙における官吏登庸試験科目。この科目に合格した者を秀才と呼ぶ。
- 9 当時横浜在住の中国人が設立した、横浜の中国人子弟の教育のための教育機関である。潘が横浜大同学校女子部に勤めていたことは、横浜山手中華学校沿革史に掲載された教師たちの写真から確認できた。
- 10 「清国婦人潘雪箴氏の演説」『大日本婦人教育雑誌』138号、明治34年10月15日、



---

彙報。第1章で述べたように、1898年変法派康有為や梁啓超らが教育救国を図ろうとした「戊戌維新」は、西太后のクーデターにより挫折した。康と梁は日本に亡命したが、他のメンバーは逮捕され刑死した。その中の一人は康の弟だった。康も広東出身であり、潘の夫は仮名を使った康の弟である可能性が高い。

11 東洋婦人会『支那訪問記』昭和16年、27頁。『支那訪問記』では、昭和15年、清藤の中国訪問が彼女の病気のために取り消しとなったことをうけ、彼女の書いた手紙が紹介されている。この手紙で潘について言及している。

12 同上

13 同上

14 戢をはじめ、雷奮、楊廷棟（以下楊）、楊蔭杭、金邦平、富士英、章宗祥、汪榮宝、曹汝霖らは、1900年に最初の訳書団体「訳書彙編社」を結成した。同社からは日本語の翻訳書の重訳書、日本語書籍の翻訳書が出版されている。（前掲、山室信一『思想課題としてのアジア—基軸・連鎖・投企—』）

15 宮地利雄は下田主宰の中国語学習会で戢から中国語を学んでおり、後に作新社の社長を務めた。（村上勝彦「長江は第一線にして、満蒙は最後の塹壕なり—宮地貫道の事跡について（その1）—」『東京経大会誌』<経済学>259号、2008年）

16 1901年作新社で翻訳された女子教育に関する書籍は二冊確認できる。一冊は下田の『家政学』が翻訳され出版されたもの、もう一冊は成瀬仁蔵（以下成瀬）が著した『女子教育論』である。中国語の『家政学』は入手できなかったものの、1904年の『奏定学堂章程』の「蒙養院章程及家庭教育法章程」に、家庭教育のテキストとして指定されていたことから、当時中国社会に広く知られていたことがわかる。『女子教育論』は明治34年11月18日に印刷、11月21日に発刊され、そして1902年7月1日に再版された。定価は大洋4角。再版されたことから当時ある程度売れていたと推測される。

17 機関誌『大陸』が1902年11月10日に発刊された。創刊号には下田の「寄書」が掲載され、その中で機関誌の主旨が述べられている。

18 下田歌子「清韓女子の教育」『教育時論』556、明治33年9月25日

19 潘雪箴女史述 大澤豊子速記 「支那婦人の意見に就て」『日本婦人』第24号、明治34年10月25日。同上の明治34年10月15日『大日本婦人教育雑誌』138号にも、題目「清国婦人潘雪箴氏の演説」として掲載されている。帝国婦人協会と鍋島侯爵夫人邸に

---

おける潘の演説は、清藤の紹介により実現したと判断できる。

20 同上

21 前掲、中村秋人編『名媛ト筆蹟』。また『支那訪問記』で紹介されていた清藤の手紙には、清藤が「支那婦人の教育とその文化の向上発展とを会の使命として東洋婦人会を設立」したと書かれている。(前掲『支那訪問記』27頁)

22 潘雪箴「清国女子の地位を高むる為に日本貴婦人方の助力を願ふ」2-2 『をんな』明治35年2月25日、論説

23 前掲、中村秋人編『名媛ト筆蹟』。中村によれば、清藤の東洋婦人会設立の動機について、「尤も其動機は親族の者が盛んに渡清して、諸所に事業を企てゝみる話を耳にしたからでもあらうが、一は清国の習慣として婦人が室内に幽閉せられ、然も数多の蓄妾のあること聞いて非常に清国の婦人に同情したのが重なる動機であつた」と書かれている。

24 「東洋婦人会の創立」『婦人新聞』第178号、明治36年10月5日、雑報

25 「東洋婦人会の創立」『大日本婦人教育雑誌』第158号、明治36年10月10日、彙報

26 「東洋婦人会」『婦女新聞』第179号、明治36年10月12日から引用。

27 同上

28 「東洋婦人会」『女鑑』明治38年1月1日

29 「東洋婦人会の拡張」『女鑑』14-13、明治37年11月1日、彙報

30 前掲「東洋婦人会」『女鑑』明治38年1月1日

31 前掲「東洋婦人会の拡張」『女鑑』明治37年11月1日

32 「東洋婦人会」『女鑑』15-1、明治38年1月1日、彙報

33 前掲「東洋婦人会」『女鑑』明治38年1月1日

34 「東洋婦人会総集会」『大日本婦人教育雑誌』185号、明治39年10月15日、彙報。

黄紹箕「東洋婦人会総会」『女鑑』16-13、明治39年12月1日（『女鑑』には総会の模様も掲載され、同時に中国公使代理館員の演説の内容も掲載されている。「東洋婦人会年会」『東洋婦人画報』5号、明治40年12月1日。「東洋婦人会総会」『東洋婦人画報』1号、明治40年8月1日

35 提学使黄紹箕「東洋婦人会総会」『女鑑』明治39年12月1日。この日楊樞公使は演説する予定があつたが、夫人が病気で欠席したため、提学使黄紹箕が代わりに演説した。

36 「東洋婦人会の近況」『婦女新聞』第257号、明治38年4月10日

---

37 「東洋婦人会への寄贈」『婦女新聞』第 257 号、明治 38 年 4 月 10 日（神戸中国婦人麦少彭、呉錦堂及び在横浜中国人曾卓斬、林紫坦の 4 人が 2 千円寄附したと掲載されている）。「東洋婦人会と蒙古王妃」『女鑑』14-18、明治 37 年 7 月 1 日、彙報（蒙古王妃副晋殿下が入会し、寄附したことが掲載されている）。

38 前掲「東洋婦人会の拡張」『女鑑』明治 37 年 11 月 1 日。前掲の『女鑑』明治 38 年 1 月 1 日にも同様の事が言及されている。中国人の入会を確認できる記事については、例えば潘と横浜大同女学校の女学生の他、蒙古王妃副晋殿下、黄紹箕夫人、張之洞夫人劉之嘉、息子の嫁黄静成などが挙げられる。具体的な人物や人数を示す会員表等の史料は得られていない。

39 前掲「東洋婦人会の近況」『婦女新聞』第 257 号、明治 38 年 4 月 10 日

40 同上

41 「対清教育策」（其四）『教育時論』第 610 号、明治 35 年 3 月 25 日、社説

42 「対清教育策」（其五）『教育時論』第 610 号、明治 35 年 4 月 5 日、社説

43 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』東京龍溪書舎、2002 年、206 頁

44 「清国教育と本邦婦人」『教育時論』第 655 号、明治 36 年 6 月 1 日

45 前掲 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』190 頁

46 東洋婦人会編『清国雑観』明治 41 年を参照した。清国を遊歴した際に撮られた写真が一冊にまとめられている。写真の下に撮影場所も記されている。

47 教育倶楽部は帝国教育会の下部組織と思われる。教育倶楽部は、清藤らの渡清に対し慰労の意を表し、また体験談を聞くために清藤と河原操子の二人の歓迎会を催した。主催者の辻新次は帝国教育会長であり、また東洋婦人会の賛助員でもある。

48 清藤秋子「清藤、河原二女史歓迎会」『教育時論』753、明治 39 年 3 月 15 日、内外雑彙

49 「東洋婦人会」『女鑑』16-6、明治 39 年 5 月 1 日

50 「清国派遣女教員養成所」『婦女新聞』第 311 号、明治 39 年 5 月 7 日

51 「清国派遣女教員養成所」『女鑑』16-7、明治 39 年 6 月 1 日

52 「清国派遣女教員養成所」『愛国婦人』明治 39 年 6 月 5 日（同上『女鑑』16-7、明治 39 年 6 月 1 日にも掲載されている）。

53 前掲、佐藤尚子「明治婦人界と中国女子教育」。佐藤によれば、東洋婦人会は 1907（明

---

治 40) 年に麴町に一度移転し、翌年には赤坂青山北町に移った。1909 (明治 42) 年までに三期の生徒を募集していた。1910 (明治 43) 年、「清国派遣女教員養成所」から「東洋女塾」へと改名し、事業も清国派遣女教員養成だけでなく、清国赴任の夫や父に従って渡清する女性のための中国語教育、一般の女子教育のための料理、洗濯法、音楽、手芸の専修科を設置するようになったという。

54 清藤秋子「清藤、河原二女史歓迎会」『教育時論』753、明治 39 年 3 月 15 日、内外雑彙

55 清藤秋子「清国に於ける女子教育の状態」『教育公報』307、明治 39 年 5 月 15 日、雑録

56 「対清教育策」(其四)『教育時論』第 610 号、明治 35 年 3 月 25 日、社説

## 第5章 「賢母」養成を目的とした女子教育制度

本章では、清末中国において女子教育の制度化が進められていく中で、呉の日本の女子教育情報が果たした役割を明らかにする。

これまで述べてきたように、1901年清政府が行った新政においても、日本の教育制度がモデルとして採用され、制度化が推進された。管学大臣張は学堂制度の策定のために、1902年に京師大学堂の総教習である呉を日本に送り、教育制度視察を行わせた。

第3章の「はじめに」で述べたように、清末の教育改革や中国近代学制<sup>1)</sup>について、日中両国の研究はともに呉の日本視察に着目してきた。これらの研究では、呉の視察日記などに見られる教育案が近代学校章程に多く取り入れられており、呉の日本視察と教育改革案の持つ歴史的意義が指摘されている。一方、中国女子教育史研究では、草創期の中国の女子教育が日本の教育制度の影響を受けていたことが指摘され、日本から派遣した女子教員や日本に留学した女性の教育活動などが分析されている。本章は、近代女子教育制度の始点と位置付けられている1907年の「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」の制定過程に着目し、その過程における日本女子教育の具体的な受容経緯を明らかにする。

ここまで呉による日本視察の分析を行い、第2章では日本の教育界が積極的に呉に女子教育の情報を提供していたことを明らかにしてきた。第3章では、呉が日本の働きかけによって女子教育制度の必要性を管学大臣張に説得しようとするまでに至り、日本の女子教育情報を中国に持ち帰ったことを明らかにした。本章では、女子教育の制度化がいかに進んだのかを検討する。女子教育の制度化が進められていく過程を見ることで、呉が中国にもたらした女子教育情報がその後担った役割と意味を浮かび上がらせたい。

本章では、まず「奏定学堂章程」の誕生と学部（日本でいう文部省）の設立について述べる。その上で、呉が説いた女子教育と、1904年の「奏定学堂章程」との関連を探る。そして、3年後の2つの章程の制定や教育内容も、同様に日本の女子教育制度をモデルとして採用したことを明らかにしたい。

### 第1節 「奏定学堂章程」における女子教育の受容

#### 1-1 「奏定学堂章程」の誕生

1902年8月15日、教育改革の命を受けた管学大臣張は「欽定学堂章程」<sup>2</sup>を發布した。これは、初等教育機関として蒙学堂（4年）、尋常小学校（4年）、高等小学堂（4年）、中等教育機関として中学堂（4年）、高等教育機関として高等学堂または大学予科（3年）、大学堂（3年）、大学院（無定期）の3段階8種類の学堂で構成されている（図5-1を参照）。

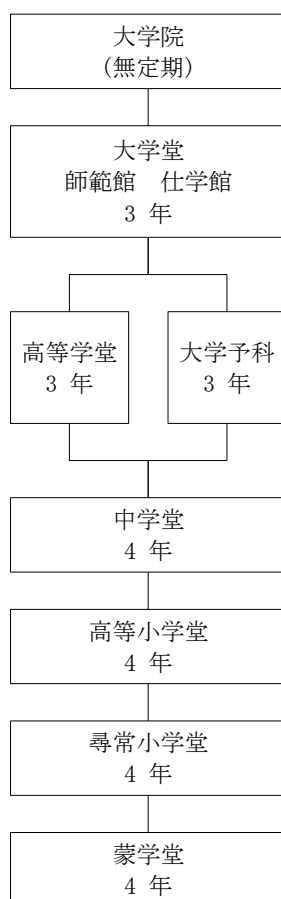


図 5-1 欽定学堂章程

しかし、これは2年も経たずに1904年の「奏定学堂章程」によって替えられることとなる。なぜなら、管学大臣張が述べているように、「欽定学堂章程は暫定的な章程であり、不足している箇所は、いつでも参酌して修正する」という位置づけの章程だったためである<sup>3</sup>。彼は「章程は各省にも發布するため、弊害のない最善の制度を策定しなければならない」と述べており、呉を日本教育制度の視察に派遣したのも「最善」の章程を策定するためであった。

しかし、呉は帰国後の翌1903年正月（中国旧暦）に亡くなってしまう。そこで管学大

臣張は「最善」の学制を發布するため、「学務に詳しい」湖広総督張之洞（以下、湖広総督張）に協力を促すべきだと政府に上奏した。

今日の学堂の設立は人材の育成にあり、弊害を防ぐためであった。そのため、適切な教科書、完璧な章程を策定しなければ決して人材を得ることはできない。・・・湖広総督（張之洞を指す：筆者註、以下同）が陳述した湖北学堂章程は、臣百熙が欽定した章程にないものが補われており、ただちにこれを参照して訂正する予定である。（中略）学堂の設立は今日の急務である。同総督は今日における学務に関して最も詳しい。湖北で学堂を設立した業績もあり、学堂に関する経験も豊かである。今日の学務の探究に一人の知恵を加えると、将来の學術人材の獲得に裨益することにつながる。（中略）京師大学堂の学務に湖広総督の派遣を願う<sup>4</sup>。

しかし、その上奏を受けた清政府は、湖広総督張に学制の策定を命じ、さらに管学大臣を加えて栄慶に命じた<sup>5</sup>。こうして、学堂章程の重訂に湖広総督張と栄慶が加わることとなった<sup>6</sup>。そして1904年1月13日についてこの3人によって作成された「奏定学堂章程」が公布されたのである<sup>7</sup>。「奏定学堂章程」（図5-2を参照）は22章程から構成される。「奏定蒙養院章程及び家庭教育法章程」、「初等小学堂章程」、「高等小学堂章程」、「中学堂章程」、「高等学堂章程」、「大学学堂章程」、「初級師範学堂章程」、「優級師範学堂章程」、「任用教員章程」、「訳書館章程」、「進士館章程」、「初等農工商実業学堂章程」、「中等農工商実業学堂章程」、「高等農工商実業学堂章程」、「実業補習普通学堂章程」、「芸徒学堂章程」、「実業教員講習所章程」、「実業学堂章程」、「各学堂管理通則」、「学務綱要」、「各学堂試験章程」、「各学堂奨励章程」<sup>8</sup>である。

湖広総督張は「重訂学堂章程折」<sup>9</sup>で「昨年欽定した学堂章程の宗旨や方法は、実に要領を得たものである」と称賛した上で、以下のように述べた。

しかし、いまは草創期であり、規程や課目を少し簡略化する必要がある。その増訂は徐々にしていけばよい。（中略）この数ヶ月間、臣が相互に討論し、謙虚に相談しながら策を練った。合わせて外国における各学堂の課程や科目を博く参酌して修正した。中国に適するものを選び、適さないものは採用しなかった。さらに、分からない科目などの名を改め、その中で、時間をあまりに多く必要とするものを減らす<sup>10</sup>。

このように、「奏定学堂章程」は「外国の各学堂の課程や科目を博く参酌」して、中国に相応しいものを採用して作られたという。また、「奏定学堂章程」に加えられた「蒙養院章程及び家庭教育法章程」について次のように言及している。

元の章程（欽定学堂章程）に蒙学堂という名があった。諸々の規程について見ると、実は外国の初等小学校章程と同様である。外国の蒙養院制度を調べたところ、蒙養院は外国では幼稚園と言うようだ。今回は外国の幼稚園の設立趣意をよく参酌したうえで、「蒙養院章程及び家庭教育法章程」一章を制定した。これは、元の章程のなかにあった「欠略」を補ったものである<sup>11</sup>。

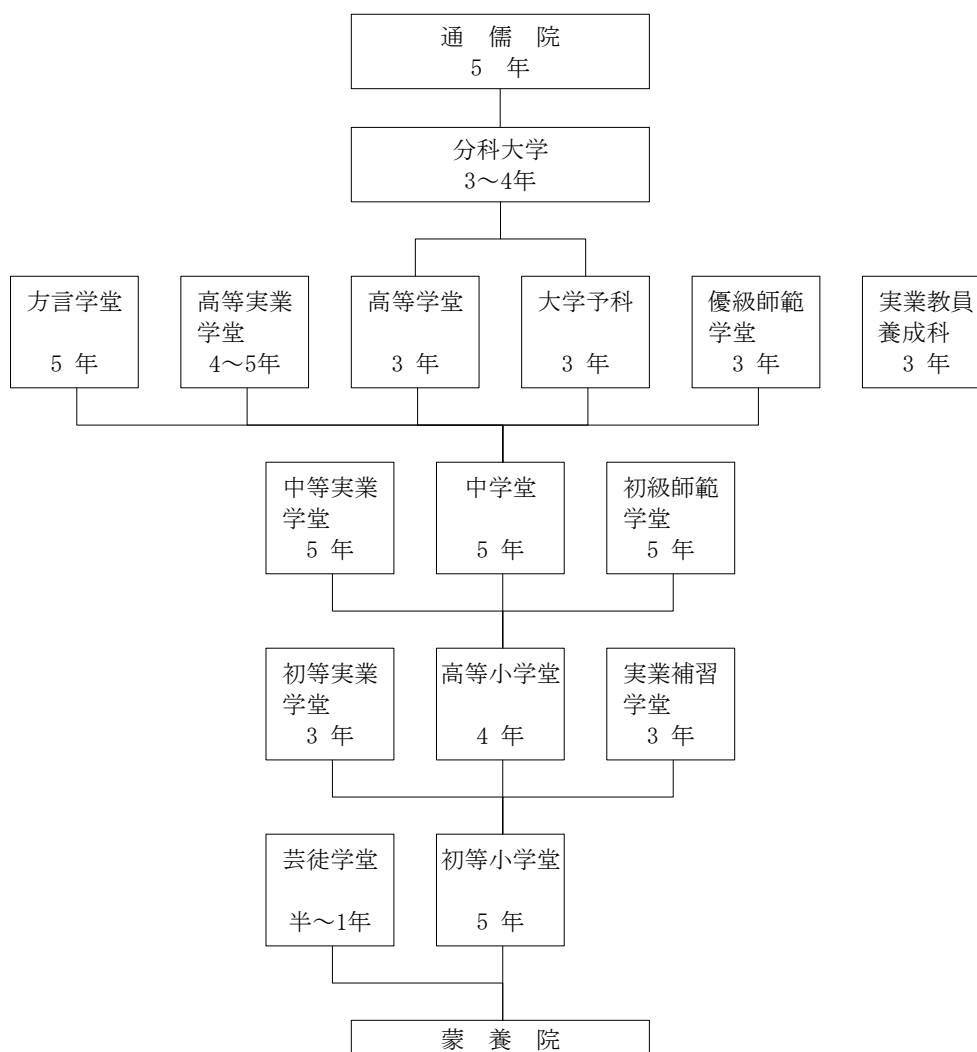


図 5-2 奏定学堂章程



このように、「奏定学堂章程」には、「欽定学堂章程」になかった「蒙養院章程及び家庭教育法章程」を補った。これは「外国の幼稚園設立主意をよく参酌した」うえで制定したものであるという。

呉を日本視察に送ったのは章程制定のためであり、章程の重訂も呉が帰国した後に行われた。この間に管学大臣張が教育制度視察のため海外に派遣した人物に関する史料も、いまのところ見当たらない。新たに学制メンバーに加えられた湖広総督張は、湖広両地の教育のために、1898年に姚錫光を、1901年に羅振玉を日本視察に派遣している。これらを踏まえると、ここでいう「外国」とは、呉の視察先である日本と考えるほうが妥当であろう。次では、この推測について考察していくこととしたい。

## 1-2 教育行政機関「学部」の設立

本項ではまず、呉の報告書に記された文部省に関する情報をもとに創設された、教育行政機関「学部」について述べる。

これまで述べたように、教育改革にかかわるすべての教務を管学大臣に委ねていたため、教育行政という機関も存在せず、京師大学堂が行政機関を兼ねていた。そして、1904年管学大臣張らが制定した「学務綱要」には、京師に総理学務大臣という職を設けるよう書かれている。

各省の学堂設置には偏りがある。これは問題である。京師（北京）に総理学務大臣という職を設けなければならない。その総理学務大臣に全国の学務を統括させる。総括する学務は、学堂の設立、学制の策定、学校規程の審査、専門、普通、実業教科書の検定、教員の任用、学生の卒業、各学堂の経費など一切の教育にかかわる事柄を含む。大学堂にも別に専門職員を雇う。こうすれば、各省、府、廳、州、県が学堂を設立しても、それらを統括することができる。さらに各省に学務処を設ければ、督撫より教育に詳しい人員を選んで全省の学務を当たらせる。さらに教育に関心がある紳士を学務に参議させる<sup>12</sup>。

ここでは、各省がそれぞれの基準で学堂を設立したため偏りがあり、それを統一すべく全国の学務を総括する総理学務大臣の必要性が述べられている。もちろん、総理学務大臣

一人だけで総括するのではなく、学務大臣の下に専門、普通、実業、審訂（教科書、図書などの検定）、遊学、会計 6 処を設け、各処に総弁一名、副総弁数名を置くとした。その中から人員を選んで各省の学堂や学科などの調査に派遣する。そうすると不備をすぐ改善でき、全省一律の学科が整えられるとした<sup>13</sup>。そして各処に置く職員の人選については、以下のように述べている。

学務大臣の下に置く人員は、教育に関して深く理解のある者でなければならない。将来は京師大学堂や高等学堂、外国の大学や高等学校を卒業した帰国学生から選ぶ。各学堂に合格する学生がまだいないのなら、仕学館や進士館卒業者、あるいは学務に詳しい京外官吏を暫時的に雇ってもよい<sup>14</sup>。

このように、「学務綱要」によって、全国の学務を総括するための「総理学務大臣」という行政組織を整備することが提案された。そしてこの提案が書かれた理由書も、同時に上奏した。この中で、湖広総督張は従来の行政について以下のように指摘している。

学務の仕事は今日強国を目指す我が国にとって非常に重要な職務である。全省一律に学校を普及することこそ効果がある。そのために精密かつ詳細な条文が必要である。外国において文部大臣は規程の制定、學術の審査、欠陥の再考といった職務を担う。今日京外（北京以外）に大小学堂が設立されており、専門官員を置かなければ集中してこれらの職務を完遂することはできない。現在管学大臣は、京城（北京）の大学堂だけでなく、他の省の各種学堂の事務も担わなければならない状況に置かれている。京師大学堂だけでも職務が過剰で耐えきれない<sup>15</sup>。

このように、湖広総督張に言わせば、管学大臣は京城（北京）の大学堂だけでの事務も過剰であり、さらに各省の学堂に関する事務も処理しなければならないため、学務に集中することができないと指摘し、外国のように文部大臣のような専門職を設ける必要があると訴えたのである。たとえ京師大学堂だけであっても、管学大臣だけでは「教育方法や教員、学生が適切かどうかについても、専門の部門の審査を経ないと分からない」<sup>16</sup>とし、以下のような提案を行った。

京師に総理学務大臣という職務を設け、学務大臣に全国の学務を担わせる。そして京師大学堂にも別に総監督一名を置き、三四品京堂から選んで事務に専念させる。その他の業務を兼ねることを禁じる。総監督の職務は総理学務大臣の審査を受ける。そうすれば、全国の学務と大学堂でそれぞれの責務を担うことができ、効果も期待できる<sup>17</sup>。

この上奏が許可され、「総理学務大臣」が特設された<sup>18</sup>。翌年の1905年9月、湖広総督張、直隸総督袁世凱ら上奏した「会奏立停科举推广学校摺」<sup>19</sup>も許可され、それを契機に、日本の文部省の制度にならって学部の創設を上奏した<sup>20</sup>。1905年12月、学部が開設され、総理学務大臣の榮慶がその学部尚書（長官）に就任した<sup>21</sup>。学部には尚書および左右侍郎（次官）の下、総務司、専門司、普通司、実業司、会計司の5司が置かれ、全国の各種学堂を統括するため視学官も任命された<sup>22</sup>。そして1906年、学部は全国の教育行政の統一をはかるために、各省に対して教育行政機関として「提学使司」を開設するように命じ、各省に設置されていた学務処を改めた<sup>23</sup>。同年12月、教育行政の末端機関として各州県に「勸学所」を開設するよう指示した<sup>24</sup>。こうして学部—提学司—勸学所という一連の教育行政制度が整えられたのである。

第2章で述べたように、呉は学制策定のために日本視察を行い、文部省は呉のために教育現場を見学させるとともに、19回にわたって講義を行った。呉の視察報告書の中では、「文部所講第一」という題目で、文部省から見聞きした情報が89頁にわたって記録されている<sup>25</sup>。その内容には、教育行政制度、学校の分類、学校の衛生、管理学、教授法、学校設備、さらに日本の学校沿革なども含まれていた。呉の報告書には、日本の「文部大臣」が「総理学務大臣」と記されている<sup>26</sup>。また、学部は選抜した部員に日本視察を進めたことから、日本をモデルとしていたことが分かる。

学校制度や地方興学の条例は、すべて中外の状況や形態を折衷して決めるべきである。日本はすぐ近くの東瀛にあり、学校を設立した当初の財政難、民情の阻害は中国よりも甚しかった。それゆえその際の艱難と、今日学務が非常に発展したことに関して、最も詳細に調査すべきである。短所を捨てて長所を取り、選択しながら何を取るかを決定すべきである。臣部の学務を辦理する人員のうちまだ洋行の経験のない者については、選抜して視察に派遣する。海外における見聞が広く、経験を自ら積もうとする人

であるなら、学部の事務において実に裨益がある<sup>27</sup>。

学部は、各省の提学司を任命するにあたり、すでに外国視察の経験を持つ者や長年学務を努めた者は直ちに赴任させたが、外国を視察したことの無い者は、まず日本に3カ月間派遣して教育事情を視察させていた<sup>28</sup>。

このように、学部も呉の視察報告に記した情報をもとに、全国の学務を総括する最高の行政機関「学部」を提案し設立した。日本の文部省の制度をモデルとしたため、学部は部員らに学務を早く覚えさせ、全国に一律の教育を施すよう日本視察を「義務化」していたといえる。

### 1-3 「蒙養院章程及家庭教育法章程」にみる女子教育の意義

本節では、「奏定学堂章程」の中の「蒙養院章程及び家庭教育法章程」を取り上げて考察する。この章程は、呉の日本視察中に発布された「欽定学堂章程」にはなく、女子教育に関する内容が含まれている。これに記されている女子教育の意義は、呉が報告した「女子教育観」を反映していると考えられる。

「蒙養院章程及び家庭教育法章程」は、言葉の通り、蒙養院章程と家庭教育法章程と合わせた一章程である。その主旨は、「蒙養院をもって家庭教育を補助する。家庭教育をもって女学を包括する」としている<sup>29</sup>。

この章程の持つ家庭教育の意義、家庭教育と女学の関係を知るために、まず、後者の「家庭教育をもって女学を包括する」ことについて整理したい。

女学（女子教育）は幼児を保育するためとはいえ、最も重要なものである。全国の女子に教育を施さないのならば、母教（母からの教育）も改善できない。幼児の身体も決して強くならない。良い気質も習得できなくなる。蒙養（幼児保育）は、まさに国民教育の基礎なのである<sup>30</sup>。

以上の文言からすると、就学前の家にいる時期の幼児に対する保育のことを、章程の「家庭教育」は意味しているといえる。また、この家庭教育は、国民教育の「基礎」であるから、女子教育を施さないのならば、その家庭教育も良い方向に導かれないという。つ

まり、女子教育は家庭教育を行うために必要であるとしている。章程の女子教育の意義は、まさに望月が主張した「賢母」養成のための女子教育の意義と同じである。

しかし、女子教育の必要性を認識してはいるものの、女学校を設立することは、「弊害が多く、断じて宜しくない」とされ、あくまでも「家庭において教えるべきもの」とされた<sup>31</sup>。その理由は次のとおりである。

中国では男女の区別が非常に厳しく、年少の女子は決して隊を組んで入学させたり、街頭を遊行させたりするべきではないとされる。また西洋書籍を多く読んだり、外国の習俗を誤って学んだり、自ら配偶者を選ぶようなことを次第に行うようになり、父母、夫を蔑視する風潮を長じさせてはならない。したがって、女子には家庭のみで教えるべきである<sup>32</sup>。

呉が記した日本の女子教育の風潮に対する懸念と同様のことが、ここで述べられている<sup>33</sup>。こうした懸念により、女子教育を「家庭で教える」ことが選択されたのである。それが章程の「家庭教育を以て女学を包括する」理由であった。

「家庭教育を以て女学を包括する」ことに関する具体的な方法として、各地方官に「初等小学堂教科書と小学堂入学前二年で使う各種教科書を分かりやすく編纂し発行すること」を命じた。その他に『孝経』『四書』『列女伝』『女誠』『女訓』『教女遺規』など必須かつ明確な書物について理解できるよう解説し、図を添えて一冊の本にまとめ、各家庭に配布」と同時に、「外国から少なくとも一冊理解しやすい家庭教育に関する本、中国の婦道に悖らない書物(例えば日本の下田歌子の『家政学』)を翻訳して配布するよう」<sup>34</sup>に命じた。そして、各家庭には、次のように勧めた。

文字を読める婦人であれば、進んでこれらの教科書を読んで理解し、それをもとに自分の子どもに教える。文字が読めなくても、彼女の夫あるいは傍人が教える。母は息子に小学堂入学前の基礎を教える。娘に将来妻や母としての生き方を教える。母たる者は皆自ら進んで子どもの教育を行う。教えることが出来ないなら保母を雇って教える。そうすれば、各家庭に蒙養院があるのと同じになる<sup>35</sup>。

文字の読めない母親に夫あるいは他人を雇って教えるように勧めたことからわかる

ように、「家庭教育を以て女学を包括する」とは、家庭に儒学女訓書や外国の家庭教育書籍などを送り、家庭で自分の子どもの教育を担う「母を教育すること」から始まる。そして、その母は家に送ってきたテキストを学習した上で、それをを用いて自らの子どもに教える。そうすると息子であれば就学前に基礎ができ、娘ならば女性としての生き方を知ることができる。このように、各家庭の母を家庭のなかで「賢母」になるよう養成し、同時に各家庭を幼稚園のようにするという一石二鳥を期待したのである。

次に、「蒙養院をもって家庭教育を補助する」という内容について整理してみよう。

外国には3歳以上7歳以下の幼児を保育する幼稚園がある。そこでは女子師範学校で養成された保母が教えている。しかし、中国の今の状態では、女学堂の設立は弊害が多く、決して良いとは言えない。このように、女学堂もあまり設立できず、また幼稚園も多くは設立できないので、外国の幼稚園方式にならって、蒙養院章程を定める<sup>36</sup>。

このように、当時の中国では女性のための学堂設立が不適切とされ、幼稚園も多く設立できなかったため、外国の幼稚園方式にならって蒙養院章程を定めるといっている。

蒙養院の設立方法は「各省府県にある育嬰堂と敬節堂を拡充し、そのなかの一室に蒙養院を設ける」<sup>37</sup>というものであった。章程によれば、両施設に「省には50人以上、府県なら30人以上の乳母と婦人」を置くこととし、乳母や保母になりたい女性は「30人以内ならば入堂させることができる」と定めた<sup>38</sup>。そして、「これらの施設にも政府が編纂した女教科書や家庭教育教科書、政府が定めた保育要旨や科目を送り、文字の読める女性を雇って施設の乳母と婦人に教科書の内容を伝授する。文字の読める婦人がいなければ、文字の読める老練した婦人を雇う」<sup>39</sup>と定めている。蒙養院の学習は1年間とし、1年後に、蒙養院で学んだことを証明する資格を与えるほか、「真面目で保育や教導の方法を修得した」と蒙養院院長が認めた者に対して、地方官が賞状を与え、さらに保母教習の資格も与えるとした<sup>40</sup>。

育嬰堂はもともと乳児院であり、敬節堂に収容した身寄りのない女性は、ほとんど乳母として雇われていた女性であった。彼女らを保母にすることにより幼児の「家庭教育」を補助することを企図したのである。このように、蒙養院は「保母」を養成するための施設であった。つまり、「外国には女子師範学校内に保母講習科をもって保母養成をしているが、中国は女子師範学校がない」<sup>41</sup>からであった。

また、蒙養院には、保母の実習のために付近に住む幼児の入院制度も設けられた。保育科目は「遊戯、歌謡、談話、手技」であった<sup>42</sup>。蒙養院施設に関する規定は以下のとおりである。

第一節、蒙養院の屋舎は二階以上の建物になると幼児たちが上り下りする時に転んだり、落ちたりすることがあるため、一階建の建物のみを使用する。

第二節、蒙養院の建物の中には、保育室と遊戯室、その他必要な諸室を設ける。

第三節、保育室の面積は五人の児童に六平方尺とする。

第四節、庭園の面積は最低でも幼児一人につき六平方尺とする。

第五節、凡手技用器物絵本、遊戯物具楽器、黒板、机、椅子、時計、温度計、暖房設備（暖炉）と必要器具を備える。これら器具は簡単でもいいので、設置する事が望ましい。器具が無いと教導できないからである。

第六節、院の内外の衛生設備は小学堂の基準に照らすこと<sup>43</sup>。

この規定は、呉が記した日本の幼稚園の設備に関する内容とほぼ一致している。

一階立ての建物のみを使用する。二階以上の建物を使わないのは幼児たちが上り下りする時に転んだり、二階から落ちたりすることを避けるためである。幼稚園の建物の中には保育室、遊戯室、休養室、保母室が設けられている。室外には遊戯用の園庭が設けられている。また、幼稚園には各種の器具がある。五感と思惟を訓練する玩具、絵本、手足の気力を鍛える玩具、音楽器具、黒板、机、椅子、時計、温度計、暖房（暖炉）がある<sup>44</sup>。

呉は「学校設備」として、日本の幼稚園の設立面積に関する情報を記していない。しかし、小学校以上の設立面積に関する情報は細かく記している。教室面積は「小学校では四人につき一坪（一坪面積 36 平方尺）、一人につき九平方尺」とし、体操場は「尋常小学校は一人につき一坪」<sup>45</sup>と記している。蒙養院の面積の設定は、呉の記した日本の小学校の規定を参考にしながら調整したと考えられる。

ここまで述べたように、「奏定学堂章程」では幼い時期の「家庭教育」が「国民教育の基礎」であることが認識されていた。そして、家庭教育をより良くするには賢母を養成す

る女子教育も必要であると認めていたことがわかった。しかし、日本の女子教育に対して呉が感じた心配も同様に感じており、女学堂の設立には賛同しなかった。その援用策として「蒙養院章程及び家庭教育法章程」を策定したのである。蒙養院は日本の女子師範学校と比較できないものの、それを参照したということは確かである。つまり「蒙養院章程及び家庭教育法章程」は、呉の視察報告書の情報を参照して制定したものといえる。

## 第2節 「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」の頒布

### 2-1 両章程に見る女子教育の意義

1907年3月8日、学部から「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」が配布された<sup>46</sup>。女子師範学堂の教育「総要」では、女子教育の意義が論じられている。

家庭と国家は密接に関連している。家政が正しく営まれていれば国風も自然に隆盛する。その家政を正すには、まず女子が教育を受け、礼法を守ることを知る必要がある。また、女子教育は国民教育の基本となる。なぜなら学堂の教育は最良の家庭教育によって補われることではじめて完璧なものとなるからである。そして、最良の家庭教育は賢母によるものであり、賢母を求めようとすれば必ず完全な女学を要する。女子師範教育者はこの主旨に基づき、教導に努めなければならない<sup>47</sup>。

このように、1904年の「蒙養院章程及び家庭教育法章程」で論じられている女子教育の意義と同じく、女子教育は「国民教育の基本」である家庭教育のためであり、「最良」の家庭教育を求めるには「賢母」を育成しなければならないと論じている。

同時に、儒教徳目を女子学生に学ばせようとしている。

歴代中国では女徳が尊ばれてきた。女性としての道、主婦としての道、母親としての道については教典や儒学者の本の中に沢山書かれている。今日の女子師範生はまずそれを勉強し、常に貞静、順良、慈淑、節約などの美德に従い、中国従来 of 礼教を忘れず、一切の自由放縦の言論を遠ざけ、社会の風紀を維持すべきである<sup>48</sup>。



この「自由放縦の言論」とは、「男女の区別をせず、自ら配偶者を選び、政治に関わり集会や演説などを行うこと」を指している<sup>49</sup>。つまり、女子学生に儒学徳目を学ばせることより「自由放縦の言論を遠ざけ」ることに期待しているのである。さらに興味深いことに、章程に示された科目を見ても「修身、教育、国文、歴史、地理、算学、格致、図画、家事、裁縫、手芸、体操、音楽は選科とする」とあり、「修身」が教科の筆頭に据えられている<sup>50</sup>。将来「賢母」の養成を担う小学堂の教師や幼稚園の保母には、「自由放縦」の悪習を途絶し、儒学女教科書に記述している女性の徳目を身に付けさせることが第一義とされているのである。これは、呉の「自由放縦」の弊害を防ぐための儒学徳目の德育案を採用したものと見える。

女子師範学校での儒学徳目の重視は、「女子小学堂章程」の「総要」にも見られる。「今日、女子には儒学徳目を主に教える。中国の礼教を忘れずに、末俗放縦の弊に染まらないことを期待する」とあり、「諸科目において主に道德教育と国民教育に関わる事柄を念頭に置いて指導する」とされた<sup>51</sup>。

また、両章程には、体操科目が導入され、「纏足は国民の足と体を弱める元凶であり、また体育の主旨とかけ離れている。各小学堂は一律これを禁止するように」と定められている<sup>52</sup>。初等小学堂の場合、体操の授業時間数は国文・数学に次いで多く、高等小学堂では4番目に多かった<sup>53</sup>。それも「母が健康であれば、丈夫なこどもを生む」という呉の「纏足弊害」論が影響していると考えられる。

女子小学堂は初等小学堂と高等小学堂とを分けて設立し、初等小学堂は3年間で「修身、国文、算学、体操、図画、音楽、女紅」を課し、高等小学堂は4年間で「修身、国文、歴史、地理、算学、格致、図画、女紅、体操、音楽」を課す。女子師範学堂の入学資格は「高等小学堂卒業または同等の学力とみなすもの」であり、4年間の学費を徴収しないかわりに、「卒業生は、3年間義務として小学堂あるいは蒙養院に勤めなければならない。その義務を果たせなかった者には、学費全額を徴収する」と定められている<sup>54</sup>。そして、「学生の実地練習を図るために、小学堂や蒙養院を附設する」ことがここでも定められた<sup>55</sup>。

このように、1907年に制定された女子教育の制度である「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」の両章程ともに、呉の女子教育案を参考にして制定されたことが分かる。しかし、なぜ制定まで3年の年月を要したのかという謎は残る。

## 2-2 両章程の制定に至る事情

本項では、主に両章程の制定までの事情について論じる。

前節で述べたように、管学大臣らは女子教育の必要性を理解しつつも女学堂設立の「弊害」を恐れ、その設立に賛同するまでには至らなかった。そして、その後の進展についても億劫であった<sup>56</sup>。学部の「奏女学堂章程折」には以下のように書かれている。

朝廷が興学の政策を打ち出して以来、日本や欧米の学制を調査してきた。その間に女子教育が急務であると勧める者はただ一人とは言わないまでも、女子教育を急がなくてもいいという人は大勢いる。中国と外国とは禮も俗も違うため、利と弊を兼ねているのは当然である。学務大臣に学部を設立させて以来、往復書簡で意見を交えたが、やはり設立にはなかなか至らなかった。従って、前年発布した奏定学堂章程では、家庭教育に女学を含むという方法をとった。これは今後の準備のためでもあった<sup>57</sup>。

女子教育の弊害を恐れ、その必要性を分かっているにもかかわらず踏みだすことができなかつたとしている。また「奏定学堂章程」に「女学は家庭教育をもって包括する方法」をとったのは、準備のためであったと書かれている。つまり、1904年には女子教育制度を策定する方針であったということが分かる。

また、「奏定学堂章程」発布以後、女子教育の重要性を唱える者が増えてきたことも両章程の制定に影響したと思われる。これは学部の日本視察を勧めた結果でもあるといえる。両江総督端方に派遣され日本を視察した広東潮州府知府吳蔭培は、帰国直後に政府に「出洋遊歴回国謹陳管見」を奏上し、最初の条に「興女子師範学堂及び幼稚園」を提言している。

幼稚園、小学堂は教育の基礎である。日本では初等教育の普及を図るには何よりもまず女子師範学校を設立することとしている。中国も各省に女子師範学堂と幼稚園を設立することを命じ、これを衆学の先導とすべきである<sup>58</sup>。

幼稚園、小学堂は「基礎」であり、その普及を図るために日本のようにまず女子師範学

堂を設立するよう強調している。

1905年に吉林省から派遣された視察者李樹恩、李達春は日本の各女子師範学校、高等女学校、附属尋常小学校を見学したのち、国民の半数は女子であるという観点から女子教育の必要性を訴えた。

国民には女性も含まれる。我が国では国民が4億と称されるにもかかわらず、字も読めず、理を悟らない女性が半分を占める。これは自ら女性を国民から排除し、自ら国を転覆するようなものである。自ら亡国に導こうとしているわけでないと言うなら、なぜこのような状況が生じているのか。今日、国民教育を実行するために、どうして女子教育を無視することができようか<sup>59</sup>。

翰林院編集陳栄昌は富国強兵の立場から、とりわけ女子教育における体育の重要性を説いている。彼は「明治維新以後、日本の女性も就学し、体操を習うことによって、体質が次第に強くなった。女性が健康な体質をもつことはその一身のみに関わるのではなく、一国の国民の強弱に関わる」<sup>60</sup>と評し、中国でも女子教育、女子体育を無視してはならないと述べた。

日本視察を経験した地方官員たちは女子教育の必要を訴え、女子も国民であると主張し、国民教育を普及するには女子教育も不可欠であると説いた。そして、強国となる根源であるという見方でも、女子教育の必要性を訴えたのである。

このように、「奏定学堂章程」が制定されて以来、女子教育の必要性を認識する者が多くなり、女子教育の制度化を訴えるようになっていた。それは学部から勧められた日本視察の効果でもあったといえる。

さらにこの間、富国強兵の立場から女子教育の必要を説く雑誌や新聞も多くなり<sup>61</sup>、それに伴って民間でも女学堂を設立する動きも高まっていた。その状況は、前章に取り上げた、教育倶楽部は中国の女子教育現状を視察した東洋婦人会主事清藤のために催いた歓迎会に清藤が述べた言葉から左証されるし、下記の表 5-3 からとも言える。中国女子教

表 5-3 1902-1907 年設立した女学堂一覽表

| 学校名         | 設立者          | 年    | 設立地     |
|-------------|--------------|------|---------|
| 務本女学堂       | 吳懷疚          | 1902 | 上海      |
| 愛国女学堂       | 經元善・蔡元培等     | 1902 | 上海      |
| 蘇州蘭陸女学堂     | 徐江           | 1902 | 蘭陸 (蘇州) |
| 私立公益女学堂     | 馬勵芸・杜清持、張竹君等 | 1902 | 広州      |
| 争存女学堂       | 何承畴・顧実子      | 1902 | 常州      |
| 育賢女学堂       | 張竹君          | 1902 | 広州      |
| 培英女学堂       | 杜清持          | 1902 | 西関 (広州) |
| 巖氏女学堂       | 巖修           | 1902 | 直隸 (天津) |
| 胡氏女子小学堂     | 胡和梅          | 1903 | 無錫      |
| 銅梁県女学堂      | 黄徳潤          | 1903 | 四川      |
| 上海城東女学社     | 楊士照          | 1903 | 上海      |
| 湖南第一女学堂     | 龍紱瑞・俞蕃等      | 1903 | 湖南      |
| 宗孟女学堂       | 陳婉衍・童同雪等     | 1903 | 上海      |
| 上海崇明女学堂     | (不詳)         | 1904 | 上海      |
| 蘇蘇女校        | 蘇英           | 1904 | (不詳)    |
| 淑貞女学堂       | 曾広鏞          | 1904 | 長沙      |
| 公立女学堂       | (不詳)         | 1904 | 杭州      |
| 山東女学堂       | 王伯安          | 1904 | 済南      |
| 南昌女学堂       | 康愛徳          | 1904 | 南昌      |
| 女工伝習所       | 俞樹萱          | 1904 | 上海      |
| 速成女工師範伝習所   | 姚義門          | 1904 | 上海      |
| 敬節学堂        | 張之洞          | 1904 | 湖北      |
| 貞文女校        | 恵興 (恵馨)      | 1904 | 杭州      |
| 天津民立第一女子小学堂 | 張止峰・毛紹権・張少輔等 | 1904 | 天津      |
| 山東女学堂       | 王伯安          | 1904 | 山東      |
| 旅寧第一女学校     | 沈鳳楼・張通典・沈婉慶等 | 1904 | 旅寧 (南京) |
| 杭州女学堂       | 高白淑          | 1904 | 杭州 (浙江) |
| 九江民立女学校     | 徐廷蘭・蔡懋星      | 1904 | 九江 (江西) |
| 龍胆女学堂       | (不詳)         | 1904 | 容県 (広西) |
| 貴陽達徳女学校     | 黄斉生等         | 1904 | (不詳)    |
| 北京女医学堂      | (不詳)         | 1904 | (不詳)    |
| 女子中西医学院     | 張竹君          | 1905 | 上海      |
| 漸江愛華女校      | 謝震           | 1905 | 嵎県 (漸江) |
| 豫教女学堂       | 沈鈞、服部宇之吉     | 1905 | 北京      |
| 競志女学堂       | 候鴻鑿          | 1905 | 無錫      |
| 楊州女工伝習所     | 吳連民          | 1905 | 楊州      |
| 杭州工芸女学堂     | 張章夔・高孫嶷      | 1905 | 杭州      |
| 私立上海女子蚕桑学堂  | 史家修          | 1905 | 上海      |
| 淑慎女学堂       | 陳嘉樂の母        | 1905 | 奉天      |
| 第一幼女学堂      | 端方等          | 1905 | 湖北      |
| 福州烏石山女塾     | 陳洩庵等         | 1905 | 福州 (福建) |
| 四川女学堂       | (不詳)         | 1906 | 北京      |
| 崇実女学堂       | (不詳)         | 1906 | 北京      |
| 外城女学伝習所     | 江亢虎          | 1906 | 北京      |
| 志成女学堂       | (不詳)         | 1906 | 濰県 (山東) |
| 湖南女学堂       | 梅〇〇 (不詳)     | 1906 | 湖南      |
| 直隸女学堂       | 張仲山          | 1906 | 直隸      |
| 江南女学公学      | 呂恵如          | 1906 | 南京      |
| 恵仙女工学       | (不詳)         | 1906 | 杭州      |
| 女工師範講習所     | 趙漁卿・姚建勛      | 1906 | 四川      |
| 北洋女医学堂      | 天津衛生局        | 1906 | 天津      |
| 産科女学堂       | 梅福祿          | 1906 | 杭州      |
| 蘭儀官立女子小学堂   | 舒樹基          | 1906 | 河南      |
| 競化女学堂       | 張振塤等         | 1906 | 安徽      |
| 開封女学堂       | 朱拳宅          | 1907 | 開封      |
| 杭州蚕桑女学堂     | 楼文鑣          | 1907 | 杭州      |
| 幼女学堂        | 林傳甲夫婦        | 1907 | 黒龍江     |
| 山西女学堂       | 馮済川          | 1907 | 山西      |
| 雅閣女校        | 閻培素夫婦        | 1907 | 陝西      |

(註：『東方雜誌』、『女子世界』、『警鐘日報』、『順天時報』等により作成)

育史研究によると、1902～1907年に設立された女学堂数は50校以上にもなったという<sup>62</sup>。こうした動きは、両章程の発布を俎に載せることになった一因と考えられる。

最近、京外官商士民が次々と女学堂を設立している。これは学部にとって重大な責務である。もし章程を公布しなければ、学堂の基準を知らない名ばかりの学堂を生み、時に弊害となることもある<sup>63</sup>。

このように、女子教育のあり方を規定した両章程は、学堂の「濫設」に歯止めをかけることとなった。

## 小括

1904年の「奏定学堂章程」にある「蒙養院章程及び家庭教育法章程」から1907年の「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」公布に至るまでの策定過程や内容を考察してきた。「蒙養院章程及び家庭教育法章程」では、家庭教育を行うための女子教育の必要を認めながらも、女学堂や女子師範学堂の設立までは至らなかった。その代わりに、各家庭に教科書を送り、母親に勉強させ、同時に彼女らが子どもの家庭教育を担うようにし、また各家庭が幼稚園になるようにすることを企図した。一方、日本の女子師範学校と附属幼稚園方式を採用し、現存の乳児院と敬節堂という両施設に蒙養院を設けることを推進した。つまり、両施設に収容している婦人をまず「保母」として養成することにしたのである。なぜなら、乳児院の婦人は元より乳児の世話をさせるために雇っており、敬節堂の婦人のほとんどが各家庭に雇われた乳母だったからである。

3年後の1907年、学部は「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」を公布した。両章程の宗旨を見ると、1904年「蒙養院章程及び家庭教育法章程」と同じく、女子教育は「家庭教育」のためとされている。また、両章程とも徳知体三育を重視している。師範学校に関しては、学費を徴収しない代わりに卒業後、女子小学堂あるいは蒙養院で3年以下の勤務が義務とされていた。

こうした女子教育に対する考え方や章程に採用された内容を見ると、呉が日本から持

ち帰った女子教育の情報を参考にしていることが分かる。3年を要したのも、呉が記した日本の女学校の設立による「自由放縦の弊害」を恐れていたためであった。また、「蒙養院章程及び家庭教育法章程」の公布以来、女子教育の必要性を唱える者も多くなり、実際この間に女学堂の数が増えてきたことも新たな章程制定の一因となった。

## 【註】

---

- 1 先行研究では、1904年に発布された「奏定学堂章程」が近代教育制度の始点として位置づけられている。
- 2 「欽定蒙養学堂章程」光緒 28（1902）年 7 月 12 日（前掲『中国近代教育史資料編—学制演变—』281 頁～287 頁、多賀秋五郎『近代中国教育史資料・清末編』日本学術振興会昭和 47 年）』
- 3 「進呈学堂章程折」光緒 28（1902）年 7 月 12 日（前掲『中国近代教育史資料編—学制演变—』233 頁～235 頁）
- 4 張百熙等「奏請添派重臣会商学務折」光緒 29（1903）年閏 5 月 3 日（前掲『中国近代教育史資料編—学制演变—』287～288 頁）
- 5 同上。同史料に皇帝から許可された諭旨も掲載されている。
- 6 同上
- 7 前掲『中国近代教育史資料編—学制演变—』
- 8 同上
- 9 「重訂学堂章程折」とは、「奏定学堂章程」を清政府に謹呈する際に陳述した文書のことである。
- 10 張百熙、榮慶、張之洞「重訂学堂章程折」光緒 29（1903）年 11 月 26 日（前掲『中国近代教育史資料編—学制演变—』288～291 頁）
- 11 同上
- 12 舒新城『近代中国教育史料』（教育叢書、第 2 冊）上海中華書局印行、1928 年、29 頁
- 13 同上、30 頁
- 14 同上
- 15 同上、121 頁
- 16 同上
- 17 同上
- 18 同上

- 
- 19 前掲『中国近代教育史資料編—学制演變—』530～533 頁
  - 20 政務処「奏請特設学部」（前掲 舒新城『近代中国教育史料』）126～128 頁
  - 21 前掲『中国近代教育史資料編—学制演變—』535 頁
  - 22 前掲、政務処「奏請特設学部」
  - 23 同上、政務処、学部「裁学政設提学司摺」128～131 頁
  - 24 同上、学部「奏定勸学所章程」131～135 頁
  - 25 前掲。吳汝綸『東遊叢録』1～89 頁
  - 26 同上
  - 27 中国第 1 歴史檔案館蔵「学部案卷」文函庶務 357、学部「附奏派員出洋考察学務片」光緒 31（1905）年 9 月 1 日、44 頁
  - 28 同上、学部「本部章奏」光緒 32（1906）年 8 月 1 日、20 頁
  - 29 「奏定蒙養院章程及び家庭教育法章程」（光緒 29 年（1903）年 11 月 26 日（西曆 1904 年 1 月 13 日）は、「蒙養家教之合一章第一」「保育教導要旨及び条目章第二」「屋場図書器具章第三」「管理人事務章第四」で構成されている。（前掲『中国近代教育史資料編—学制演變—』393～398 頁）
  - 30 同上
  - 31 同上
  - 32 同上
  - 33 実際にこの時期中国国内において、女子学生、特に海外留学した女性たちが、女権の獲得について雑誌で熱く語ったり、運動に参加したりしていた。秋瑾はその一人である。（前掲、阿部洋『中国の近代教育と明治日本』）
  - 34 前掲「蒙養院章程及び家庭教育法章程」
  - 35 同上
  - 36 同上
  - 37 同上
  - 38 同上
  - 39 同上
  - 40 同上
  - 41 同上
  - 42 同上「保育教導要旨及条目章第二」



- 
- 43 「屋場図書器具章第三」（前掲「奏定蒙養院章程及び家庭教育法章程」より引用）
- 44 吳汝綸「文部所講第一」30頁、59頁（前掲『東遊叢録』より引用）。
- 45 同上。日本最初の幼稚園規程と言われている1899（明治32）年に規定された「幼稚園保育及設備規程」をみると、幼稚園の保育室を「四人に一坪」、庭園の面積を「一人につき一坪」と定めている。それは吳が記した日本の小学校の教室と尋常小学校の体操場の面積として記された数字と同じであることから、吳があえて記録しなかった可能性もある。
- 46 学部「奏定女学堂章程折」光緒33（1907）年1月24日。「女子師範学堂章程」39条、「女子小学堂章程」26条、2種の女学堂とそれぞれの学堂規定で構成されている（前掲『中国近代教育史資料編—学制演變—』574～575頁）。
- 47 「女子師範学堂章程」光緒33年1月24日（前掲『中国近代教育史資料編—学制演變—』575～583頁）
- 48 同上
- 49 同上
- 50 同上
- 51 「女子小学堂章程」光緒33（1907）年1月24日（前掲『中国近代教育史資料編—学制演變—』583～594頁）
- 52 同上、前掲「女子師範学堂章程」
- 53 同上「女子小学堂章程」
- 54 前掲「女子師範学堂章程」
- 55 同上
- 56 前掲「奏定女学堂章程折」
- 57 前掲「奏定女学堂章程折」
- 58 吳蔭培『嶽雲庵扶桑遊記』光緒32（1906）年、序刊、2頁
- 59 李樹恩、李達春『東瀛參觀録』光緒32（1906）年、26頁
- 60 陳榮昌『乙巳東遊日記』光緒31（1905）年、92～93頁
- 61 「論提唱女学之宗旨」「論中国当以遍興蒙学女学為先務」（『大公報』1904年5月20日、1904年、9月26日）、「論女学所以興国」（『南方日報』1905年5月23日）など。
- 62 前掲『中国女子教育通史』、『中国女子教育史—古代から一九四八年まで—』など。
- 63 前掲「奏定女学堂章程折」

## 第6章 中国近代学制の歴史的変容

### 一 民国初期における教育制度「壬子癸丑学制」制定に注目して一

本章では、中華民国初期に女子教育制度が議論され策定された過程を分析し、「壬子癸丑学制」<sup>1</sup>（1912～1922年）が清末の「奏定学堂章程」をどのように受け継いだのかを明らかにする。

1911年孫文（以下、孫）らの辛亥革命により、長期に渡って中国全土を支配した清朝政府の幕は下りた。そして翌年1月3日、南京に中華民国臨時政府（以下、民国）が誕生した。民国の成立にともない、臨時大統領となった孫は「学者は国の礎である」という考えの下、同月に教育総長（文部大臣）を蔡元培（以下、蔡）に命じ、蔡に「教育復興」の任を委ねた。蔡は直ちに教育部を組織し、同年1月19日に「普通教育暫行弁法」と「暫行課程標準」を公布した。さらに新学制を策定するため、蔡は全国レベルの教育会議を企画し、同年7月から8月にかけて全国臨時教育会議を開催した。徐々に教育の新体制が整備され、同年9月以降次々と教育宗旨や学校系統令が公布され、小学令、中学校令、師範学校令、専門学校令、大学令をまとめた「壬子癸丑学制」が公布されたのである。しかし、孫の委譲をうけて同年に臨時大統領となった袁世凱（以下、袁）は、帝政の復活を企て、1915年に皇帝を僭称した後「壬子癸丑学制」を改訂しようとした。しかし翌年の6月に彼が悶死したことによって、再び教育総長となった范源濂が袁の教育政策を廃止し、民国初期の教育制度に回帰、修正したのである。その後も軍閥割拠の状態に中国は置かれ、1922年に新たに「壬戌学制」が公布されるまで大きな教育制度の改訂は行われなかった。

中国教育史研究では、これらの法令の条文を清末学制「奏定学堂章程」と比較しつつ、一連の制度改革を詳しく解説している。清末学制には無かった女子教育の重視といった反封建精神と、実利主義教育を進める資本主義の追求が、新たな学制には見られると評価されている。一方で、形式的には「奏定学堂章程」と同様に日本の学制を手本としていることが欠点として指摘されている<sup>2</sup>。そして阿部洋の『中国近代学校史研究』では、民国初期の学制の教育方針は蔡の方針を基礎としていたと評価しながらも、やはり「清末期のそれと同様、日本の制度をモデルとした」<sup>3</sup>のものであると指摘している。小林善文は『中国近代教育の普及と改革に関する研究』の中で、民国初期の初等教育における「男女同学」などを「斬新な改革」と評価した上で、「袁政権による奪権と復古主義的な教育方針の採用は、蔡元培教育総長の下で芽生えた改革の気運を沈滞させ、清末の女子教育を基本的に継承さ

せることになった」<sup>4</sup>と指摘している。

本章では、民国初期に女子教育制度が議論され策定されたことを検証し、民国初期の「壬子癸丑学制」が清末の「奏定学堂章程」をいかに受容したのかを明らかにする。まず、臨時民国（南京）成立直後に教育部が公布した「普通教育暫行弁法」に着目し、初等小学校の「男女同校」を認めたことを、初代教育総長や草案起草委員らの女子教育観を分析することにより明らかにする。次に「壬子癸丑学制」の女子教育制度に焦点を当てる。後任の第2代教育総長范源濂が、小学校の男女共学と女子の中等教育などを制度化しながらも「男女別学」の方針で教育を行おうとしたことについて論じる。これは蔡元培の考えた「男女共学」を通じて「社会」への貢献を成しえる「良妻賢母」を養成する教育とは異なっていた。さらに、袁世凱帝政期の教育政策では、専ら「家政」に専心する「良妻賢母」を養成する女子教育を進めようとしていたことを論じる。本章では、民国期においてこれらの制度策定に関わった人物たちが、日本をモデルとしながらも、「賢母」養成だけでなく「良妻」養成を加えた「良妻賢母」養成を目的とする女子教育の制度化が望ましいと考えていたことを明らかにする。

## 第1節 「普通教育暫行弁法」における女子教育制度の策定

### 1-1 「普通教育暫行弁法」にみる女子教育観

1912年1月1日に誕生した民国は、同月3日、中国南部の17省代表会議において蔡<sup>5</sup>を教育部の総長として選出した。同月9日、中華民国（南京）臨時政府教育部（以下、教育部）が発足した<sup>6</sup>。そして10日後の19日、蔡は普通教育の暫定的法規である「普通教育暫行弁法」（以下、「弁法」）14条を頒布し、電報によって湖北、湖南、杭蘇など先の17省に通達した。以下はその「弁法」の内容である。

- 一、従来の各種学堂を学校に改称すること。監督、堂長を校長と改称すること。
- 二、各州、県小学校は、元年3月4日（旧暦壬子年正月16日：筆者註、以下同）に必ず一律に始業すること。中学校、師範学校は地方の財力で開学できるなら直ちに行うこと。

- 三、新学制頒布までは、従来通り毎年 2 学期とする。旧暦は 3 月に始業、夏休みまでに第 1 学期、夏休み後から来年の 2 月末を第 2 学期とすること。
- 四、初等小学校の男女同校（男女が同じ学校で学ぶこと）を認めること。
- 五、特設女学校の章程は暫時的に清末の章程を応用する。
- 六、全て教科書は必ず共和国の宗旨に照らすこと。清末の学部から頒布された教科書は一切使用を禁止する。
- 七、民間で使用している全ての教科書の中で、満清朝廷を尊崇するものや旧来の官制、軍制等の科目、また“諱”や“台頭”などを避けるような教科書である場合には、該当書局が自ら修正改訂を行うこと。修正した見本を教育部、本省民政司、教育總會に呈出させ審査する。学校教員は共和宗旨に不適合な教科書を見つけた場合、随時削除訂正し、また民政司や教育会を通じて該当書局に訂正を命じる。
- 八、小学校の読経科を一律廃止すること。
- 九、小学校手工科の科目を増やし、重視すること。
- 十、高等小学校以上の体操科の兵式体操を重視すること。
- 十一、初等小学校の算術科は、第 3 学年から始め、また珠算科目を兼ねること。
- 十二、中学校は普通教育機関として、文科、実科の区別を廃止すること。
- 十三、中学校、初級師範学校の修業年限を 4 年とすること。ただし現在 1 年以上修業したものは、旧制に従うこと。
- 十四、科挙による出世奨励を全て廃すこと。初等、高等の小学校を卒業した者は、初等、高等小学校卒業生と称し、中学校、師範学校の卒業生は、中学校、師範学校卒業生と称すこと<sup>7</sup>。

「弁法」における女子教育に関わる事項を見ると、清末学制では男女同校を認めなかったが、「弁法」では初等小学校の男女同校が認められた。また、同「弁法」は「小学校手工科の科目を増やし、重視することとし、「弁法」と同時に頒布した「普通教育暫行課程標準」<sup>8</sup>（11ヶ条）に規定した課程表には、4年制の初等小学校と高等小学校に、女子も男子同様の手工科が課されている。このように、「弁法」では小学校に手工科目や男女の同校を提唱されていたことが確認できる。

この「弁法」は日本の学制をモデルにしていた。教育総長の秘書長をつとめた蔣維喬は、

「民国教育部創設期の状況」の中で、「私が学制草案を作成した際には、理想を高く置いて教育部に英、美、徳、法、俄、日の各国に留学した人物を招いた。彼らに各国の学制を翻訳させ、良い部分を参照し、適切でない部分を削除して我が国に合った学制を定めようとした。しかし、翻訳された条文は結局のところ我が国には適さず、起草委員会で重ねて議論を行った結果、日本の学制を採用する方針となった」<sup>9</sup>と述べている。

また、「弁法」は教育部が発足して10日後という短い間に出されたものであり、この「弁法」の中にも「特設女学校の章程は暫時的に清末の章程を応用する」との記述もあった。したがって、日本をモデルにした清末の「奏定学堂章程」を参照して制定されたと考えられる。

同時に、男女同校、中学校の文科実科の区別を廃止すること等を目指していたことから分かるように、その後制定された新学制では民国建国の主旨に合うような新しい教育観を示そうとする意欲が窺える。次節では「弁法」を制定した人々の女子教育観を分析し、「弁法」に現れた新女子教育観が生まれた背景を明らかにする。

## 1-2 学制起草委員会の女子教育学制案

教育総長となった蔡は、南京政府に赴く前に、かつて自らが館長として勤めた商務印書館の館員である蔣維喬（以下、蔣）のもとを訪ね、教育部に入るよう勧めた。当時の二人の会話が、蔣の「民国教育部創設期の状況」<sup>10</sup>に記録されている。この記録によれば、まず蔡が、「私は長年にわたってヨーロッパにいたため、国内の教育状況には多少隔たりがある。これから一切の事務を君に任せるので、私のためにも力を貸して欲しい」と蔣に打ち明けた。これに対して蔣は蔡の申し出を承諾した上で、「今は戦時中であり、南北もいまだ統一されていない。しかし統一の見込みはある。教育行政はまだ整っていないものの、予備工作を先に進めると良いだろう」と蔡に進言したという。蔡はそれを聞いて「予備工作とは何か」と聞き返した。すると蔣は「清末の学制は教育界の病原であり、改革すべきである。今まさに改革の時だ。教育経験者を招いて学制起草委員会を組織し、草案の編集に当たらせる。今日の状況からすれば、まずは民国の暫行弁法を制定頒布して良いのではないかと思う」と返答した。それを聞いた蔡は「それならば君に任せる」と頼んだという<sup>11</sup>。

このように、蔡は蔣に学制起草委員会を組織させ、「弁法」を起草させていた。また、蔣の「清末民初教育史料（節録）」には、「私は教育部に入る前に商務印書館編訳書で陸費逵、

高夢旦、庄兪等と計画し議論しながら「普通教育暫行弁法」を草案した<sup>12</sup>と記されている。つまり、委員会メンバーは商務印書館の館員を中心に構成されていた。教育部設置後、蔡は蔣を教育総長の秘書長に任命した。

学制起草委員会のメンバーであった陸費逵（以下、陸）は、学制策定に関する建議書を蔡に送った。その建議書は「敬告民国教育総長」という題目で1912年の1月に『教育雑誌』に掲載されている。陸は蔡に対し、緊急に行うべき教育行政として「速やかに教育方針を公布すること、普通教育の暫行弁法を公布すること、教育会議を組織すること、行政権限を規定すること」<sup>13</sup>という4つの行政改革を建議した。そしてその理由と方法についても述べている。以下は陸がこの建議書の中で例挙した「暫行弁法」の制定にあたっての注意点である。

甲：従来通り毎年2学期制とする。旧暦は3月に始業、夏休みまでに第1学期、夏休み後から来年の2月末に第2学期とすること。（現在各種の設備、教科書は2学期制用に作られているため、そのままで良いと思う。しかし新章程が完成した際には3学期制を採用してもよい）

乙：課程表を改訂すること。小中学校の読経科を一律廃止すること。中学校の文科、実科の区別を廃止すること。

丙：小学校の男女共学（男女が同じ学校、学級で、例外を除けば基本的に同一の教育課程に従って学習し、教育する形態）を認めること。女子に女紅、家事を加える。その他は男子の科目と同じとすること。

丁：教育の方針に反しない限り、教科書については各省に採用の自由を与える。

戊：清末学部旧章程が民国宗旨に反しないものであれば暫時の使用を許す<sup>14</sup>。

陸の建議案と教育部が公布した「弁法」を比べてみると、「弁法」に陸の文言がそのまま反映されているように受け取れる。また、陸は男女共学を進めようとしており、「弁法」にも男女同校という言葉が用いられている。さらに女紅と家事を「別学」として女子に学ばせようとしていた。陸が「男女共学」を進めようとした理由は、彼が編集を務めた『教育雑誌』に掲載された「男女共学問題」という記事の中に見ることができる。

十二歳以下の児童は、頭脳、体力ともに男女に大きな差はなく、まだ情欲について知

らないという者が殆どである。男女の性質が異なっても、調和させるように勉めるべきであり、男は女の感化を受けて温和となり、女は男の感化を受けて活発となることを期待すべきである。(中略) 男女分校(男女同校の反対語。学校を男女別で分けること)は人材的、経済的に多くの困難をもたらすが、共学についてはその弊害はない。貧しい地域は一校を設けるのにも苦勞しており、女学校を設けることはまず無理である。(中略) 儒学に通じる者は古訓にこだわり、女学は必要ないと考えている。男女共学を行うなど以っての外であり、従来の習慣をさらに傷つけるとして強く反対するだろう。(中略) 高等小学校以上は分校にすべきであるが、貧しい地域で、単級の高等小学校しか設けられないところは共学にし、女子の失学(不就学)を防ぐべきである。十二歳以上の男女共学であっても、管理が行き届いていれば害になることはほとんど無いだろう<sup>15</sup>。

このように、陸は儒学者からの反論が起こるだろうと予測しながらも、12歳以下の男女こそ「調和」させるべきであり、経済的にもメリットの大きい「男女共学」を進めようとした。また、女子の高等小学校段階における「失学」を防ぐよう、「管理が行き届いているならば」貧しい地域でも男女共学も可能であると主張したのである。これは後に触れるように、蔡が女権論から論じた男女共学観とは異なるものの、二人はどちらも新学制においては男女共学を推進しようとしたのであった。陸は蔡の女権論によって自身の「男女共学論」を補強し、男女の教育は「一部の科目の違いを除き、男女平等とすべきである」<sup>16</sup>と主張するようになった。

### 1-3 初代教育総長蔡元培の女子教育観

蔡の女権や女子教育に関する主張は、1901年に著した『学堂教科論』<sup>17</sup>に遡ることができる。この中で、女子教育の意義を次のように述べている。

我が国では長い間、女子教育を行ってこなかった。女子に教育を受けさせなければ「自立」できず、一切を男子に頼って生きていけなければならない。雌弱雄強の例を挙げてみると、おおよそ下等動物は、雄の数が雌より多いため、雄同士が色や声によって競争する。雌の場合も同様である。人類は男子が智力で相争うようになったが、女子は未だに下等動物の美しさを競う習性から脱出していない。束腰(コルセット：引用者注)と

大乳（豊乳：引用者註）がもてはやされていることから分かるように、欧米もこの習俗から抜け出していない。こうした状況で、陰陽説もまだ生きながらえている。それゆえ妾媵之制（ある女性が妾になる際に、姉妹などの周囲の女性も一緒に妾になる習慣のこと：引用者註）や女閨之業（売春業を指す：引用者註）をはびこらせることになることになっている。人類は筋の通らない理論で男子の利益を維持しようとし、その害を知らない。女子に教育を受けさせなければ、男子の干渉を受け、放蕩人を対象にした商売が増え、人種への害も甚大である。遺伝、胎教、保育のいずれも、女権と関わりがある。政治が低俗であれば国家は腐敗する。女子教育を施すことによって、その悪習を正すべきである<sup>18</sup>。

このように女学を女性の自立や女権の問題とし、同時にそれは遺伝、胎教、保育という優れた人種を保つために母親に求められる問題であると述べている。これらは相互に関連していると蔡は考えたのである。そして、良い母親を育成するための教育だけでなく、女性を自立させるための女学を制度化する必要があると考えていた。蔡は、さらに次のように述べている。

西洋の女権は拡張しており、既に弁護士になった者や、議員になろうとしている者までいる。しかし、女子教育の必要性を論じている人々は、いまだにくどくどと家政をどのように行うかについて意見を言っている。男女で異なる内外の性別役割分業は、原人の頃から既にそうであると多くの学者は述べる。この説が天然の理に合致するかどうかは定説がないにもかかわらず人々の習慣となっており、女子は男子に劣っていると考えようになっている。これが人々の間の災難や幸福に大きく関わっているのである<sup>19</sup>。

蔡は性別役割分業を超歴史的、固定的にとらえることに懐疑的であり、これが習慣となっているために人々の間の禍福に違いが生じていると考えていた。

しかし、次の表 6-1、表 6-2 を見ると分かるように、この『学堂教科論』の中では女子普通教育の教科目の 1、2 級では男女同じ教科としているものの、3 級以上は部分的に異なっている<sup>20</sup>。女子は家政に重点を置き、国政に関しては簡単に行うという編成となっている。この理由について蔡は、「現今我が国では女権に対する認識を持ち始めたばかりであり、これから徐々に広げていかなければならない状況であったため、掲載した課程表では家事



を主とし、国政に関しては簡単に教える内容にした」と述べている<sup>21</sup>。また、女性に加えられた医学要略に示した「婦人科、産科、児科」の履修理由については、「我が国は男女の区別がまだ極めて厳しい。婦科医学（産婦人科学）のように、解剖学とはちがって男性でなく

表 6-1 蔡元培が記した男子普通教育教科目

| 大別名 | 初級(六歳起)                   | 二級(八歳起)            | 三級(十一歳起)            | 四級(十四歳至十七歳)            |
|-----|---------------------------|--------------------|---------------------|------------------------|
| 名   | 官話                        | 解字 造句<br>切音記号      | 解字 短章<br>文法         | 論説 論理学<br>外国語          |
| 理   |                           | 数学                 | 代数初歩<br>幾何初歩        | 代数<br>幾何               |
|     |                           | 全体学浅説<br>動植物学浅説    | 鉱物学<br>地質学          | 全体学<br>動植物学            |
|     | 守生浅説                      | 守生                 | 物理浅説                | 物理学 気候学<br>生理学         |
|     |                           |                    | 無機化学                | 有機化学                   |
| 群   | 嬉泳                        | 体操                 | 体操                  | 体操                     |
|     | 対親長倫理                     | 家庭郷党倫理             | 国民倫理                | 倫理通理                   |
|     |                           | 地理略説<br>外国地志略      | 本国地志<br>交渉各国地志      | 本国地志沿革略<br>外国地志        |
|     |                           |                    | 国政綱要                | 本国歴史<br>外国政略<br>外国史略   |
| 道   |                           |                    |                     | 法学綱要<br>計学綱要           |
|     |                           |                    |                     | 心理学綱要<br>哲学綱要<br>宗教学綱要 |
|     |                           |                    |                     |                        |
| 文   | 実物画                       | 図画                 | 図画                  | 自在画                    |
|     |                           | 正本籀篆象形             | 正本 小篆               | 行本 草本                  |
|     | 倫理詩歌景物<br>詩歌(皆用官話<br>長短句) | 倫理及び景物詩<br>歌(浅易文言) | 倫理詩歌 政治<br>詩歌(浅易文言) | 倫理及び政治<br>詩歌(文言倣作)     |
|     |                           | 倫理小説               | 倫理及び政治小説            |                        |

(註：高平叔『蔡元培全集』第1巻、147-148頁)

表 6-2 蔡元培が記した女子3級4級の普通教育教科目

| 大別名 | 三級                     | 四級                         |
|-----|------------------------|----------------------------|
| 名   | 解字 短章                  | 論説                         |
| 理   | 代数初歩<br>鉱物常見品          | 幾何初歩<br>全体学                |
|     | 物理浅説                   | 生理学 医学要略 婦科、産<br>科、児科      |
|     | 化学要略<br>体操             | 女工                         |
|     |                        | 体操                         |
| 群   | 国民倫理<br>本国地志<br>国政     | 論理通義<br>外国地志略<br>本国歴史 外国政略 |
|     |                        | 法学、計学綱要 家事                 |
| 道   |                        | 哲学、心理学、宗教学綱要               |
| 文   | 図画 正本                  | 正本 刺繡 音律                   |
|     | 倫理詩歌 風俗詩歌<br>倫理小説 家事小説 | 107 倫理及び風俗詩歌<br>倫理及び家事小説   |

(註：高平叔『蔡元培全集』第1巻、151頁)

でも良い分野もある。また小児は自分の病気について語れないため、その子の声や顔色などから診断を下す。診察を行わなくても分かることもある。したがって女性は、医学の理を知らなければならない」<sup>22</sup>と説明した。

こうした考えと、12年後、教育総長となった翌年の1913年6月、蔡が上海城東女学校で演説した「優美高尚な思想を養う」とを比較してみよう。

私はかつて女子のための女学校（1902年に創設した愛国女学校のこと）を創設した。国の富強のためには、人々が等しく教育を受けることから始めなければならないと思ったからである。皆に教育を受けるべきだと思うし、女子教育が最も重要であると思う。人が教育を受けるのは幼児期から始まり、幼児が受ける教育は父よりも母からの方が多と思うからだ。従来慣習では、読み書きのみを教育とは考えない。掃除も教育といえるし、台拭きにも教育の内容が入っている。さらに台所での食事作りも教育といえる。いわば、一挙一動、一泣一笑すべてに関して教育が存在する。これらを教えるのは、母親である。幼児と接するのに母親より熱心で時間をかける人はいない。母親に学問が無いとき、幼児がいかに危険にさらされているか分かるだろう。このように考えると、女子教育の重要性は明らかである<sup>23</sup>。

蔡は女子教育を施すのは、幼児の教育を担うためであり、それが国を強くすることにつながると思った。さらに女子教育はそれだけでなく、胎教のためでもあると主張している。

女子教育の重要性はこの点だけでなく、胎教も軽視できない点である。我が国はこれまで胎教を特に重視してきた。女子が妊娠した際には、悪い色を見ないようにしたり、悪い声を聞かないようにしたり、傲慢な言い方をしないようにする。そして必ず正立、端座する。なぜなら、妊娠の際の不正な行動が胎児に影響し、後に不正な人間になるからである。幼児が胎児の時から母体の影響を避けることはできないし、幼児の時もまたその母から影響を受けているため、その間養った悪い習慣は、後で正するのが最も困難である<sup>24</sup>。

このように、蔡は母親が幼児に影響を与えるだけでなく、母体の中にいる胎児にもすでに影響を与えているとして、女子教育の重要性を唱えたのである。これは、1901年の『学堂教科書』に書かれている女子教育観と一貫しており、恐らくこの時期の多くの人々が持っていた女子教育に対する一種の共通認識であるといえよう。これは清末に女子教育制度が策定された根拠（賢母養成）でもあった。しかし、蔡はこのときも、「家政」のための女子教育のみを唱えたわけではない。蔡は「良妻がいれば、よき夫が生まれる。賢い母がいれば子女も賢くなる」<sup>25</sup>といい、以下のように続けた。

女子に対して、ただ単に賢母良妻のみを目指すのは筋の通らない論理である。人の能力を単に一家のみに使うのでは、消耗が大きいわりに成功はわずかである。賢母が自分の3人の子どもを教えられるのならば、3人の子どものみには教えるのではなく、他人の子どもも一緒に教えると良い。私は女子が学問をしたいと望むときには、ある一つの学問を集中して学ぶように計画してもらいたいと考える。例えば、教育、科学、美術、実業など何でも良い。ある人が一つのことに専念すれば、他の人は別のことに専念する。こうすると、お互いに教え合うことができるのである<sup>26</sup>。

女性も職業に関する学問を一つでも良いので習得し、お互い協力して、自らの役割を分担すべきだとしている。女性の能力を、単に家政だけでなく社会にも生かすべきとしている。したがって、教育（師範教育）だけでなく、科学、美術、実業なども専門的に学んで良いのだと主張しているのである。

11年前には「西洋の女権は拡張しており、既に弁護士になった者や、議員になろうとしている者もいる」ことを根拠として、男女の性別役割分担を唱える論者を批判していた。しかしここでは、興味深いことにその性別役割分担の考えこそ先進国の西洋が作り出したものだと指摘している。

先進国の経験からいえば、女子が裁判官になるのは不適合である。なぜならば、女子は感情的で慈愛に満ちているからである。罰を受けるべき人であっても可哀そうだからと免じることが往々にしてある。女子は算学、論理学に不適合とされているものの、哲学、文学、美術学には最も適しているとされてきた。女子には主にこれらの科目を学ば

せているために、著名な人物まで輩出してきた。だからといって、やはり歴史上の著名人は男性より少ない。今日の世界情勢をみると、このように学ばせる科目を限定する必要はない<sup>27</sup>。

このように、蔡は先進国の「経験」を批判し、その「経験」によってもたらされた弊害をなくすために、女性にも男性と同様の科目を学ばせる必要があり、これからの世界の趨勢でもあると説いたのである。

七、八年前、我が国は専制の下にあったため、女子が男子とともに革命を志し、共に協力して尚武の精神を振興して専制を打倒した<sup>28</sup>。しかし世界の趨勢は常にそうではない。確かに世の中では、強者が弱者を凌ぐ。したがって弱者同士が力を合わせて強者に抵抗する。両者の力が同程度になれば、抵抗する力は不要となり、人々の争いはなくなる。その代わりにお互い協力し合い、各自が役割を分担して人間以外の強権に抵抗すべきである。(中略)ダーウィンの『進化論』では、地球には養分が不足しているため人類は生存競争を避けられないという。しかし今日は必ずしもそうではない。利己的な行為では、最終的に勝利を得ることはできない。生存競争説は過去の説となりつつあり、新進化学はその理論を主張できなくなるだろう。(中略)将来戦争がなくなり、男子の体力も退化するため、体力は女子より強くなり、男女の権力も等しくならなければならない<sup>29</sup>。

蔡は、生存競争がなくなれば戦争のない世界となり、男子の体力が退化して男女の権力も等しくならなければならないと考えていた。つまり、新たに立てた中華民国では今後戦争がなくなることを想定し、女子には「初等教育から中等教育に至るまで実業、美術、文学などを重視すればよい」<sup>30</sup>と主張したのである。蔡は総長に選ばれる前にドイツに4年間留学しており、こうした経験からも上記の発言が出てきたのであろう。

蔡は演説の中で、さらに新しい見解を示した。衣食住に関する教育について、蔡は「アメリカ人某君」の言葉を借りる形で、以下のように発言した。

アメリカ人某君(アメリカの教育学者デューイを指す)は、実業教育を提唱している。彼に言わせれば、学校教育は人の能力を喪失させてしまう。(中略)したがって某君の教

育では、教科書を使わず、男女とも台所で食事を作り、これまで女子の仕事とされた裁縫も男子に学ばせている。また、男子の仕事とされた木を研いて武器にすることも女子にさせている。物事すべてが科学の中に存在する。野菜は植物学、肉は動物学、烹調（料理の意）の中に化学物理がある。尺を使って布と綯を図るのは算学である。はさみで切ることは地理学と繋がる。（中略）某氏の主張は『学校と社会』に述べられている。この書名は、『学校と生活』に変更したほうが良いと思う。某氏の主張は多くの賛同者を得ている。最近の小学校や中学校では手工を必ず履修させている。生活教育を目的としているためだ。手工には日常用のもの、美術品になるもの、あるいは日常用的なものにさらに芸術性を加えて仕上げられたものがある。美術は役に立たないように見えるものの、実に生活に役に立つ。従って、女子にのみ手工と美術を中心に学ばせるのではなく、男子にも手工と美術を学ばせるべきである。これが男女の教育における平等の一側面を表すものである<sup>31</sup>。

このように蔡は、これまで女子教育の内容とされたものと男子の教育内容とされたものを融合させて、「男女共学」の内容とすることが、現在の世界趨勢に合うと考えていた。つまり、男女平等を表わす「男女共学」によって、女子は家政に努めるとともに、これまで男子の領域とされてきた「社会」にも貢献できるようにすべきだとしているのである。これは蔡が一貫して訴えた女子教育論であった。

新学制において、蔡と陸は新しい女子教育を推進しようとしていた。しかし、「弁法」は「暫行」のものであったため、彼らの女子教育観をすべて表すことはできなかった。それでは、この「弁法」が定められた年の9月に出された各種「学校令」に、彼らの男女共学論はどのように反映されたのだろうか。

## 第2節 「壬子癸丑学制」における女子教育規程の特質

### —日本との比較を通して

#### 2-1 学校令における女子教育の内容

蔡は「弁法」起草委員会の意見を採用して、新学制の策定のために「全国の教育家を北

京に招集し、民国の教育事業を討論する」よう初めての中央レベルの教育会議を企画した。それが「臨時教育会議」である。1912年7月10日から8月10日まで32日に渡って臨時教育会議が開かれた。これを経て、同年9月に、教育部は教育宗旨や学校系統令を公布した他、小学令、中学校令、師範学校令、専門学校令、大学令を次々と頒布した。以下では小学令、中学校令、師範学校令における女子教育の内容を取り上げて分析する。

### (1) 小学校令

1912年9月28日に公布した「小学校令」の「総綱」の第1条には「小学校教育は児童の心身の発育に留意し、国民道德の基礎を養う。また生活に必要な知識技能を教えることを宗旨とする」<sup>32</sup>とある。そして続く第2条には「小学校は初等小学校と高等小学校を分設する。併設する場合は初等高等小学校という名を用いる」<sup>33</sup>と記されている。

そして、「小学校令」の「教科及び編制」では、初等小学校の修業期限を4年とし、高等小学校は3年とした。初等小学校の教科目には、「修身、国文、算術、手工、図画、唱歌、体操、女子には裁縫を加える」と記され、加えて「状況により手工、図画、唱歌の1科目あるいは数科目は、暫時欠いても良い」<sup>34</sup>とされた。高等小学校の場合、「修身、国文、算術、本国歴史、地理、理科、手工、図画、唱歌、体操、男子は農業、女子は裁縫」<sup>35</sup>と記されている。さらに「地方状況によって農業は欠いても良い。また商業に改めても良い。英語、その他の外国語も加えて構わない。手工や唱歌も暫時欠くことを許す」<sup>36</sup>との内容を加えている。

このように、「小学校令」には女子の初等と高等小学校に関する規定が見当たらないため、教科目の例外の「男は農業、女は裁縫」を除けば基本的に初等、高等小学校は「男女同校共学」を認めているといえる。

### (2) 中学校令

「中学校令」の第1条では「中学校は普通教育を補完するためにあり、健全な国民を養成することを主旨とする」とあり、これに続く第2条には、「女子に中等教育を教える学校を女子中学校と称す」と記された<sup>37</sup>。つまり、「中学校令」「弁法」と同様に中学校は普通教育機関として文科、実科の区別を廃止し、さらに女子にも中等教育を与えることが制

度化された。

同時に中学校は「男女別校別学」とすることが提唱された。「中学校令施行規則」の「学科及び程度」の第1条には「中学校の学科目として修身、国文、外国語、歴史、地理、数学、博物、物理、化学、法制経済、図画、手工、楽歌、体操、女子中学校には家事、園芸、裁縫科を加える。ただし園芸は欠いても良い」と定め、「外国語は主に英語とし、地方の特別状況によって、フランス語、ドイツ語、ロシア語を選択する必要もある」と示された<sup>38</sup>。さらに各科目の「要旨」を見ると、数学で男子に学ばせる三角法が女子には免除され、女子は手工科目として編物、刺繍、摘綿、造花などを主とすることとした。また、女子の兵式体操を免じた<sup>39</sup>。

### (3) 師範教育令

「師範教育令」第1条には「女子を教える師範学校は女子師範学校と称し、小学校教員及び蒙養院の保母を養成することを目的とする。女子高等師範学校は女子中学校、女子師範学校の教員を養成することを目的とする」<sup>40</sup>とある。そして第10条には「女子師範学校に附属小学校を付設し、さらに蒙養院を設立しなければならない。女子高等師範学校には、附属小学校の他に女子中学校と蒙養院も併設しなければならない」<sup>41</sup>と定めている。師範学校本科を第1部と第2部に分け、予科1年間を経て本科第1部に入学させる。本科第1部は4年間で卒業とし、第2部は1年間で卒業すると定められた<sup>42</sup>。予科の科目は「修身、国文、習字、英語、数学、図画、楽歌、体操。女子師範学校は裁縫を加える」<sup>43</sup>こととなっている。

「師範学校規程」の男子の師範学校本科第1部の科目は「修身、教育、国文、習字、英語、歴史、地理、数学、博物、物理化学、法制経済、図画、手工、農業、楽歌、体操、地方によって農業を欠いても良い。他の外国語で英語に変えることができる」<sup>44</sup>と定めている。一方、女子師範学校本科第1部の科目は「修身、教育、国文、習字、歴史、地理、数学、博物、物理化学、法制経済、図画、手工（編物、刺繍、摘綿、造花など）、家事園芸、裁縫、楽歌、体操。地方の状況によって英語または他の外国語を加える。ただし家事園芸は欠いても良い」<sup>45</sup>と定められた。つまり、男子に必修として課した英語を女子には地方の状況によって加えろとし、家事園芸は欠いても良いとする一方で裁縫が加えられた。

そして男子の本科第2部の科目は、修身、教育、国文、数学、博物、物理化学、図画、

手工、農業、楽歌、体操となっている。女子の本科第2部の科目は男子の「農業」を「裁縫」に入れ替えたものだった。また女子師範学校においても兵式体操を免じている<sup>46</sup>。ちなみに、1913年2月に教育部が公布した「高等師範学校規程」には女子高等師範学校に関する内容は見当たらず、男子の高等師範学校のみに関する学校規程であった。

#### (4) 実業学校令

1913年8月4日教育部令第33号「実業学校令」には、実業学校を、甲種と乙種に分けて、甲種は完全な普通実業教育を施す学校、乙種は簡易な普通実業教育を施す学校と定められた。実業学校には、農業学校、工業学校、商業学校、商船学校、実業補習学校といった校種が例挙された<sup>47</sup>。そして女子の職業学校については、「地方の状況と女子の特質によって必要となった場合、実業学校の規程を参照にして作ること」<sup>48</sup>とし、一言ではあるが一応女子のための職業学校をつくることも認められた。

以上見てきたように、「壬子癸丑学制」では、小学校の男女共学を認め、清末の制度になかった女子のための普通教育である中等教育が制度化された。さらに、女子の職業学校のみならず、女子師範学校、女子高等師範学校の設立も制度化された。また、各種の女学校の科目やその要旨をみると、小学校の場合には「男は農業、女は裁縫」という例外の他は、「男女同校共学」であった。しかし中学校の場合は、別校だけでなく、女子には家事、園芸、裁縫科を別途加え、三角法や兵式体操が免除された。さらに手工は男子と異なり主に編物、刺繍、摘綿、造花などを学ばせることとした。女子師範学校も同様である。そして実業学校令には、地方の状況によって必要であれば女子の職業学校を作ればよいと記された。つまり、女子を男子と同様に中学校に入学できるとするなど入学基準を合わせた上で、男子と同様の教科目を学びながらも女子にはさらにその「特質」に配慮した教科目も加えられることとなったのである。

このように、范は蔡の女子教育意思にそって、女子の中等教育などが制度化され、教科目は男子と同様に女子にも学ばせることとなった。一方で、女子に「特質」を配慮した教科目がさらに加えられることとなり、蔡の「男女共学」教育を推進するには至らなかった。女子教育の主旨は「良妻賢母」養成のためとは明文化されなかったものの、「男女別学」を推進することを意図しているようにも見える。後述するように、蔡は新教育部が成立した3ヶ月後に教育総長を辞任した。このことは、蔡の「男女共学」に対する考え方が学制に



全て反映されなかった理由の一つと考えられる。

## 2-2 日本の女子教育制度との比較

これまでの先行研究では、「壬子癸丑学制」が「奏定学堂章程」と同じく日本の学制をモデルにしたと指摘されてきた。蔡は、「近代日本教育制度の中から、中国に適合するような合理的な部分を見つけることは難しくない」といい、「今に至るまで、われわれの教育規程には、日本の方法を取り入れたものが多かった。これはわれわれが日本に妥協していることを示すわけではない。日本の教育制度は欧米各国の教育制度を過去から変化させてきたものであって、すべて整然としているわけではない。しかも西洋人の独特の習慣も含んでいる。日本の制度は維新のときにつくられ、西洋各国の制度を取り入れて日本のものと折衷したものであったため、日本の方法を吸収することは最も適切である」<sup>49</sup>と述べている。さらに臨時教育会議の参加者として、後任の教育総長范をはじめ、陳宝泉（弘（宏）文学院速成師範科）ら日本留学経験者が多く占めていることも分かった<sup>50</sup>。それでは、具体的に日本の女子教育制度をどのように参考にしたのだろうか。

まず、日本の女子の初等教育制度を見てみよう。1872（明治 5）年の「学制序文」（被仰出書）では、「男女の別なく小学に従事」とされていることから、明治政府は男女が平等に小学教育を受ける方針を示していることが分かる。しかし、1879（明治 12）年の「教育令」第 42 条では「凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ防ゲナシ」と規定され、1891（明治 24）年の「学級編成等ニ関スル規則」第 2 条では、「同学年ノ女兒ノ数 1 学級ヲ組織スルニ足ルトキハ該学年ノ男女学級ヲ別ツベシ但第 1 学年及第 2 学年ニ於テハ此限りニ有ラス」とされた<sup>51</sup>。つまり、第 1 学年と第 2 学年は「共学」で良いが、その後は「同校」とすべきとされている。実際に日本で男女共学が認められたのは、1947（昭和 22）年に制定された教育基本法以降のことである。それに比べ、中華民国の「壬子癸丑学制」では小学校の「男女同校共学」が認められていた。

次に、日本の女子中等学校における履修科目の違いをみることにする。周知のように、日本で初めて制度として女子に必要な高等普通教育を施すとした「高等女学校」を尋常中学校の一種として位置付けたのが、1898（明治 24）年付勅令第 243 号の改正中学校令第 14 条であった。そして 1899（明治 32）年 2 月 8 日に公布された勅令第 31 号「高等女学校令」に基づき、1901（明治 34）年 3 月 22 日に「高等女学校施行規則」が出された。

1901（明治34）年3月5日の「中学校令施行規則」には、中学校の学科目を「修身、国語及漢文、外国語、歴史、地理、数学、博物、物理及化学、法制及経済、図画、唱歌、体操」とした。しかし高等女学校の科目として「修身、国語、外国語、歴史、地理、数学、理科、図画、家事、裁縫、音楽、体操」を挙げ、随意科目として教育、手芸の一科目または二科目を加えることができた。つまり、「博物、物理及化学」を「理科」の一つに、「法制及経済」でなく、家事、裁縫などを学ばせようとした。それゆえ、「この良妻賢母を目指す高等女学校の教育内容は、男子とは異なる女子特有の科目を定め、その学科の程度は男子より低いものであった」という指摘もある<sup>52</sup>。

こうして比較してみると、民国初期の女子中学校の科目では、日本の男子中等教育にある科目「博物、物理、化学、法制経済」を学ばせる外、さらに手工、園芸を加えて女子に学ばせようとしていたことが分かる。このように、民国初期の中学校学制は、日本の中学校男子が学んでいる科目を女子にも学ばせ、さらに女子ならではの園芸や手工の編物、刺繍、摘綿、造花などを課したものだといえる。

最後に、日本の女子師範学校と比較してみよう。日本では、女子師範学校の必要性が「学制序文」の2年後の1874（明治7）年に認められた。その後、師範学校令、師範教育令によって、教員養成のための師範学校制度が確立され、師範学校には女子部を、女子高等師範学校を独立設置することとなった。

「壬子癸丑学制」の「師範教育令」は、日本が1907（明治40）年4月17日に公布した「師範学校規程」を参考にしたものと思われる。

資料表6-3をみて分かるように、「師範学校規程」には、本科と予備科を置き、それぞれの学科課程を定めた。本科を第1部と第2部とに分け、予備科の修業年限は1年とし、本科第1部を4年、第2部は男子1年、女子は2年（4年制高等女学校卒業生）または1年（5年制高等女学校卒業生）とした。予備科は修業年限2年の高等小学校卒業生を入学させ、本科第1部は予備科修了者または修業年限3年の高等小学校卒業生を入学させることとした。

そして、履修科目は女子中学校と同様の内容になっていった。「壬子癸丑学制」の師範学校予備科では日本の女子師範学校予備科にない英語を履修させており、本科第一部は日本にない歴史、地理、博物、物理化学、法制経済、家事、園芸を女子師範学生に学ばせている。つまり「壬子癸丑学制」は女子に男子師範学生と同様に歴史、地理、博物、物理化学、法制経済科目を学ばせながら女子ならではの家事、園芸を加えて学ばせようとしたという

ことである。

表 6-3 「女子師範学校規程」（1912 年）と「師範学校規程」（1907 年）の比較

| 民国（1912年）<br>「壬子癸丑学制」 | 科目  | 修業年限    | 入学資格                           |
|-----------------------|---|---------|--------------------------------|
| 日本（明治40年）<br>「師範学校規程」 |   |         |                                |
| 予科（民国）                | 修身、国文、習字、英語、数学、図画、楽歌、体操、裁縫  | 1       | 高等小学校卒業者及び同等の学力者               |
| 予科（日本）                | 修身、国語及び漢文、習字、数学、図画、音楽、体操、裁縫   | 1       | 修業年限2年の高等小学校卒業者                |
| 本科第1部（民国）             | 修身、教育、国文、習字、歴史、地理、数学、博物、物理化学、法制経済、図画、手工、家事園芸、裁縫、楽歌、体操、地方状況によって英語または他外国語を加える | 4       | 予科卒業者及び同等の学力者                  |
| 本科第1部（日本）             | 修身、国語及び漢文、習字、数学、図画、手工、音楽、体操、裁縫、英語は随意科目である                                   | 4       | 予備科修了者、修業年限3年の高等小学校卒業者         |
| 本科第2部（民国）             | 修身、教育、国文、数学、博物、物理化学、図画、手工、裁縫、楽歌、体操  | 1       | 中学卒業者及び同等の学力者                  |
| 本科第2部（日本）             | 既得ノ知識技能ニ基キテ之ヲ統合補習セシメ殊ニ小学校ニ於ケル教職ニ関シ必要ナル事項ヲ習得セシムル                             | 2年または1年 | 2年（4年制高等女学校卒業者）1年（5年制高等女学校卒業者） |

注：本表は、璩鑫圭、唐良炎編『中国近代教育史資料編—学制演変—』（上海教育出版社 1991年）、文部省『学制百年史』（1976年）の中から抽出してまとめたものである。

「壬子癸丑学制」において女子高等師範学校は制度化されたものの、教育部からは「高等師範学校規程」しか公布されなかった。この「高等師範学校規程」は、1903（明治 36）年に改正された日本の高等師範学校規程を参考に策定されたと思われる。日本の本科が 5 部構成（国語漢文部、英語部、地理歴史部、数物化部、博物学部）に対して、「壬子癸丑学制」は国文部、英語部、地理歴史部、数学物理部、物理化学部、博物部の 6 学部で構成された。そして日本の数物化部を、中華民国においては数学物理部と物理科学部の 2 部に分けて行うこととしたのである。

日本の学制と比較すると、民国初期においても、日本を手本しつつも女子教育をそのまま移入していなかったことが分かる。この点をふまえた上で、蔡の「男女共学」という考え方がこの学制に反映されなかった理由を探ることは重要な課題である。以下では、後任の教育総長の教育観に焦点を絞り考察したい。

### 第3節 女子教育政策の揺らぎ

#### 3-1 教育総長范源濂の女子教育観

1912年2月、中華民国臨時政府（南京）の「臨時政府組織大綱」によって袁は第2代臨時大統領に選出され、南北統一をすすめた。3月10日、臨時大統領に就任した袁は、同月13日に唐紹儀を國務総理に任命した。翌月中華民国臨時政府（北京）は廃止され、同月南京の中華民国臨時政府も蔡の命令により解散することとなった。袁は改めて蔡を教育部総長に任命した。そして、蔡の推薦で、野党の最大派閥で袁の与党であった共和党の范源濂（以下、范）が教育次長となった。范は梁啓超の弟子であり、1900年に梁が開いた横浜大同学校に入学し、のち東京高等師範学校、東亜商業学校、1905年に清末の学部から学部主任を任じられて帰国した人物である。同年4月21日に、國務院が設立されるとともに中華民国政府（北京）の成立が宣告された。同月26日に教育部総長蔡と次長の范が着任し、新教育部を組織しはじめた。所在地は、接收された元清末学部の鉄匠胡同であった。

このように、南北政府が統一されてからも蔡は教育部長を務めた。范は留学経験者であり、元清末の学部の一員でもあった。しかし蔡はその後、袁の専制に不満を示し、自身が企画した全国レベルの臨時教育会議が行われていた最中の7月16日に教育総長を辞任することとなる。そして同年7月26日、教育次長の范が後任の教育総長となった。前教育総長蔡の女子教育に対する考え方が、継続されたかどうかをみるために、ここではまず范の女子教育観とその政策を明らかにする。

范の女子教育観を示す史料はまだ見当たらないものの、1904年に范が湖南の女性20名を下田歌子の実践女学校に入学させ、自ら本校で通訳を担った<sup>53</sup>ことを考えると、范が女子教育の振興に積極的であったことは間違いないだろう。范が教育総長となった4日後の7月31日、臨時教育会議の場で次の演説を行っている。

行政計画と教育宗旨の大綱については、すでに前総長蔡が示している。ここでは一個人として二つの意見を述べ、諸会員と意見交換したい。一つは民国固有の精神を發揮することについて、もう一つは個人の職業の独立を提唱することである<sup>54</sup>。

范が「民国固有の精神の發揮」と「職業の独立」を提唱しようとしたことが分かる。1912年12月に、教育部は小学校教則と課程表を改訂した。まず「小学校令」の「総綱」の第1条「小学校教育は児童の心身の發育に留意し、国民道德の基礎を養う。また生活に必要な知識技能を教えることを宗旨とする」という内容を次のように改訂した。

国民道德に関わる全ての事項や科目について注視した上で指示を行うこと。生活に役に立つ知識技能を、自由に応用できるまで学習させること。児童の身体を健全に発達させるよう、児童の心身発達の段階に教え方を合わせること。男女の特性や将来の生活に適した教育を施すこと。各科目の教授の目的や方法に関して正確に理解し、さらに相互に繋がり相互に資するように講じなければならない<sup>55</sup>。

このように、改訂された「小学校令」には「男女の特性及び将来の生活に適した教育を施すこと」と男女の性差を意識するような文言が加えられた。これに留まらず、修身と国文科目の要旨にもこうした文言が見られる。まず「修身の要旨」を見てみよう。

修身の要旨は児童の道德性を涵養することであり、その実践を導き出す初等小学校は、孝悌、親愛、信実、義勇、恭敬、勤儉、清潔に関わる諸道德の中で伝えやすいものを伝授し、ゆくゆくは社会や国家のためになるよう士気を高め、愛民愛国の精神を養う。高等小学校は、さらに内容を広げること。女子に対しては貞淑の徳、自立の理を最も習得させなければならない<sup>56</sup>。

このように、修身教育として「貞淑の徳」「自立の理」を女子に修得させなければならないと訴えている。さらに国文の要旨には「読本の文章はわかりやすく適切なものを模範とする。その題材は、歴史、地理、理科及び生活に必要な事項の中で面白いものを選択して使用する。女子の読本には、家事要項を加えることが適切である」<sup>57</sup>とある。つまり范は、女子の自立を説きつつも男女の性別の差を意識し、将来の生活に適した教育を施すべきと考えたのである。

また1913年『中華教育界』には、范の「憲法に義務教育を規定すべきであることに関する議論」という文章が載せられている<sup>58</sup>。范はこの中で「憲法に義務教育を規定するな

らば、男女問わずすべての学齡児童が数年を費やし、一定の場所で将来の生活のために学習し、その後国民の責務を尽くすことになるだろう」と義務教育を憲法で定めることを訴えた。そのために、「(一)父母及び代理者が児童を就学させる義務を負う。(二)公立小学校は学費を徴収しない。(三) 地方自治団体が学校開設の経費を負うこと、不足分を国庫から補助する」と、規定すべき点を提議した。つまり范は、女子も男子同様に義務教育を受けさせるべき存在であり、女子もその後男子とともにその責任を果たすべきであるという考えを示した。これが范の女子教育観の特徴といえる。

范は、蔡が述べたような女子の自立を促す教育を行うという考え方に沿いながらも、「男女共学」までは賛同しなかった。それゆえ「壬子癸丑学制」では、男子と同様に女子中等教育（女子中学校、女子職業学校）を制度化する一方で、女子の「特質」に特化した教科目編成を行ったのである。ただし、女子教育が「良妻賢母」養成のためであるとまでは明言していない。したがって、女子に多くの教科目を学ぶよう規定する「男女別学」の学制となった。この点が、蔡との女子教育観の違いであるといえる。

### 3-2 袁世凱帝政期の女子教育政策

1914年5月『中華民国約法』が制定された。これは袁の権力基盤を強化するために制定され、立法府に対して行政府を優位とした憲法であった<sup>59</sup>。また、袁は日本の法制大学に留学し共和政を提唱した湯化龍を、教育総長に任命した。以後、教育部から発された「特定教育綱要」「大統領申令」など種々の教育政策は、袁の教育意思を反映しており、大統領直属機関としての教育部が誕生したのだった。従来の研究においては、袁世凱が実権を握った時期の教育政策は「清末と同様な情況を呈すること」になったと指摘されてきた。本項では、袁の教育意思を反映したこれらの教育政策の中で、女子教育のあり方がどのように示されたかを見ることとする。それにより、「清末と同様な情況」が具体的に示す内容を明らかにしたい。

湯化龍を中心とした教育部は、同年12月に「整理教育方案草案」<sup>60</sup>を制定した。その中で、女子教育の方針について以下のように言及された。

普通教育の中で女子教育を施すことも重要である。我が国の女子教育はまだ幼稚である。数年前から各省が女子教育の必要性を認識するようになったが、一定の方針がない

ためその実施が防げられている。この弊害は甚だしい。今は理想を高らかに論じるよりも、良妻賢母育成主義を示し、これまでの委瑣、齷齪、放任、不羈の陋習から脱すべきである<sup>61</sup>。

蔡らの女子教育については「理想を高らかに論じ」たゆえに方針も定められなかったと批判し、「良妻賢母」養成という女子教育の方針を提案したことが分かる。この方針に基づいて初等小学校は「男女同校」とされたものの、女子高等小学校は各地域の状況によってなるべく多く設置することと定められた<sup>62</sup>。

そして、この「良妻賢母」を養成する方針を基に、女子の中等教育を「師範及び職業の教育を重視し、厳粛な風習紀律を保って維持する」<sup>63</sup>こととし、女子の中等教育を施すための校種2種類を定めた。この女子のための2種類の中等学校に関して注意すべきことが、次のように明記されている。まずは、女子師範学校について以下のように述べられている。

学校の教員と蒙養院の保母を養成するのが女子師範学校の目的である。具体的には、女子師範学校は各省に必ず一校を設置し、体育や初等小学校の訓練・教授の方法を重視し管理規定も厳粛に定め、その心身を修養する。校内に初等小学校や蒙養院などを附設し、その訓練を行う<sup>64</sup>。

このように、女子師範学校が小学校の教員と蒙養院の保母を養成するための学校であることを各省に知らせること、各省は必ず一校を設置して女子師範学生の心身を修養すること、管理規定を厳粛に定め体育や小学校の訓練、教授法を重視することを告知した。そして、女子師範学校の教育を通して女子の「繊細さ、我慢強い特性を発揮して、児童の指導に従事し、その教育家の天職を尽くす」ように期待したのだった。

女子の職業学校に関しては次のように述べた。

女子職業学校は職業に従事する女子を対象とする。その女子職業学校も各省に少なくとも一校を必ず設置すること。履修科目は、家政を主として、手工、図画、刺繍、造花の各科目を定める<sup>65</sup>。

そして、女子職業学校では、女子の「優美の本能を養い、労働の神聖さについて教え、

従来の褊隘、恬嬉の弊を無くすことによって、家庭や社会に対する利益を大きくする」<sup>66</sup>と説かれている。

つまり、女子の中等教育となる師範学校と職業学校は「省が参酌して設置し、厳粛な風習紀律を維持することが望まれる。そして、その天職の才能を伸ばし発展させる」ことにより、「女子教育の振興が社会に病をもたらすというように思わせるのではなく、家庭教育の改善が女子教育の振興によるものと知らしめる」<sup>67</sup>ことが期待された。

女子のための師範学校と職業学校の設立に関しては、袁の「特定教育綱要」（1915年1月22日）において、「女子師範学校は女子の職業を重視し、厳粛な風習と紀律を維持する。京師（北京を指す）は教育部から一校を設置し、各省は省費から支出し一校を設置すること」<sup>68</sup>、「実業学校にある女子職業など各種学校は職業教育であり、各省が地方の財政を参酌し、地方の物産や特性に応じて甲乙に分け、一県あるいは数県が協力して必ず一校、甲種は道ごと少なくとも一校を設置すること」<sup>69</sup>と定められた。

女子教育に「良妻賢母」を養成する方針が定められた理由は、袁の「教育要旨」の「戒貪争」（貪欲な争いを戒めることの意）にも述べられている。

人は競争を通して向上する。国は国と競って進歩する。学問も競争することによって万進する。技術も競い合うことによって進歩する。国家を進化させるには避けられない道である<sup>70</sup>。

このように、国家の進化のためには、学問や技術など各々の競争が不可欠だと指摘している。さらに「責任のある競争のみが国家の進化をもたらす」とも主張し、その根拠も示した。

なぜそう言えるのか。例えば、農夫は田畑を耕すため、勤労を惜しまない。寒さや暑さに負けず、土の性質にあった谷の種を選択し、日々収穫を求める者の農業が盛んになる。農夫は野と競争している。（中略）女子は賢妻良母（良妻賢母の意）に勉め家政と競争する。このような競争を責任ある競争といい、文明的競争という。国家がこのような競争を行えば、国家は日一日と進化する<sup>71</sup>。

農夫が野と競争し、女子が家政と競争するような責任ある文明的な競争を行えば、国家



が徐々に進化するとしている。一方で、「農夫として土の性質を知らず、谷の種も知らず、勤勞せず、肥料を蓄積しないのなら、いつかその田畑は他人のものとなる。(中略) 女子が家政を捨て国政を論じて事件を起こし、治安を乱すといった競争は無責任な競争であり、貪争という。国家にこのような貪争があれば国家が日一日と退化するのである」<sup>72</sup>と無責任な「貪争」が国家を退化させてしまうことを、逆説を用いて強調した。

ここで留意すべきことは、袁が、女子が「家政」を捨て「国政」を論じることを「無責任な貪争」と指摘していることである。つまり、袁は女子を「国政」から排除し、女子が「家政」を務めることを責務としたのである。これは女子を家庭に閉じこめようとする政略であった。それゆえ袁が「今日以降、わが国の政界、学界、軍界、農、工、商界及び女界諸国民は、必ず個人のため、人のため、社会や国家のためのことを考え、各自が責任を尽くしその貪争を戒めるよう願う」<sup>73</sup>と訴えたのである。このように、女子が国政を論じるような貪争を戒め、家政と競争して、個人のため、人のため、社会や国家のためのことを考え責任を尽くすような「教育要旨」を示したのである。

こうして、袁は民国の学制「壬子癸丑学制」に初めて女子普通教育の女子中学校と高等師範学校を廃止し、女子が専ら「家政」に努めるように教育を施そうとしたのである。これは蔡が訴えたような、社会にも貢献する「良妻賢母養成」の女子教育を否定するものであった。これは、袁の女子教育観を示す一例といえる。

1915年7月31日、教令第30号「大統領申令」の「高等小学校令」、「国民学校令」に続き、同年11月7日には教令第68号として中学校に附設する初等普通教育の「予備学校令」が出された。また、1916年1月8日に教育部が公布した「国民学校令施行細則」の第19条には、「国民学校あるいは分校（国立や県立学校附属の国民学校）の場合、女学生が1クラスの人数に達した場合、別の女子クラスをつくること。ただし第1学年と第2学年においてはこの限りではない」と定められた<sup>74</sup>。つまり、初等小学校までは「男女別学」を採用しようとしていたことが分かる。そしてこの文言は、前述した明治24年に出された「学級編成等ニ関スル規則」第2条を「そのまま写した」といっても過言ではないということも最後に補足したい。

## 小括

民国設立当初は政情が不安定であり、教育総長も次々に交代した。こうした中で制定された教育制度の「壬子癸丑学制」がどこまで地方や学校現場に浸透したかは疑わしく、今後解明すべき課題である。この「壬子癸丑学制」は、これまで日本の学制を手本として制定されたと指摘されてきた。本章でも明らかにしたように、女子のために策定された制度も、日本を手本としていた。また本章でみたように、民国初代の教育総長蔡は、「男女共学」を通して「社会」にも貢献するような「良妻賢母養成」の女子教育を目指した。そして後任の教育総長范は、蔡の女子教育の意思に従って、女子のための普通教育である中等教育などを制度化し、女子に男子と同様の教科目を課した。一方では、女子の「特質」に配慮し、将来の生活に適した裁縫や刺繍などの教科目を学ばせる「男女別学」を推進しようとした。

それに対して、帝政に戻そうとした袁世凱は、専ら「家政」を担う「良妻賢母」を育成する女子教育を目指した。そのために、蔡らが制度化した女子のための中学校などを廃し、女子の初等教育と中等教育として師範学校と職業学校において教育を与えようとした。つまり袁は女子を「国政」（社会）から排除し、「家政」（家庭生活）に閉じこめることを企図していたことが明らかになった。

このように、両者とも清末の「賢母養成」の女子教育の方針を継承し、その上で異なる「良妻賢母」の育成を目指していたことを論じた。同時に、民国の女子教育も日本の教育制度をモデルとしていたことも明らかになった。1916年6月に袁が悶死したことにより再び教育総長となった范は、袁の教育政策を廃止して「壬子癸丑学制」を回復させ、修正を行った。さらに范の推薦で北京大学の校長を務めた蔡は、1919年9名の女子聴講生を受け入れ、大学の「男女共学」も実行しようとしたのである。また、同年「二十一カ条要求」を契機として排日感情が急速に高まり、平等、民主、平和を求める大学生らによって「五四運動」も起こった。これらをきっかけに、新たな教育制度が模索されはじめ、1922年、新学制「壬戌学制」が公布されたのだった。

## 【註】

---

1 近代中国における教育制度は、次のように時期区分できる。1904年～1911年「奏定学堂章程」、1912年～1921年「壬子癸丑学制」、1922年～1945年「壬戌学制」の3つの学校制度で区切られる。

2 毛礼锐、沈灌群主編『中国教育通史』（第4巻、山東教育出版社、1987年）、杜学元『中国女子教育通史』（貴州教育出版社、1996年）、崔淑芬『中国女子教育史—古代から一九四八年まで—』（中国書店、2007年）など。

3 阿部洋『中国近代学校史研究』福村出版社、1993年

4 小林善文『中国近代教育の普及と改革に関する研究』汲古書院、2002年

5 蔡（字鶴卿、号子民）は1868年、浙江省紹興府山陰県に生まれた。1889年に挙人に合格。1892年にはさらに進士に合格して翰林院庶吉士となり、94年には翰林院編集となった。康有為・梁啓超両氏による1898年の変法運動には参加しなかったものの、関与を疑われ政変失敗の3ヵ月後に翰林院の職を辞し、郷里に帰って教育界に身を投じた。1901年には上海の南洋工学に努めながら、教育、出版、実業の三部を設けた「中国教育会」を創立した。翌年12月頃中国教育会が設立した「愛国女学校」を、上海のイギリス租界内に設立した。1904年さらに「光復会」を組織して会長となり、反満秘密団体として発展させた。しかし反満活動が芳しくなかったため、「中国を救うには学問をもってする他はない。世界で学術の最も優れているのはドイツだ」と認識し、1907年にドイツへの留学を叶えた。そして孫文からの教育総長の就任の命令によって帰国した（高平叔『蔡元培全集』中華書局、1984年）。1902年8月、蔡の日本遊歴の間に、在日中国人留学生取締事件が起こった。呉もちょうど滞日中であつたため、多くの在日中国人がその解決を中央から派遣された呉に求めたようである。事件解決後、蔡は事件当事者である呉敬恒と一緒に帰国したことから、蔡は日本視察中に呉との面会もあつたと考えられる。後に蔡は呉敬恒との交際を深めた。

6 蔣維喬の「民国教育部創設期の状況」によれば、蔡らは中華民国臨時政府（南京）に就任することが決まったが、孫から教育部の部屋を自分で探すしかないと言われた。蔡は自

---

ら江蘇省総督府内務司馬湘伯内務司長と交渉して3つの部屋を借り、発足当初は蔡と蔣の外に会計1名の合計3名のみで教育部は構成されたようである。(前掲、璩鑫圭、唐良炎編『中国近代教育史資料編—学制演変—』上海教育出版社、1991年、628～629頁)

7 同上、596～597頁

8 同上、598～599頁

9 同上、628頁

10 舒新城『教育叢書 近代中国教育史料』第4冊、中華書局、1928年、195～198頁

11 同上

12 前掲『中国近代教育史資料編—学制演変—』1071頁

13 同上、618～619頁

14 同上、619頁

15 陸費逵「男女共学問題」『教育雑誌』第2巻11期、1910年、2213～2215頁

16 陸費逵「論教育部総長与全国文化之関係」『教育雑誌』第3巻12期、1912年、3455頁

17 前掲『蔡元培全集』第1巻、139～152頁

18 同上、150～151頁

19 同上、151～152頁

20 同上、151頁

21 同上、152頁

22 同上

23 蔡元培「全国臨時教育会議開会詞」(高平叔『蔡元培全集』中華書局、1984年、第2巻、302頁)

24 同上

25 同上、305頁

26 前掲、306頁

27 同上

28 蔡らが1902年に創設した愛国女学校は、女子にフランス革命史やロシア虚無党史を教え、化学を重視して爆弾製造訓練を行ったとされる。蔡は「革命には二つの方法しかなく、一つは暴動であり、一つは暗殺である」と述べ、「愛国学社は暴動の種を蒔く準備を行い、愛国女学校では暗殺の種を蒔く準備した」と回想している。(「我在教育界的經驗」蔡建国

---

『蔡元培先生記念集』中華書局、1984年、256、243頁)

29 同上、303頁

30 同上、306頁

31 同上、306～307頁

32 前掲『中国近代教育史資料編—学制演變—』653頁

33 同上

34 同上、654頁

35 同上

36 同上

37 同上、659頁

38 同上、669頁

39 同上、669～671頁

40 同上、660頁

41 同上、661頁

42 同上、677頁

43 同上

44 同上、677～678頁

45 同上

46 同上、682～683頁

47 同上、721頁

48 同上

49 蔡元培「全国臨時教育會議開會詞」、高平叔『蔡元培全集』（中華書局、1984年、第2卷、264頁）

50 経志江、船寄俊雄「中華民国における高等師範教育制度の成立とその性格」『神戸大学発達科学部研究紀要』第12巻第1号、2004年

51 文部省『学制百年史』1976年

52 永田千恵子「高等女学校規程から高等女学校令に」『相愛女子短期大学研究論集』1985年

53 前掲、阿部洋『中国近代学校史研究』100頁

54 前掲、『中国近代教育史資料編—学制演變—』648頁

55 同上、690頁

56 同上、690～691頁

57 同上、691頁

- 
- 58 范源濂「論義務教育当規定于憲法」[J]『中華教育界』1913年
- 59 山田辰雄「第3節 袁世凱の政治と帝政論」、宇野重吉・天児慧編『二〇世紀の中国 政治變動と国際契機』（東京大学出版会、1994年、63～64頁）
- 60 前掲『中国近代教育史資料編—学制演變—』733～747頁
- 61 同上、743頁
- 62 同上、744頁
- 63 同上、743頁
- 64 同上、744頁
- 65 同上
- 66 同上
- 67 同上
- 68 同上、755頁
- 69 同上
- 70 同上、765頁
- 71 同上
- 72 同上
- 73 同上、765～766頁
- 74 同上、774～805頁

## 終章

### 第1節 本論のまとめと結論

ここまで清末中国における女子教育の成立過程と、これに対する日本教育界の働きかけについて分析し、清末中国と日本相互の教育認識を明らかにしてきた。以下では、まとめを行う。

日清戦争後、特に義和団事件後の1901年、「内憂外患」の感を募らせた清政府は、近代教育の「育才」による救国を図った。その際、1898年に湖広総督張之洞が著した『勸学篇』で論じられた学堂設置や日本への「留学」、日本語の書物の「広訳」が、地方官員の改革案に多くの賛同を得て上奏された。清政府はこれらを受けて「日本モデル」を採用しながら教育改革を推進し、張百熙を管学大臣に任命し、その改革の任を委ねた。管学大臣張は、学制などの制定のために欧米各国と日本視察を計画しており、京師大学堂総教習に選ばれた呉は欧米ではなく日本視察の任務を受けた。そしてこの視察の前段階における新政に、女子教育の制度改革が含まれていなかったことも明らかになった。

一方、日清戦争に勝利したことを契機として、日本の教育界は中国の女子教育にも関心を持つようになっていった。呉の日本視察の中に女子教育に関する内容はもともと計画されていなかったものの、文部省は呉に女子教育現場を参観させ、また呉のために開いた講義にも女子教育の規則などの内容を含めるなどした。さらに女子教育関係者は、呉に対して女子教育の意義を直接話したり、書簡で説得したりしていた。また雑誌上では、中国女子教育に対する日本の女性たちの関心が喚起された。呉から中国の女性の置かれた状況や女子教育の現状を聞き、中国女子教育の遅れを取り戻すためには日本が指導的立場に立つべきだと書かれている。呉の視察を機に、多くの女性雑誌では中国の女性に関する記事が増加した。そして記事の内容も、中国を訪問した者から状況を聞いたり、実際に会員を中国に派遣して調査を行わせたりして書かれるようになった。

呉の視察前の雑誌には、身分の低い女性のみが「無識無筆」と論じられていた。しかし、呉の視察後には、あらゆる階層の中国人女性が「文明的科学的な教育」を受けおらず、無教育な状態に置かれていることが殊更に強調され始める。その一方で、家庭においては女性が力を持っていることも強調された。このような論じ方によって、中国の子どもが無教育な女性に育てられていることを日本女性に印象づけようとしたので

ある。そして、無教育な中国女性を日本が「啓発誘導」しなければならないという論調で、日本女性がこれに共鳴することを期待した。つまり呉の語りは、中国女子教育に対する日本人女性の関心を喚起させる好材料となったのであった。

呉は日本で女子教育を視察するうちに、自らの女子教育に関する知見を深めるべく努めるようになった。日本の女子教育を自身の目で確認し、日本の「開明」が女子教育の成果によるものだと認識し、女子教育の振興が中国の急務であると管学大臣張に訴えたのである。教育内容としては、知育や体育が必要なことはもちろんであるが、日本の女子教育の経験を聞いた上で、さらに儒学に基づく徳育を重視すべきとの意見を伝えた。そして、何よりもまずは教員養成が必要であることを痛感し、女子師範学校における女子教員養成に関する情報を中国に伝えたのである。

当時の中国政府は、男子に対する近代教育のみを改革の範疇としていた。この責務を負って日本の教育視察に来た呉ではあったが、実際に日本で女子教育も盛んになっていることを目の当たりにした。こうした状況に対し、彼は驚きを隠すことができなかった。女子教育の制度化が国の独立の基礎になると認識するようになった呉は、日本の女子教育の意義や内容を高く評価してその導入を主張し、中国政府を納得させようとしたのである。

呉は演説の中で、日本からの教師の援助を求める旨の発言を行い、日本にその準備を整えることを訴えた。この呉の発言が、東洋婦人会の発足を後押しすることとなった。「奏定学堂章程」制定段階においては、女学校設置は賛同を得られなかった。しかし女子教育の意義が徐々に認められている状況を鑑み、東洋婦人会は女子教育制度を早く導入するように啓蒙活動を行い、中国人の会員を増やそうとしたのである。とくに清藤の中国調査を通して女子教育の普及が進んでいることを把握し、東洋婦人会は中国に対する「文明的科学的な」教育普及事業に携わろうとした。その端緒として、中国に派遣する女教員の養成を始めたのである。

1904年の「奏定学堂章程」にある「蒙養院章程及び家庭教育法章程」では、家庭教育を行うための女子教育の必要性を認めながらも、女学堂設置の内容までは含んでいなかった。その代わりに各家庭に教科書を配布して母親に勉強させ、同時に彼女たちが家庭教育を行うようにし、各家庭が幼稚園のようになることを期待した。一方、日本の女子師範学校や附属幼稚園方式を採用し、現存の乳児院と敬節堂という両施設に蒙養院を設けることを推進し、両施設に収容している女性をまず「保母」として養成することとし



た。乳児院の女性はもともと乳児の世話をさせるために雇っており、敬節堂の女性のほとんどは各家庭に雇われた乳母だったからである。

3年後の1907年に「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」が公布された。両章程の主旨を見ても、1904年「蒙養院章程及び家庭教育法章程」と同じく女子教育は「家庭教育」のためとされている。また、両章程とも徳知体三育を重視している。師範学校に関しては、学費を徴収しない代わりに卒業後、女子小学堂あるいは蒙養院で3年以下の勤務が義務とされていた。

こうした女子教育に対する考え方や章程に採用された内容を見ると、呉が日本から持ち帰った女子教育の情報を参考にしていることは明らかである。公布までに3年を要したのは、呉が記した日本のミッション系女学校の設置により起こった「自由放縦の弊害」を恐れたためであった。「蒙養院章程及び家庭教育法章程」の公布以来、女子教育の必要性を唱える者が多くなり、実際この間に女学堂の数も増えていたことも新たな章程策定の一因となった。

中華民国の初代教育総長である蔡は、従来通り女子教育を「賢母」養成を目的とするのではなく、「男女共学」を進めることによって社会においても自立貢献できるような「良妻賢母」養成を目的とする方針に変えることを目指した。後任の教育総長范源濂は、蔡のこうした考え方に沿い、女子に普通教育である中等教育などを制度化し、男子と同様の教科目を課した。その一方で、女子の「特質」を配慮した裁縫や刺繍なども加え、「男女別学」を行うこととした。これに対し、帝政復活を図った袁世凱は、「家政」に専心する「良妻賢母」を養成する女子教育を目指した。蔡らが制度化した女子中等教育などを廃止し、女子の初等教育と、中等教育である師範学校と職業学校を制度化しようとした。つまり袁の女子教育の方針は、女子を「国政」（社会）から排除し、「家政」（家庭生活）に閉じこめようとするものだったのである。このように、両者とも清末の「賢母」養成のための女子教育方針を継承しつつも、異なる「良妻」の育成を目指していたことを本研究では論じた。

日清戦争後、日本は「東洋主人」の地位を狙っていた。中国の女子教育を指導することを義務と考え、呉に女子教育の制度化を勧めたのである。この義務を果たすためには日本の女性の働きかけが必要であり、彼女たちこそが中国の女子教育を指導できる立場にあることを日本人女性に啓蒙する動きが、この時期本格的に始まった。呉の日本教育視察を機に、日本は中国の女子教育普及事業を「啓発誘導」できるように態勢を整えようとしたのであった。清藤の言葉にみられるように、日本女性が中国の女子教育を「啓

発誘導」することにより日本の「中国啓蒙の大業」が完成するという認識の下で、中国派遣女教員養成事業は行われた。中国に対して「我が勢力を扶植する」ことを当時主張していた『教育時論』等の教育認識と、女子教育に対する認識は非常に似通っている。

そして日清戦争に敗戦した上に義和団事件が起こり、「内憂外患」の状態に置かれた清政府は、「育才」による救国を期待するようになった。その際、「速成」効果を得ようと、西洋化された日本の教育制度をモデルにしようとした。日本の教育界が説いたように、清政府もまず家庭教育を振興するために「賢母」を養成する女子教育の必要性を認めるようになる。しかし一方で、日本のミッション系女学校で起こったような女権拡張運動を憂慮し、女学校を設立することに対しては消極的、批判的であった。この代替策として「蒙養院章程及び家庭教育法章程」を設けたのである。こうした流れの下で、多くの地方官民によって女学堂設立が推進され、制度策定も実行に移されることとなった。その後の民国建国の際には、日本をモデルとしながらも「賢母」養成だけでなく「良妻」養成を加えた「良妻賢母」養成を目的とした女子教育を制度化しようとしたのであった。このように本研究では、女子教育も日本の教育制度をモデルとして制度化されたことを裏付けることができた。

## 第2節 今後の課題と展望

以上述べたように、本研究は、日本による啓蒙活動や情報提供といった中国への働きかけと、これに対する中国の受容の分析を通して、清末中国の女子教育が日本の女子教育をもとに制度化されたことを明らかにした。日清戦争後、隣国日本との関係に大きな変化が現れ、清朝は日本を朝貢の国ではなく模範国として見做すようになった。そして近代的諸制度を導入する際のモデルとしたのである。清末中国の女子教育制度の導入過程における日中の交わりを本研究では明らかにした。こうした成果を受けて、以下では今後の課題について述べたい。

まず、第5章で述べたように、1907年に「女子小学堂章程」「女子師範学堂章程」制定された背景として、地方官員らの勧めや女学校設立の動きが挙げられる。多くの地方官員は、当時女子教育に関心を抱き、地方官民が設立した女学校には、多くの日本人女教員が雇われていた。今後の研究では、実際に女子教育を実行に移した地方官紳の動き（日本視察

派遣、日本人女教員の招聘など)に着目することで、近代日中女子教育の関係をより明確にしたい。また、地方の動向とその役割についても、今後の課題としたい。

中国における最初の近代女子教育制度は清末に確立されており、中国の近代教育の原点は清末の教育改革にあったといえる。民国初期の状況について述べた第 6 章では、建国のために「良妻賢母」を養成する女子教育が計画される過程を明らかにした。第 5 章でも述べたように、この「賢母」養成の女子教育の制度化は、すでに清末中国でなされている。こうしたことから、清末の女子教育と民国成立以後の連続性の考察も、近代中国女子教育を総合的に研究する上で不可欠であろう。また日本では、明治 30 年代に「良妻賢母」を養成する女子教育の必要性が主張されるようになったという指摘がある。民国成立以降の教育改革に、日本がどのように関わったかについても、より具体的に究明する必要がある。

そして最後に、近代中国における「国民形成」と女子教育との関係性についての問題も重要であり、この点について本研究では十分に論じることができなかった。清末だけでなく民国期も含め、中国における「国民国家」建設や「国民統合」達成に不可欠な「国家形成」のための教育改革とはいかなるものだったのだろうか。こうしたより大きな問題について今後検討する必要があると考える。

## 史料・参考文献（※は中国語史料と文献）

### 1. 未刊行史料

- ※沈桐生・董董潤輯校『光緒政要』崇義堂石印、1909年
- ※【東京都立図書館実藤恵秀文庫所蔵】吳汝綸『東遊叢録』三省堂、光緒28（1902）年、吳蔭培『嶽雲庵扶桑遊記』光緒32（1906）年、李樹恩、李達春『東瀛參觀録』光緒32（1906）年、陳榮昌『乙巳東遊日記』光緒31（1905）年
- ※【中国第1歴史檔案館蔵】「学部案卷」
- ※【中国国家図書館蔵】『東遊日報訳編』華北訳書局、1903年
- 【個人蔵】東洋婦人会編『清国雜観』東京印刷、明治41年
- 【個人蔵】東洋婦人会編『東洋婦人会会報』昭和14年
- 【個人蔵】東洋婦人会『支那訪問記』昭和16年
- 【個人蔵】東洋婦人会『東洋婦人会々員住所姓名書』昭和10年

### 2. 公刊史料

- ※『大清景光緒皇帝德宗実録』華聯出版社、1964年
- ※嚴一萍編（吳汝綸撰）『桐城吳先生全書』藝文印書館、1964年
- ※施培毅・徐寿凱校正（吳汝綸撰）『吳汝綸全集』安徽古籍叢書、黄山書社、2002年
- ※沈雲龍編（吳汝綸著、吳闈生編 近代中國史料叢刊）『桐城吳先生（汝綸）日記』文海出版社、1969年
- ※舒新城『教育叢書 近代中国教育史料』中華書局、1928年
- ※璩鑫圭、唐良炎編『中国近代教育史資料編—学制演變—』上海教育出版社、1991年
- ※『張文襄公全集』文華齋、1928年
- ※高平叔『蔡元培全集』中華書局、1984年
- ※湯志鈞・陳祖恩編『中国近代教育史史料匯編・戊戌時期教育』上海教育出版社、1993年
- 中村秋人『名媛卜筆蹟』博文館出版、明治42年12月
- ※蔡建国『蔡元培先生記念集』中華書局、1984年
- ※黃明同・吳熙釗『康有為早期遺稿述評』（附：「傑士上書彙録」）中山大学出版社、1988年
- ※蔣貴麟主編『康南海先生遺著彙刊（十一）』台北宏業書局、1976年
- 多賀秋五郎『近代中国教育史資料・清末編』日本學術振興会、1972年
- 阿部洋編集『近代日本のアジア教育認識・資料篇[中国の部]』龍溪書舎、1999年
- 宮崎滔天『三十三年之夢』国光書房、明治35年
- 小島麗逸・南里知樹編『近代日中關係史料』龍溪書舎、1976年

### 3. 雑誌・新聞

- ・『婦人新報』
- ・『女学雑誌』
- ・『婦人新報』
- ・『日本婦人』
- ・『大日本婦人教育会雑誌』
- ・『女鑑』
- ・『東京日々新聞』
- ・『大阪毎日新聞』
- ・『愛国婦人』
- ・『をんな』
- ・『婦女新聞』
- ・『東洋婦人画報』
- ・『教育時論』
- ・『教育公報』
- ・『教育界』
- ・『太陽』
- ・『国民教育』
- ※・『大公報』
- ※・『南方日報』
- ※・『教育雑誌』
- ※・『中華教育界』
- ※・『東亜同文会報告』
- ※・『大陸』
- ※・『東方雑誌』
- ※・『女子世界』
- ※・『警鐘日報』
- ※・『順天時報』

### 4. 文献

(単行本)

阿部洋『中国の近代教育と明治日本』（異文化接触と日本の教育⑥）福村出版、1990年

- 阿部洋『中国近代学校史研究—清末における近代学校制度の成立過程』福村出版、1993年
- 阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦』第一書房、1983年
- 山室信一『思想課題としてのアジア—基軸・連鎖・投企—』岩波書店、2001年
- 菅野正『清末日中関係史の研究』汲古書院、2002年
- 信一清三郎編『日本の外交』毎日新聞社、1961年
- ※陳翊林『最近三十年中国教育史』上海太平洋書店印行、1930年
- ※周予同『中国現代教育史』良友図書印刷公司印行、1934年
- ※陳青之『中国教育史』商務印書館、1936年
- 平塚益徳『近代支那教育文化史』目黒書店、1942年
- 多賀秋五郎『中国教育史』岩崎書店、1955年
- 多賀秋五郎『近代アジア教育史研究』（上・下巻）、岩崎学術出版社、1969年
- ※舒新城『近代中国教育思想史』中華書局、1930年
- ※任時先『中国教育思想史』商務印書局、1937年
- ※黄福慶『清末留日学生』中央研究院近代史研究所、1975年
- ※蘇雲峯『張之洞與湖北教育改革』台北中央研究院近代史研究所、1976年
- ※程謫凡『中国現代女子教育史』上海中華書局、1936年
- ※杜学元『中国女子教育通史』貴州教育出版社、1996年
- ※崔淑芬『中国女子教育史—古代から一九四八年まで—』中国書店、2007年
- ※汪婉『清末中国対日教育視察の研究』汲古書院、1998年
- ※周一川『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、2000年
- 上村希美雄『宮崎兄弟伝』日本編上・下葦書房、1984年
- ※毛礼鋭・沈灌群主『中国教育通史』第4巻、山東教育出版社、1987年
- 小林善文『中国近代教育の普及と改革に関する研究』汲古書院、2002年
- ※汪向荣『日本教習』生活、読書、新知三聯書店、1988年

## （研究論文）

- 細野浩二「中国対日留学史に関する一問題—清末における留学生派遣政策の成立過程の再検討」早稲田大学史学会、『史観』第86・87冊、1973年
- 阿部洋「お雇い日本人教習の研究—アジアの教育近代化と日本人—」『日本比較教育学会紀要』第8集、1984年
- 蔭山雅博「清末期中国における教育の近代化と日本人教習」阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦—戦前日本の在華教育事業』第一書房、1983年
- 二見剛史「京師法政学堂と松本亀次郎」阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦—戦前日本の在華教育事業』第一書房、1983年
- 小川嘉子「清末の近代学堂と日本女子教習—広東女子師範学堂を中心に—」『国立教育研究所紀要』第115集、1988年

- 佐藤尚子「明治期日本人の中国女子教育認識」『教育学紀要』第45巻、第1部、中国四国教育学会、1999年
- 佐藤尚子「明治婦人界と中国女子教育」『近代日本のアジア教育認識』研究代表阿部洋、平成6・7年
- 小野和子「下田歌子と服部宇之吉」上竹内好・橋川文三編『近代日本と中国』朝日新聞社、1974年
- ※周一川「清末留日学生中的女性」『歴史研究』第6期、中国社会科学院、1989年
- ※周一川「下田歌子与清末女性教育」『日本学』4号、中国北京大学日本研究中心、1995年
- ※謝長法「清末的留学生」『近代史研究』2期、中国社会科学院、1995年
- ※謝長法「清末的留日女学生及其活動与影響」『近代中国婦女史研究』第4期、1996年
- 容應黃「吳汝綸と『東遊叢録』—ある「洋務派」の教育改革案—」平野健一郎編『国際関係論のフロンティア2 近代日本とアジア：文化の交流と摩擦—』東京大学出版、1984年
- 汪婉「京師大学堂総教習吳汝綸の日本視察」『季刊中国研究』中国研究所、1993年
- 許海華「1902年の吳汝綸日本考察について」『千里文学論集』82号、2009年
- ※趙建民「吳汝綸赴日考察与中国学制近代化」『档案与史学』1995年
- ※翁飛「吳汝綸与京師大学堂」『安徽大学学报』第24卷第2期、2003年
- 村上勝彦「長江は第一線にして、満蒙は最後の塹壕なり—宮地貫道の事跡について(その1)—」『東京経大会誌』<経済学>259号、2008年
- 経志江・船寄俊雄「中華民国における高等師範教育制度の成立とその性格」『神戸大学発達科学部研究紀要』第12巻第1号、2004年
- 永田千恵子「学校規程から高等女学校令に」『相愛女子短期大学研究論集』1985年
- 山田辰雄「第3節 袁世凱の政治と帝政論」宇野重吉・天兒慧編『二〇世紀の中国 政治變動と国際契機』東京大学出版会、1994年
- 田正平「清末における中国知識人の日本教育視察」『国立教育研究所研究集録』第25号、1992年